

監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人鈴木和郎から平成23年3月31日に監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊とおりに公表する。

平成23年6月28日

福島県監査委員 嶋原 吉之助

福島県監査委員 宗方 保

福島県監査委員 野崎 直実

福島県監査委員 高野 宏之

平成 23 年 6 月 28 日（火曜日）

福島県報号外第 50 号別冊

平成 22 年度 包括外部監査報告書

県有財産の管理について

平成 23 年 3 月

福島県包括外部監査人

鈴木 和 郎

目 次

| | |
|----------------------------------------------|-----|
| I. 包括外部監査の概要 | 1 |
| 1. 外部監査の種類 | 1 |
| 2. 選定した特定の事件 | 1 |
| 3. 外部監査の対象期間 | 1 |
| 4. 外部監査の実施期間 | 1 |
| 5. 外部監査の実施体制 | 2 |
| 6. 外部監査の方法 | 2 |
| 7. 利害関係 | 2 |
| II. 公有財産の概要 | 3 |
| 1. 公有財産の分類と特徴 | 3 |
| 2. 福島県が保有する公有財産の現況（平成 21 年 3 月 31 日現在） | 6 |
| 3. 未利用県有地の管理処分 | 7 |
| III. 監査の結果と意見 | 16 |
| 1. はじめに | 16 |
| 2. 県有財産台帳の管理状況 | 16 |
| 3. 公有財産の評価方法 | 19 |
| 4. 県営住宅の管理状況 | 28 |
| 5. 個別財産の実態調査のまとめ | 37 |
| 6. 個別財産の実態調査の詳細内容（視察先又は意見等のある物件） | 45 |
| (1) 県営住宅 | 45 |
| (2) 普通財産 | 56 |
| ①財産管理課所管 | 56 |
| ②財産管理課所管以外 | 72 |
| (3) 行政財産 | 104 |
| 7. 個別財産の実態調査の詳細内容（その他の調査先） | 131 |
| (1) 普通財産 | 131 |
| (2) 行政財産 | 138 |
| (3) 普通財産・行政財産 | 161 |

I. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査のテーマ

県が保有する公有財産の利活用の状況

(2) テーマの選定理由

県が保有する公有財産（行政財産及び普通財産）の利活用の状況を調査し、法令に照らして適切な管理がなされているか、また、有効かつ効率的に活用されているかについて検証することは、今後の適正な行政運営に資するものと考えため、特定の事件として選定した。

(3) 監査の範囲

福島県が保有し、管理運営している地方自治法第 238 条第 1 項に掲げる公有財産たる不動産のうち、職員公舎を除く不動産（土地・建物・工作物・立木竹）を対象とした。職員公舎を監査範囲より除外したのは、監査委員監査との二重監査を避ける目的によるものである。

3. 外部監査の対象期間

原則として平成 21 年 3 月 31 日現在の公有財産を対象としたが、一部、平成 21 年 4 月 1 日から監査実施時までの状況変化について考慮した。

なお、監査対象の公有財産を平成 21 年 3 月 31 日現在のものとしたのは、監査対象物件を抽出するに当たり、監査着手時点の平成 22 年 6 月において作成されていた最新の公有財産表（公有財産明細）が、平成 21 年 3 月 31 日現在のものであったことによる。

4. 外部監査の実施期間

平成 22 年 6 月から平成 23 年 3 月まで

5. 外部監査の実施体制

| | | |
|---------|------------|------|
| 包括外部監査人 | 公認会計士 | 鈴木和郎 |
| 同補助者 | 公認会計士 | 佐藤成 |
| 同補助者 | 公認会計士 | 富樫健一 |
| 同補助者 | 公認会計士試験合格者 | 鈴木康将 |
| 同補助者 | 公認会計士試験合格者 | 齋藤健 |
| 同補助者 | 公認会計士試験合格者 | 松田卓也 |

6. 外部監査の方法

公有財産表に記載されている、県が保有する公有財産の管理の概要の説明を受け、次に監査対象機関から提出を受けた資料等に基づいてヒアリングを実施し、更に必要に応じて現地調査や詳細資料の提出を受けて調査分析を行った。

なお、監査の実施過程において、県営住宅に関しては実物資産の管理以外にも未収の滞留家賃の存在等の課題があることが判明したため、重点的に監査を実施することとした。

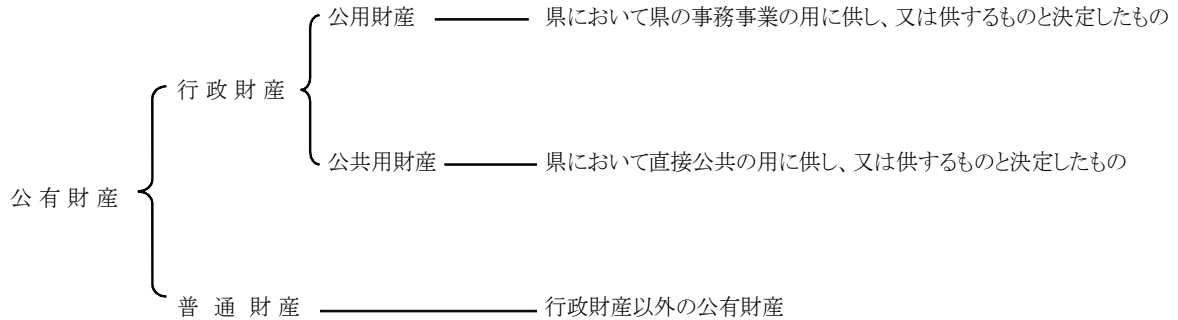
7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

Ⅱ. 公有財産の概要

1. 公有財産の分類と特徴

公有財産とは福島県の所有する財産のうち、地方自治法第 238 条第 1 項に掲げるものをいい、この財産は以下のように分類されている。



なお、地方自治法第 238 条第 1 項に掲げられている公有財産とは、以下のものである。

- ① 不動産
- ② 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- ③ 前 2 号に掲げる不動産及び動産の従物
- ④ 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- ⑤ 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- ⑥ 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- ⑦ 出資による権利
- ⑧ 財産の信託の受益権

これにより、公有財産の種類は、不動産（土地、建物等）、動産（船舶や浮棧橋等）、物権（地上権、地役権等）、無体財産（特許権等）及び有価証券（国債や株式等）等に分類される。

また、地方自治法第 238 条第 3 項において公有財産は行政財産と普通財産に分類するとされ、それぞれの財産は、その保有目的に応じて同条第 4 項において次のように定義されている。

行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

さらに、行政財産と普通財産の管理及び処分に関しては、地方自治法において次のように定められている。

| 項目 | 行政財産 | 普通財産 |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 根拠条文 | 地方自治法第 238 条の 4 | 地方自治法第 238 条の 5 |
| 特徴 | ①原則として貸付け、交換、売払い、譲与、出資目的化、信託、私権設定は不可 ②使用には許可必要 ③使用につき借地借家法不適用 ④貸付期間の制限なし （ただし福島県公有財産規則によると貸付期間は原則 1 年以内） | ①貸付け、交換、売払い、譲与、出資目的化、信託、私権設定が可能 ②貸付け等は一般の契約行為の扱い ③貸付けは借地借家法適用 ④貸付期間の制限なし （ただし福島県公有財産規則に貸付期間の定めあり） |

地方自治法に基づく上記の分類の他、福島県では、「福島県公有財産規則」、「福島県公有財産規則施行通達」及び「福島県職員公舎規則」において、行政財産については、使用目的により本庁舎や警察施設等の「公用財産」と、学校や公営住宅、公園等の「公共用財産」に分かれ、普通財産については、職員用の宿舎に使用する「職員公舎用普通財産」とそれ以外の「一般普通財産」に分類されている。

「福島県公有財産規則施行通達」

第 1 条（趣旨） 関係

4 「公有財産」とは、地方自治法第 238 条第 1 項各号に規定するものをいう。その取扱いに関して注意すべき事項は次のとおりである。

(1) 船舶

船舶については、船舶法（明治 32 年法律第 46 号）第 4 条から第 19 条までの規定の適用を受けるもののみ公有財産として取り扱うものとする。したがって、次に掲げる物については物品として取り扱われる。

ア 総トン数 20 トン未満の船舶

イ 端舟

ウ ろ、かいのみをもって運転し又は主としてろ、かいのみをもって運転する舟

(2) 無体財産権

地方自治法第 238 条第 1 項第 5 号に規定する無体財産権のうち、「その他これらに準ずる権利」としては意匠権等がある。

なお、特許を受ける権利等の出願中にかかる権利等については、いまだ法律上不確定な権利であるので、公有財産について取り扱わない。

(3) 有価証券及び出資による権利

有価証券及び出資による権利（出損を含む。）を取得した場合で、証券（株券）が発行されないときは領収証書等を徴するものとする。

(4) その他

電話加入権は、地方自治法第 238 条第 1 項に規定するものに該当しないため、公有財産としては取り扱われないものである。

第2条（用語の意義）関係

1 公有財産は、地方自治法第238条第3項の規定により行政財産と普通財産に分類されるが、種別、区分については、本規則に定めるもののほか次の表に定めるところによる。

| 分類 | 種別 | 区 分 |
|------|-------|--------------|
| 行政財産 | 公用財産 | 本庁舎(本庁舎) |
| | | 警察施設(庁舎) |
| | | 警察施設(特別公舎) |
| | | その他の施設(合同庁舎) |
| | | その他の施設(特別公舎) |
| | | その他の施設(各部局庁) |
| | 公共用財産 | 学校(高等学校) |
| | | 学校(その他の学校) |
| | | 公営住宅(公営住宅) |
| | | 公園(公園) |
| 普通財産 | なし | 職員公舎用普通財産 |
| | | 一般普通財産 |

「福島県職員公舎規則」

(公舎の種類)

第4条 公舎は、特別公舎及び普通公舎の二種類とする。

2 特別公舎とはその職務を遂行するために指定の場所に居住しなければならない職員の居住の用に供するために設置した別表第一に掲げる公舎をいい、普通公舎とは特別公舎以外の公舎をいう。

別表第一（第四条関係）

| 公舎名 | 公舎の番号 | 公舎の所在地 |
|----------------------------|----------|----------------------------|
| 一 福島県警察本部長公舎 | 1 | 福島市松木町六番二号 |
| 二 農業総合センター畜産研究所動物管理員公舎 | 12から19まで | 福島市荒井字地藏原甲一八番地 |
| 三 農業総合センター畜産研究所養鶏分場動物管理員公舎 | 3及び4 | 郡山市富田町字満水田一二番地 |
| 四 農業総合センター畜産研究所沼尻分場動物管理員公舎 | 10 | 耶麻郡猪苗代町大字蚕養字沼尻山甲三九九五番地の一九五 |
| 五 水産試験場相馬支場公舎 | 2 | 相馬市尾浜字追川一八番地の二 |

2. 福島県が保有する公有財産の現況（平成21年3月31日現在）

前述の福島県が保有する公有財産に関して、総務部財産管理課が作成した平成21年3月31日現在の「公有財産表」によると、公有財産の金額は次のとおりである。

<公有財産表の評価額>

（単位：千円）

| 分類 | 行政財産 | | | 普通財産 | 合計 |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 公用財産 | 公共用財産 | 小計 | | |
| 土地 | 49,816,110 | 227,035,050 | 276,851,161 | 35,165,306 | 312,016,467 |
| 建物 | 36,378,238 | 191,485,988 | 227,864,227 | 15,725,398 | 243,589,625 |
| 工作物 | 23,250,330 | 94,749,123 | 117,999,454 | 3,173,473 | 121,172,927 |
| 立木竹 | 1,084,044 | 41,756 | 1,125,801 | 23,596 | 1,149,398 |
| 動産 | 1,370,210 | 879,006 | 2,249,216 | 0 | 2,249,216 |
| 物権 | 52,451 | 0 | 52,451 | 4,342,778 | 4,395,230 |
| 無体財産権 | 0 | 0 | 0 | 202,523 | 202,523 |
| 有価証券 | 0 | 0 | 0 | 2,045,787 | 2,045,787 |
| 出資による権利 | 0 | 0 | 0 | 88,284,415 | 88,284,415 |
| 受託の受益権 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 111,951,386 | 514,190,925 | 626,142,312 | 148,963,279 | 775,105,591 |

（注）上記の表は千円未満切捨てで表示している。

「監査の範囲」に記載したとおり、今回の監査対象は、上表のうち職員公舎を除く不動産（土地・建物・工作物・立木竹）である。なお、「地方自治法施行規則」により「財産に関する調書」への記載不要とされている、道路、橋りょう及び河川等並びに公営企業資産の金額は上表に含まれておらず、監査対象からも除外した。

また、詳細な実態調査の対象物件の選定に当たり、「公有財産表」に計上されている物件のうち、通常は明らかに公共の目的で使用していると考えられる以下のような行政財産（庁舎及び学校等）は除外した。

| 分類 | 種別 | 区分 |
|------|-------|--------------|
| 行政財産 | 公用財産 | 本庁舎(本庁舎) |
| | | 警察施設(庁舎) |
| | | 警察施設(特別公舎) |
| | | その他の施設(合同庁舎) |
| | | その他の施設(特別公舎) |
| | | その他の施設(各部局庁) |
| | 公共用財産 | 学校(高等学校) |

3. 未利用県有地の管理処分

(1) 有効活用のための業務フロー

未利用の県有地の有効活用のための業務フローは次項の図のとおりである。まず、財産管理者が施設の用途廃止等により未利用となる土地や建物について、建物の管理状態などから未利用県有地を判定して、主管課内で県内部の有効活用の可能性を検討する。次に、他部局で再活用する場合は所管換え等を行い、活用できない場合は財産管理課へ報告する。

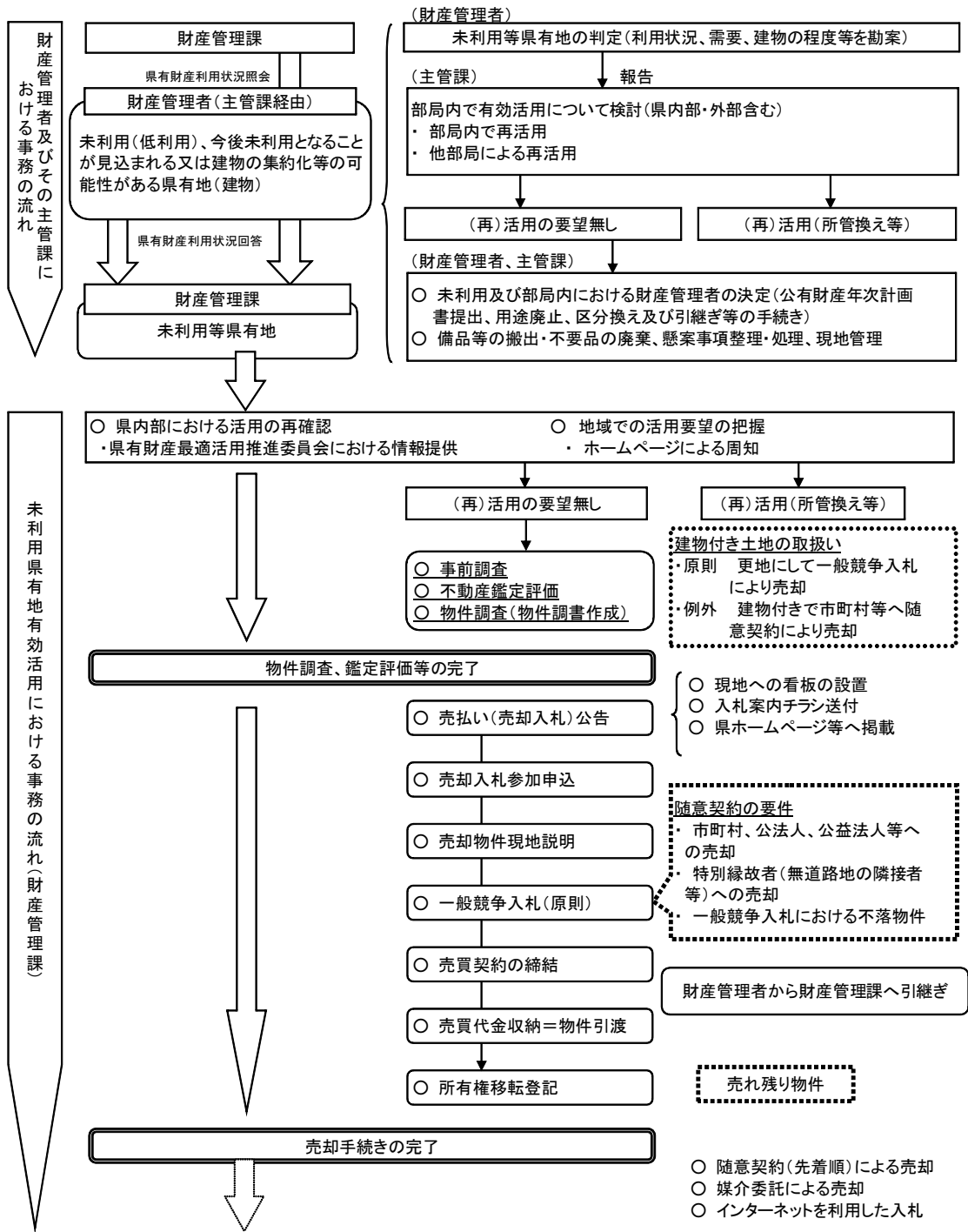
県内部で再活用しない場合には県有財産であることから、初めに国や地元市町村に対して公的活用の希望を照会する。公的な活用の希望がない場合、民間による活用が可能な財産については、物件調査及び鑑定評価の上、一般競争入札による売却を行う。

なお、市町村、公法人、公益法人等への売却や、特別縁故者（無道路地の隣接者等）への売却、一般競争入札の不落物件などは、随意契約による販売が行われることがある。

(注)「財産管理者」は、主管課長（総務部総務課や企画調整部企画調整課など各部局筆頭課の課長）、総務部財産管理課長、総務部施設管理課長、出先機関の長等と公有財産規則で定められている。

未利用県有地有効活用の流れ

【参考】



(2) 最近5年間の処分実績

平成17～21年度の5年間の未利用資産（土地建物）の処分実績は、以下の表のとおり単純平均で15.8件、456,530千円である。

処分金額ベースで処分実績全体の約2/3（66.6%）が一般競争入札によるものであり、市町村等への随意契約による処分は約1/4（24.9%）、その他は民間への随意契約となっている。

| 年度 | 平成17年度 | | | 平成18年度 | | | 平成19年度 | | | |
|----------|--------------|------------|---------------|------------|---------------|--------------|------------|------------|--------|---------|
| | 土地 | 建物その他 | 小計 | 土地 | 建物その他 | 小計 | 土地 | 建物その他 | 小計 | |
| 民間 | 一般競争入札 | 7 | 1 | 8 | 11 | 2 | 13 | 4 | 1 | 5 |
| | | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| | | 197,349 | 24,748 | 222,097 | 225,576 | 7,596 | 233,172 | 182,805 | 341 | 183,146 |
| | | | | | | | | | | |
| | 随意契約 | 先着順 | 5 | | 5 | 1 | | 1 | | |
| | | | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| | | | 69,127 | 69,127 | 9,194 | 9,194 | | | | |
| | | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | | | | |
| | | 先着順以外 | | | | 7 | | 7 | 1 | 1 |
| | | | | | | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| | | | | 4,526 | 4,526 | 13,800 | 13,800 | | 13,800 | |
| | | | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | | 千円 | |
| | 小計 | 12 | 1 | 13 | 19 | 2 | 21 | 5 | 1 | 6 |
| | | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| | | 266,476 | 24,748 | 291,224 | 239,296 | 7,596 | 246,892 | 196,605 | 341 | 196,946 |
| | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 市町村等 | 随意契約 | 2 | 1 | 3 | 2 | | 2 | 3 | 1 | 4 |
| | | 件 | 件 | 件 | 件 | | 件 | 件 | 件 | 件 |
| | | 59,499 | 10,710 | 70,209 | 15,077 | | 15,077 | 78,821 | 2,940 | 81,761 |
| | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | | 千円 | 千円 | 千円 | |
| 譲渡計 | | 14 | 2 | 16 | 21 | 2 | 23 | 8 | 2 | 10 |
| | | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| | | 325,975 | 35,458 | 361,433 | 254,373 | 7,596 | 261,969 | 275,426 | 3,281 | 278,707 |
| | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 市町村等譲与 | | 1 | | 1 | | | | | | |
| | | 件 | | 件 | | | | | | |
| | | 0 | | 0 | | | | | | |
| | | 千円 | | 千円 | | | | | | |
| 合計 | | 15 | 2 | 17 | 21 | 2 | 23 | 8 | 2 | 10 |
| | | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| | | 325,975 | 35,458 | 361,433 | 254,373 | 7,596 | 261,969 | 275,426 | 3,281 | 278,707 |
| | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 主な物件・売却額 | 旧蚕業試験場伊達駐在敷地 | せあぶり荘 | | 旧万世町職員公舎 | 旧農業試験場いわき支場建物 | | 旧腰浜町職員公舎敷地 | 旧こんにやく試験地 | | |
| | 98,000 | 24,748 | | 40,100 | 7,329 | | 99,000 | 2,940 | | |
| | 旧安達東高校大平校舎敷地 | 旧安達東高校大平校舎 | | 旧ハイテクプラザ敷地 | 旧昭和書庫敷地 | | 鏡石県有地 | 旧盲学校校長校舎敷地 | | |
| | 40,400 | 10,710 | | 39,700 | 267 | | 67,991 | 341 | | |
| | 旧相馬農業高校実習地 | | 旧農業試験場いわき支場敷地 | | | 旧渡利薬師町職員公舎敷地 | | | | |
| | 27,800 | | 38,721 | | | 53,000 | | | | |

備考 土地と建物その他の一括契約の場合は、土地と建物その他の各々に件数及び内訳金額を計上した。

| 年度 | 平成20年度 | | | 平成21年度 | | | 合計(平成17年度～21年度) | | | |
|----------|-----------|----------|---------|----------------|-----------------|---------|-----------------|---------|-----------|---------|
| | 土地 | 建物その他 | 小計 | 土地 | 建物その他 | 小計 | 土地 | 建物その他 | 小計 | |
| 民間 | 一般競争入札 | 2 | 1 | 3 | 1 | 1 | 25 | 5 | 30 | |
| | | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | |
| | | 495,672 | 379,143 | 874,815 | 8,150 | 8,150 | 1,109,552 | 411,828 | 1,521,380 | |
| | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | |
| | 随意契約 | 先着順 | | | | 2 | 2 | 8 | | 8 |
| | | | | | | 件 | 件 | 件 | | 件 |
| | | | | 15,520 | 15,520 | 93,841 | | | 93,841 | |
| | | | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | |
| | | 先着順以外 | 1 | | 1 | 2 | 1 | 3 | 11 | 1 |
| | 件 | | | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| | | 4,500 | | 4,500 | 73,480 | 2,225 | 75,705 | 96,306 | 2,225 | |
| | | 千円 | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | |
| | 小計 | 3 | 1 | 4 | 5 | 1 | 6 | 44 | 6 | |
| 件 | | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | |
| 500,172 | | 379,143 | 879,315 | 97,150 | 2,225 | 99,375 | 1,299,699 | 414,053 | 1,713,752 | |
| | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | |
| 市町村等 | 随意契約 | 3 | 1 | 4 | 11 | 2 | 13 | 21 | 5 | |
| | | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | |
| | | 93,698 | 938 | 94,636 | 306,822 | 395 | 307,217 | 553,917 | 14,983 | 568,900 |
| | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | |
| 譲渡計 | | 6 | 2 | 8 | 16 | 3 | 19 | 65 | 11 | |
| | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | |
| | 593,870 | 380,081 | 973,951 | 403,972 | 2,620 | 406,592 | 1,853,616 | 429,036 | 2,282,652 | |
| | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | |
| 市町村等譲与 | | | | | | 2 | 2 | 1 | 2 | |
| | | | | | | 件 | 件 | 件 | 件 | |
| | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | |
| 合計 | | 6 | 2 | 8 | 16 | 5 | 21 | 66 | 13 | |
| | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | |
| | 593,870 | 380,081 | 973,951 | 403,972 | 2,620 | 406,592 | 1,853,616 | 429,036 | 2,282,652 | |
| | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | |
| 主な物件・売却額 | ふくしま会館敷地 | ふくしま会館建物 | | 希望ヶ丘ホームグラウンド敷地 | 旧林業試験場新地圃場立木地 | | | | | |
| | 491,856 | 379,143 | | 107,116 | 2,225 | | | | | |
| | 新地町林木育種圃場 | 本宮高校校長校舎 | | 旧林業試験場新地圃場敷地 | 相馬農業高校飯館校敷地(一部) | | | | | |
| | 84,635 | 938 | | 71,442 | 395 | | | | | |
| | 会津農林高校敷地 | | | 旧会津工業高校本郷分校敷地 | | | | | | |
| 4,675 | | | 69,773 | | | | | | | |

備考 土地と建物その他の一括契約の場合は、土地と建物その他の各々に件数及び内訳金額を計上した。

(3) 平成22年4月1日現在の未利用県有地

平成22年4月1日現在の未利用県有地は以下のとおりである。これらの土地は今後も県としての利用は見込めないことから、インターネット等を通じての売却や、所在地の自治体への譲渡の交渉などにより、県は処分を進めていく方針としている。しかし、平成22年12月31日現在において売却等により処分が完了したのは、No.34の県北教育事務所（県北教育事務所長公舎）及びNo.36の県中教育事務所（聾学校校長公舎）の2件だけとなっている。

平成22年度 未利用県有地の状況（普通財産・土地）

総務部財産管理課（平成22年4月1日現在）

| No. | 財産管理者名 | 財産名(旧施設名等) | 所在地(地番が複数ある土地については代表的な地番を表示) | 登記地目 | 現況地目 | 実測数量(m ²) | 財産台帳価格(円) |
|-----|----------|-----------------------------|------------------------------|-------|------|-----------------------|---------------|
| 1 | 財産管理課 | 旧警察官待機宿舍敷地(いわき南警察署) | いわき市植田町南町2丁目4-35 | 宅地 | 宅地 | 769.34 | 15,650,000 |
| 2 | 財産管理課 | 旧警察官待機宿舍敷地(旧飯坂警察署長) | 福島市飯坂町字下川原31-5 | 宅地 他 | 宅地 他 | 423.66 | 6,190,000 |
| 3 | 財産管理課 | 旧職員公舎敷地(向新蔵) | 白河市向新蔵96 | 宅地 | 宅地 | 518.18 | 15,867,700 |
| 4 | 財産管理課 | 旧職員公舎敷地(遠瀬戸) | 福島市遠瀬戸18-1 | 宅地 | 宅地 | 2,189.73 | 71,707,000 |
| 5 | 財産管理課 | 旧職員公舎敷地(霞町) | 福島市霞町21-8 | 宅地 | 宅地 | 883.26 | 56,837,700 |
| 6 | 財産管理課 | 旧農業試験場会津支場 | 会津坂下町字小川原1002 | 宅地 | 宅地 | 32,346.61 | 485,199,100 |
| 7 | 財産管理課 | 旧警察共済組合保養所敷地 | 福島市町庭坂字砥石山40-18 | 宅地 | 宅地 | 3,518.27 | 76,976,200 |
| 8 | 財産管理課 | 旧職員公舎敷地(旧医科大学須川町) | 福島市須川町151B | 宅地 | 宅地 | 110.20 | 5,762,700 |
| 9 | 財産管理課 | 旧安達東高校大平分校 | 二本松市安達ヶ原1丁目57 | 山林 | 原野 | 267.77 | 18,500 |
| 10 | 財産管理課 | 須賀川堤県有地 | 須賀川市大字堤字松ノ木作88 | 山林 | 山林 | 114,878.32 | 5,686,200 |
| 11 | 財産管理課 | 棚倉県有地 | 東白川郡棚倉町大字棚倉字北町甲54-2 | 畑 | 宅地 | 20.10 | 396,900 |
| 12 | 財産管理課 | 旧職員公舎敷地(旧田島建設事務所長) | 南会津郡南会津町田島字後原甲3812-13 | 雑種地 | 宅地 | 38.33 | 427,100 |
| 13 | 財産管理課 | 旧会津中央高校実習地 | 会津若松市一箕町大字鶴賀字村東5-3 | 田 | 田 | 396.59 | 3,913,100 |
| 14 | 県南地方振興局 | 旧職員公舎敷地(県南地方振興局 2棟のうち1棟が未利) | 白河市大羅漢前179-2A | 宅地 | 宅地 | 650.00 | 12,403,200 |
| 15 | 会津地方振興局 | 旧職員公舎敷地(会津地方振興局長) | 会津若松市山鹿町221 | 宅地 | 宅地 | 426.44 | 21,430,000 |
| 16 | 会津地方振興局 | 旧職員公舎敷地(猪苗代土木事務所長) | 猪苗代町字新町4939-2 | 宅地 | 宅地 | 158.52 | 4,050,000 |
| 17 | いわき地方振興局 | 旧職員公舎敷地(いわき地方振興局長) | いわき市平字倉前106-5 | 宅地 | 宅地 | 431.88 | 19,948,100 |
| 18 | 保健福祉総務課 | 旧相双保健福祉事務所浪江支所 | 双葉郡浪江町大字川添字佐野23-1 | 宅地 | 宅地 | 1,991.99 | 62,383,100 |
| 19 | 保健福祉総務課 | 旧矢吹更生寮 | 西白河郡矢吹町滝八幡105-2 | 雑種地 | 畑 | 20,347.00 | 128,023,300 |
| 20 | 保健福祉総務課 | 旧浪江救護院 | 双葉郡浪江町大字室原字仲沢15-1 | 宅地 | 宅地 | 13,173.64 | 71,585,500 |
| 21 | 保健福祉総務課 | 旧会津児童相談所敷地 | 会津若松市花春町38 | 宅地 | 宅地 | 1,727.89 | 96,611,500 |
| 22 | 農林総務課 | 旧農業試験場本場(飛び地) | 郡山市富田町稲川原1-1(4街区1-2号) | 畑 他 | 畑 他 | 7,522.00 | 22,566,000 |
| 23 | 農林総務課 | 旧農業試験場本場 | 郡山市富田町若宮前20 | 宅地 | 宅地 | 179,728.53 | 1,573,117,600 |
| 24 | 農林総務課 | 旧たばこ試験場 | 田村市船引町船引字新沼67 | 宅地 他 | 宅地 他 | 60,866.68 | 218,626,000 |
| 25 | 農林総務課 | 旧農業試験場梁川支場 | 伊達市梁川町字北本町21-1 | 宅地 他 | 宅地 他 | 53,611.95 | 744,506,400 |
| 26 | 農林総務課 | 南湖県有地 | 白河市池下裏131-1 | 山林 他 | 山林 他 | 46,414.85 | 139,440,600 |
| 27 | 農林総務課 | 旧畑作原種農場 | 二本松市永田長坂2-1A | 農場地 他 | 宅地 他 | 106,163.49 | 206,768,600 |
| 28 | 内水面水産試験場 | 内水面水産試験場 | 耶麻郡猪苗代町大字壺場字東関下1377 | 雑種地 | 雑種地 | 2,920.00 | 9,520,300 |
| 29 | 林業研究センター | 旧林業試験場 | 東白川郡塙町大字台宿字南原105-5 | 畑 | 畑 | 2,751.00 | 825,300 |
| 30 | 林業研究センター | 旧林業試験場 | 郡山市安積町成田西島坂19A | 宅地 | 宅地 | 1,187.24 | 20,164,200 |

| No. | 財産管理者名 | 財産名(旧施設名等) | 所在地(地番が複数ある土地については代表的な地番を表示) | 登記地目 | 現況地目 | 実測数量(m ²) | 財産台帳価格(円) |
|-----|-----------|---------------------|------------------------------|------|------|-----------------------|---------------|
| 31 | 会津若松建設事務所 | 会津若松建設事務所(県営住宅白狐団地) | 河沼郡会津坂下町大字白狐字北原甲374-1 | 宅地 | 宅地 | 2,592.36 | 20,340,000 |
| 32 | いわき建設事務所 | いわき失業対策事業所 | いわき市内郷宮町峰根60-13 | 雑種地 | 雑種地 | 8,075.76 | 559,600 |
| 33 | 財務課施設財産室 | 平上荒川県有地 | いわき市平上荒川字長尾116-3 | 宅地 | 宅地 | 459.65 | 16,929,700 |
| 34 | 県北教育事務所 | 旧職員公舎敷地(県北教育事務所長) | 福島市方木田字下川原17-2 | 宅地 | 宅地 | 235.58 | 12,565,600 |
| 35 | 県中教育事務所 | 旧職員公舎敷地(郡山高校長) | 郡山市うねめ町115 | 宅地 | 宅地 | 289.09 | 12,158,000 |
| 36 | 県中教育事務所 | 旧職員公舎敷地(聾学校長) | 郡山市大槻町久助林17-7B | 畑 | 宅地 | 399.90 | 11,840,000 |
| 37 | 会計課 | 旧警察官待機宿舍敷地 | 福島市古川1 | 原野 | 宅地 | 2,646.81 | 86,675,000 |
| 38 | 白河警察署 | 旧警察官待機宿舍敷地 | 白河市字仁井町1-5ほか | 宅地 | 宅地 | 1,799.42 | 15,400,000 |
| 合 計 | | | | | | 672,932.03 | 4,273,069,800 |

※ No.34の県北教育事務所(県北教育事務所長公舎)及びNo.36の県中教育事務所(聾学校校長公舎)については、既に売却が完了している。

(4) 平成 21 年度の貸付財産一覧表（普通財産）

平成 21 年度において貸付を行っている財産は、以下の表のとおりである。なお、使用料は年額である。

| 種目 | 管理者名 | 財産名 | 相手方名 | 数量(㎡) | 賃料 | 使用料(円) | 貸付目的 |
|-------|-------------|----------------|------------------|------------|----|------------|----------------------|
| 1 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 旧射撃場敷地 | 福島市 | 6,690.93 | 無償 | 0 | 都市公園敷地 |
| 2 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 飯坂県有地 | (社)勤労者福祉事業団 | 3,248.24 | 有償 | 5,395.902 | おおとり荘敷地 |
| 3 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 瀬上県有地 | 福島市 | 247.40 | 無償 | 0 | 瀬上東町集会所敷地 |
| 4 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 信夫山県有地 | 福島市 | 2,641.66 | 無償 | 0 | 児童遊園敷地及び自転車歩行者専用道路敷地 |
| 5 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 総合社会福祉センター敷地 | 福島市 | 1,286.71 | 無償 | 0 | 児童遊園敷地 |
| 6 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 総合社会福祉センター敷地 | 福島市 | 8.00 | 無償 | 0 | 町内会自主防災訓練用器具等保管庫敷地 |
| 7 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 総合社会福祉センター敷地 | 福島市 | 50.00 | 無償 | 0 | 耐震性貯水槽敷地 |
| 8 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 総合社会福祉センター敷地 | 福島県社会福祉協議会 | 6,058.79 | 無償 | 0 | 社会福祉センター敷地 |
| 9 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 総合社会福祉センター敷地 | 福島市社会福祉協議会 | 231.28 | 無償 | 0 | 社会福祉センター敷地 |
| 10 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 旧医大須川町職員公舎敷地 | 福島県道路公社 | 422.20 | 有償 | 640,791 | 有料駐車場敷地 |
| 11 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 旧医大須川町職員公舎敷地 | 個人 | 41.52 | 有償 | 111,828 | 道路敷地 |
| 12 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 旧医大第二校舎敷地 | 福島市 | 1,030.11 | 無償 | 0 | 福島市立ふくしま南幼稚園敷地 |
| 13 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 中町県有地 | (財)福島県消防協会 | 363.63 | 無償 | 0 | 福島県消防会館敷地 |
| 14 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 旧体育館敷地 | 雇用・能力開発機構 | 10,695.39 | 有償 | 30,111.632 | 福島職業能力開発促進センター敷地 |
| 15 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 青少年会館敷地 | (財)福島県青少年育成・男女共生 | 9,761.53 | 無償 | 0 | 福島県青少年会館敷地 |
| 16 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 蓬萊県有地 | 福島県庁消費組合 | 1,208.84 | 無償 | 0 | 消費組合の商品の保管管理施設等 |
| 17 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 旧郡山警察署敷地 | 郡山市 | 2,329.11 | 無償 | 0 | 市立金透小学校敷地 |
| 18 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 熱海県有地 | 個人 | 711.49 | 有償 | 295,998 | 住宅敷地 |
| 19 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 須賀川堤県有地 | 個人 | 301.00 | 有償 | 783 | 野菜栽培敷地 |
| 20 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 旧岩瀬農業高校実習地 | 須賀川市 | 4,936.35 | 無償 | 0 | 須賀川地方広域消防組合庁舎敷地 |
| 21 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 鏡石鏡田県有地 | 鏡石町 | 4,791.44 | 無償 | 0 | 児童公園敷地 |
| 22 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 鏡石笠石県有地 | 鏡石町 | 12,028.60 | 無償 | 0 | 町立第一小学校敷地 |
| 23 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 南湖公園敷地 | 白河市 | 160,834.69 | 無償 | 0 | 公園敷地 |
| 24 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 日赤会津支所敷地 | 日本赤十字社福島県支部 | 3,813.08 | 無償 | 0 | 福島県会津赤十字血液センター敷地 |
| 25 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 日赤会津支所敷地 | 会津若松市 | 1,795.49 | 無償 | 0 | 市道敷地 |
| 26 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 岩子県有地 | 相馬市 | 32,414.97 | 無償 | 0 | 運動公園及び駐車場敷地 |
| 27 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 旧平商業高校敷地 | いわき市 | 14,347.11 | 無償 | 0 | 平中央公園敷地 |
| 28 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 小名浜港湾背後地 | 横浜税関 | 936.32 | 有償 | 990,812 | 横浜税関小名浜支署庁舎敷地 |
| 29 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 小名浜港湾背後地 | 東北運輸局 | 810.80 | 有償 | 857,988 | 東北運輸局福島運輸支局小名浜庁舎敷地 |
| 30 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 小名浜港湾背後地 | 福島臨海鉄道株 | 32,915.46 | 有償 | 11,893,452 | 鉄道施設敷地 |
| 31 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 小名浜港湾背後地 | 第二管区海上保安本部 | 2,313.10 | 有償 | 2,447,720 | 小名浜海上保安部庁舎敷地 |
| 32 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 小名浜港湾背後地 | (財)小名浜海員会館 | 528.86 | 無償 | 0 | 小名浜海員会館敷地 |
| 33 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 小名浜港湾背後地 | 個人 | 499.33 | 有償 | 604,796 | 住宅敷地 |
| 34 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 小名浜港湾背後地 | 個人 | 218.24 | 有償 | 118,134 | 住宅敷地 |
| 35 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 小名浜港湾背後地 | 小名浜まちづくり市民会議 | 203.43 | 無償 | 0 | 公德碑及び胸像設置敷地 |
| 36 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 道路化財産 | 会津若松市 | 233.07 | 無償 | 0 | 市道敷地 |
| 37 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 処分予定財産 | 郡山市 | 2,430.35 | 無償 | 0 | 郡山市食肉衛生検査所敷地 |
| 38 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 処分予定財産 | 郡山市 | 454,639.83 | 無償 | 0 | 公共牧場機能強化事業 |
| 39 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 処分予定財産 | (財)郡山市観光交流振興公社 | 15,073.50 | 無償 | 0 | 公共牧場機能強化事業の用 |
| 40 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 旧医科大学 | 福島県道路公社 | 3,688.00 | 有償 | 14,768,659 | 有料駐車場敷地 |
| 41 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 旧農業試験場会津支場第二圃場 | 会津坂下町 | 21,984.00 | 無償 | 0 | 坂下東第一土地区画整理事業に係る残土置場 |
| 42 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 福島県赤十字会館貸付地 | 日本赤十字社福島県支部 | 12,449.51 | 無償 | 0 | 日本赤十字社福島県支部建物敷地 |
| 43 土地 | 文書管財総室財産管理課 | 処分予定財産 | 郡山市 | 82.29 | 有償 | 102,748 | 雨水管理設用地 |
| 44 土地 | 県中地方振興局 | 県中地方振興局 | 東都瓦斯株式会社 | 12.00 | 有償 | 13,166 | ガス整圧器敷地 |
| 45 土地 | 文書管財総室施設管理課 | 文書管財総室施設管理課 | 福島市 | 284.54 | 有償 | 853,743 | 駐車場敷地 |
| 46 土地 | 文書管財総室施設管理課 | 文書管財総室施設管理課 | 公立大学法人福島県立医科大学 | 1,813.00 | 無償 | 0 | 役員員宿舎敷地 |
| 47 土地 | 文書管財総室施設管理課 | 文書管財総室施設管理課 | 白河市 | 253.84 | 無償 | 0 | 道路敷地 |
| 48 土地 | 企画調整総室企画調整課 | 信夫ヶ丘総合運動場敷地 | 福島市 | 60,926.46 | 無償 | 0 | 信夫ヶ丘総合運動場用地 |
| 49 土地 | 環境共生総室自然保護課 | 裏磐梯県有地 | 財団法人休暇村協会 | 41,241.76 | 有償 | 82,483 | 裏磐梯国民休暇村事業用地 |
| 50 土地 | 環境共生総室自然保護課 | 裏磐梯県有地 | 環境省 | 744,235.05 | 有償 | 1,488,470 | 裏磐梯国民休暇村事業用地 |

| | 種目 | 管理者名 | 財産名 | 相手方名 | 数量(m) | 賃料 | 使用料(円) | 貸付目的 |
|-----|----|---------------|-----------------|------------------|------------|----|------------|----------------------|
| 51 | 土地 | 環境共生総室自然保護課 | 裏磐梯県有地 | 環境省 | 148,486.37 | 有償 | 296,972 | 裏磐梯国民休暇村事業用地 |
| 52 | 土地 | 環境共生総室自然保護課 | 裏磐梯県有地 | 北塩原村 | 9,530.00 | 無償 | 0 | 東北自然歩道利用拠点整備事業用地 |
| 53 | 土地 | 保健福祉総室保健福祉総務課 | はまなす荘 | 社会福祉法人いわき福音協会 | 18,202.64 | 無償 | 0 | 知的障害者更正施設 |
| 54 | 土地 | 保健福祉総室保健福祉総務課 | 旧いわき光風学園 | NPO法人母子通園センター | 1,614.10 | 有償 | 21,930 | 児童ディサービス事業所及び相談支援事業 |
| 55 | 土地 | 保健福祉総室保健福祉総務課 | 飯坂ホーム | 社会福祉法人福島県社会福祉事業団 | 1,332.32 | 無償 | 0 | 特別養護老人ホーム |
| 56 | 土地 | 保健福祉総室保健福祉総務課 | 太陽の国管理エネルギーセンター | 社会福祉法人福島県社会福祉事業団 | 21,697.63 | 無償 | 0 | 特別養護老人ホーム |
| 57 | 土地 | 保健福祉総室保健福祉総務課 | | 社会福祉法人福島県社会福祉事業団 | 13,181.53 | 無償 | 0 | 指定障害者支援施設 |
| 58 | 土地 | 保健福祉総室保健福祉総務課 | | 社会福祉法人福島県社会福祉事業団 | 8,203.23 | 無償 | 0 | 救護施設 |
| 59 | 土地 | 保健福祉総室保健福祉総務課 | 浪江ひまわり荘 | 社会福祉法人福島県社会福祉事業団 | 21,993.63 | 無償 | 0 | 救護施設 |
| 60 | 土地 | 保健福祉総室保健福祉総務課 | 希望ヶ丘ホーム | 社会福祉法人郡山清和救護園 | 11,796.23 | 無償 | 0 | 養護老人ホーム |
| 61 | 土地 | 保健福祉総室保健福祉総務課 | しのめ荘 | 社会福祉法人天心会 | 12,640.24 | 無償 | 0 | 救護施設 |
| 62 | 土地 | 商工労働総室商工総務課 | 沼尻山県有地 | 財団法人沼尻労働者保養センター | 3,078.50 | 有償 | 9,524 | テニスコート敷地 |
| 63 | 土地 | 商工労働総室商工総務課 | 会津若松公共職業安定所 | 福島労働局 | 307.70 | 有償 | 890,580 | 会津若松公共職業安定所敷地 |
| 64 | 土地 | 商工労働総室商工総務課 | 相馬公共職業安定所敷地 | 福島労働局 | 1,244.08 | 有償 | 3,392,476 | 相馬公共職業安定所敷地 |
| 65 | 土地 | 商工労働総室商工総務課 | 福島県産業支援館 | 社団法人福島県商工会館外 | 738.37 | 無償 | 0 | コラッセふくしまの敷地の用に供するため |
| 66 | 土地 | 商工労働総室商工総務課 | ものづくり支援センター | 福島県職業能力開発協会 | 12,430.48 | 無償 | 0 | 技能検定試験場 |
| 67 | 土地 | 農林水産総室農林総務課 | 旧畑作原種農場 | 二本松市 | 375.96 | 無償 | 0 | 防火用水取水堰敷地 |
| 68 | 土地 | 農林水産総室農林総務課 | 旧畑作原種農場 | 福島県酪農業協同組合 | 111,785.55 | 有償 | 223,571 | 飼料作物の実証展示ほかに供するため |
| 69 | 土地 | 農林水産総室農林総務課 | 岩子護岸敷地 | 相馬双葉漁業協同組合 | 16,020.00 | 有償 | 20,566 | 組合員の漁船、漁具等資材置場 |
| 70 | 土地 | 農林水産総室農林総務課 | 福島県家畜市場敷地 | 社団法人福島県畜産振興協会 | 31,386.68 | 無償 | 0 | 福島県家畜市場敷地 |
| 71 | 土地 | 農林水産総室農林総務課 | 旧畜産試験場蔵原牧草地 | 全国農業協同組合連合会福島県本部 | 4,666.49 | 有償 | 716,183 | 園芸種苗センター敷地 |
| 72 | 土地 | 農林水産総室農林総務課 | 旧畜産試験場蔵原牧草地 | 全国農業協同組合連合会福島県本部 | 2,822.29 | 有償 | 28,973 | 園芸種苗センター敷地 |
| 73 | 土地 | 土木総室土木総務課 | 旧建設技術研究所 | 財団法人福島県建設技術センター | 6,574.00 | 無償 | 0 | 建設事業に関する研究、試験、調査事業。 |
| 74 | 土地 | 土木総室土木総務課 | 旧建設技術研究所 | 財団法人福島県建設技術センター | 294.00 | 無償 | 0 | 建設事業に関する研究、試験、調査事業。 |
| 75 | 土地 | 喜多方建設事務所 | 旧水防用倉庫敷地 | 喜多方市 | 39.00 | 無償 | 0 | 消防ポンプ庫敷地 |
| 76 | 土地 | 会津工業高等学校 | 旧会津工業高等学校本郷分校 | 会津美里町 | 13,347.00 | 無償 | 0 | 会津本郷焼後継者育成事業、生涯学習事業用 |
| 77 | 土地 | 田島高等学校 | 田島高等学校 | 財団法人福島県農業振興公社 | 32,096.00 | 有償 | 44,927 | 農業認定者による農作物の育成 |
| 78 | 土地 | 郡山警察署 | 郡山警察署 | 東部瓦斯(株)福島支社 | 2.40 | 有償 | 32,519 | ガバナー設置 |
| 79 | 土地 | 郡山警察署 | 郡山警察署 | 東部瓦斯(株)福島支社 | 18.75 | 有償 | 18,836 | プロパン容器置場 |
| 80 | 建物 | 財務総室総務課 | 杉妻会館 | 地方職員共済組合福島県支部 | 126.27 | 無償 | 0 | 杉妻会館従業員宿舎 |
| 81 | 建物 | 文書管財総室財産管理課 | 蓬萊県有地 | 福島県庁消費組合 | 60.44 | 無償 | 0 | 消費組合の商品の保管管理施設等 |
| 82 | 建物 | 文書管財総室財産管理課 | 蓬萊県有地 | 福島県庁消費組合 | 440.00 | 無償 | 0 | 消費組合の商品の保管管理施設等 |
| 83 | 建物 | 文書管財総室財産管理課 | 蓬萊県有地 | 福島県庁消費組合 | 9.00 | 無償 | 0 | 消費組合の商品の保管管理施設等 |
| 84 | 建物 | 文書管財総室財産管理課 | 蓬萊県有地 | 福島県庁消費組合 | 13.50 | 無償 | 0 | 消費組合の商品の保管管理施設等 |
| 85 | 建物 | 保健福祉総室保健福祉総務課 | 旧いわき光風学園 | NPO法人母子通園センター | 703.54 | 有償 | 27,797 | 児童ディサービス事業所及び相談支援事業 |
| 86 | 建物 | 保健福祉総室保健福祉総務課 | 旧いわき光風学園 | NPO法人母子通園センター | 6.90 | 有償 | 273 | 児童ディサービス事業所及び相談支援事業 |
| 87 | 建物 | 保健福祉総室保健福祉総務課 | 飯坂ホーム | 社会福祉法人福島県社会福祉事業団 | 2,171.37 | 無償 | 0 | 特別養護老人ホーム |
| 88 | 建物 | 保健福祉総室保健福祉総務課 | 飯坂ホーム | 社会福祉法人福島県社会福祉事業団 | 27.00 | 無償 | 0 | 特別養護老人ホーム |
| 89 | 建物 | 商工労働総室商工総務課 | 福島県商工労働部大町施設 | 精華商事株式会社外 | 2,180.64 | 有償 | 18,100,440 | 事務所等として有効に活用するため |
| 90 | 建物 | 商工労働総室商工総務課 | 会津若松公共職業安定所 | 福島労働局 | 71.50 | 有償 | 267,262 | 会津若松公共職業安定所庁舎 |
| 91 | 建物 | 商工労働総室商工総務課 | 会津若松公共職業安定所南出張所 | 福島労働局 | 17.30 | 有償 | 87,553 | 会津若松公共職業安定所南会津出張所庁舎 |
| 92 | 建物 | 商工労働総室商工総務課 | 須賀川公共職業安定所石川出張所 | 福島労働局 | 19.99 | 有償 | 62,412 | 須賀川公共職業安定所石川出張所庁舎 |
| 93 | 建物 | 商工労働総室商工総務課 | ものづくり支援センター | 福島県職業能力開発協会 | 2,110.76 | 無償 | 0 | 技能検定試験場 |
| 94 | 建物 | 土木総室土木総務課 | 旧建設技術研究所 | 財団法人 福島県建設技術センター | 332.10 | 無償 | 0 | 建設事業に関する研究、試験、調査事業。 |
| 95 | 建物 | 土木総室土木総務課 | 旧建設技術研究所 | 財団法人 福島県建設技術センター | 655.54 | 無償 | 0 | 建設事業に関する研究、試験、調査事業。 |
| 96 | 建物 | 土木総室土木総務課 | 旧建設技術研究所 | 財団法人 福島県建設技術センター | 219.20 | 無償 | 0 | 建設事業に関する研究、試験、調査事業。 |
| 97 | 建物 | 土木総室土木総務課 | 旧建設技術研究所 | 財団法人 福島県建設技術センター | 44.71 | 無償 | 0 | 建設事業に関する研究、試験、調査事業。 |
| 98 | 建物 | 土木総室土木総務課 | 旧建設技術研究所 | 財団法人 福島県建設技術センター | 25.76 | 無償 | 0 | 建設事業に関する研究、試験、調査事業。 |
| 99 | 建物 | 土木総室土木総務課 | 旧建設技術研究所 | 財団法人 福島県建設技術センター | 12.74 | 無償 | 0 | 建設事業に関する研究、試験、調査事業。 |
| 100 | 建物 | 土木総室土木総務課 | 旧建設技術研究所 | 財団法人 福島県建設技術センター | 4.00 | 無償 | 0 | 建設事業に関する研究、試験、調査事業。 |

| | 種目 | 管理者名 | 財産名 | 相手方名 | 数量(m ²) | 賃料 | 使用料(円) | 貸付目的 |
|-----|----|----------------|---------------|------------------|---------------------|----|-----------|----------------------|
| 101 | 建物 | 土木総室土木総務課 | 旧建設技術研究所 | 財団法人 福島県建設技術センター | 15.94 | 無償 | 0 | 建設事業に関する研究、試験、調査事業 |
| 102 | 建物 | 教育総務総室財務課施設財産室 | 磐梯青年の家第二体育館 | 国立磐梯青少年交流の家所長 | 332.50 | 有償 | 1,320,308 | 磐梯青年の家第二体育館 |
| 103 | 建物 | 会津工業高等学校 | 旧会津工業高等学校本郷分校 | 会津美里町 | 1,092.88 | 無償 | 0 | 会津本郷焼後継者育成事業、生涯学習事業用 |
| 104 | 建物 | 会津工業高等学校 | 旧会津工業高等学校本郷分校 | 会津美里町 | 92.13 | 無償 | 0 | 会津本郷焼後継者育成事業、生涯学習事業用 |
| 105 | 建物 | 会津工業高等学校 | 旧会津工業高等学校本郷分校 | 会津美里町 | 495.76 | 無償 | 0 | 会津本郷焼後継者育成事業、生涯学習事業用 |
| 106 | 建物 | 会津工業高等学校 | 旧会津工業高等学校本郷分校 | 会津美里町 | 20.14 | 無償 | 0 | 会津本郷焼後継者育成事業、生涯学習事業用 |
| 107 | 建物 | 会津工業高等学校 | 旧会津工業高等学校本郷分校 | 会津美里町 | 850.89 | 無償 | 0 | 会津本郷焼後継者育成事業、生涯学習事業用 |
| 108 | 建物 | 会津工業高等学校 | 旧会津工業高等学校本郷分校 | 会津美里町 | 10.08 | 無償 | 0 | 会津本郷焼後継者育成事業、生涯学習事業用 |

(5) 未利用県有地の管理状況について

以上、県の未利用県有地の有効活用のための業務フロー、最近5年間の未利用資産（土地建物）の処分状況、平成22年4月1日現在の未利用土地の明細及び貸付契約中（平成21年度）の普通財産に関する資料を示した。

今回の監査においては、これらの資料に係る内容の検討は行っていない。これは、今回の監査は県が実施する未利用県有地の全体的な管理手続を確認するのではなく、個別物件ごとの利活用と管理状況を検討するというアプローチを採用したためである。

なお、平成22年4月1日現在の未利用土地の明細及び貸付契約中（平成21年度）の普通財産のうち、個別に調査検討した結果の意見等については、「Ⅲ. 監査の結果と意見 5. 個別財産の実態調査のまとめ」以下に記載した。

Ⅲ. 監査の結果と意見

以下に記載した監査の結果と意見において、監査人が、法令又は県の規則等に照らして改善する必要があると判断したものは「指摘」としており、経済合理性や資産保全などの観点から改善する必要があると判断したものは「意見」としている。

1. はじめに

この報告書がもう少しで完成するという平成 23 年 3 月 11 日に、あの忌まわしい大地震と津波が東北及び関東を襲いました。福島県では、更に追い討ちをかけるように原子力発電所の事故が発生し、現時点においても事態は予断を許さない状況が続いております。被害は現在も継続しているわけですが、今回の一連の災害により被災を受けた全ての方々につきまして、心よりお見舞い申し上げます。

今年度の包括外部監査のテーマはこれまでに記載しましたとおり、公有財産の利活用の状況であり、以下に記載した結果及び意見の中には、老朽化した設備や耐震補強を必要とする建物などに関するコメントがあります。それらの物件には、今回の震災により大きな被害を受けたものも含まれていることと思います。しかし、この報告書は昨年 6 月以来調査を続けた結果に基づいて記載しているものであり、震災後、提出期限の 3 月 31 日までに大幅に加筆修正するためには時間も情報も不足していたため、震災前の状況により記載しておりますことを、御理解いただきたく存じます。

このたびの大震災の規模は想像を絶するものであり、自然の力の大きさと人間の力の無力さを感じざるを得ません。更に続けて発生した原発事故は、核エネルギーの安全性に警鐘を鳴らすものであり、一日も早く収束する事を願ってやみません。被害は継続しており、その全貌はいまだ明らかになっておりませんが、必ずや被災地の復興が果たされることを、信じております。

2. 県有財産台帳の管理状況

(1) 県有財産台帳

福島県における公有財産の取得、管理及び処分に関して、「福島県公有財産規則」が定められている。当該規則では、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「地方自治法」という。）第 2 編第 9 章第 9 節第 1 款の規定に基づき、公有財産の取得、管理及び処分に関しては、他に別段の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるものとしている。また、同規則によれば、財産管理者はその管理に係る公有財産について、県有財産台帳及び附属図面を備える義務があり、更にその変更があるときは速やかに県有財産台帳へ反映させなければならない旨が記載されている。以下に、当該規則本文の主要な部分を記載する。なお、便宜のため、重要箇所には下線を付している。

「福島県公有財産規則」

(県有財産台帳及び附属図面)

第 46 条 財産管理者は、その管理に係る公有財産について、土地、建物、工作物、立木竹、動産、物権（所有権を除く。）、無体財産権、有価証券、出資による権利又は財産の信託の受益権の種目、分類等に従い、県有財産台帳（様式第 10 号）及び附属図面を備えなければならない。

2 部長等は、公有財産に関する事務の総括に資するため、県有財産台帳及び附属図面の副本を備えなければならない。

3 総務部長は、公有財産に関する事務の総合調整に資するため、県有財産台帳の副本を備えなければならない。

(異動の報告)

第 50 条 財産管理者は、その管理に係る公有財産について、県有財産台帳の記載事項に変更があったときは、総務部長が別に定める報告書により、速やかに、部長等及び総務部長に報告しなければならない。ただし、当該変更が所管換え、会計換え、用途廃止又は区分換えによる公有財産の引継ぎ（総務部長が別に定める引継ぎを除く。）に伴うものであるときは、当該公有財産の引継ぎをする財産管理者については、この限りでない。

(2) 県有財産台帳と公有財産表の関係

今回、包括外部監査の個別の監査対象物件選定の基礎資料とした公有財産表は、上記県有財産台帳を基に総務部財産管理課で作成したものである。公有財産表については、法的に整備が義務付けられているものではないが、毎年慣例的に作成し公表されているものであり、効率的な県有財産の管理がなされているか確認するために有用な資料である。

それぞれの記載内容としては、県有財産台帳は「県有財産台帳調製要領」に規定されている取得時期及び財産管理者、沿革、数量、金額等の詳細な情報が物件ごとに記載されている。一方、公有財産表は財産別（主に物件別）の総括表及び各財産の数量、金額のみの総括的な記載となっている。

そのため、県有財産台帳の管理が適切に行われず、記載内容に誤りがある場合には、不正確な情報の公有財産表が公表されることとなる。

(3) 県有財産台帳の管理状況（指摘）

県有財産の実態調査の中で、各部署の財産管理担当者にヒアリングを実施したが、県有財産台帳又は公有財産表の記載内容誤り及び記載内容変更の処理漏れが複数件確認された。詳細は「Ⅲ. 監査の結果と意見 6. 個別財産の実態調査の詳細内容」において記載しているが、概要は下表のとおりである。

県有財産台帳の管理については、上記「福島県公有財産規則 第 50 条」に規定されているとおり、県有財産台帳の記載事項に変更があったときは、所定の報告書により、速やかに部長等及び総務部長に報告しなければならない、とされている。

しかし、下表の不備事項はいずれも年度を越えるものであり、今回の実態調査を実施

したことがきっかけとなり不備が識別されたと言わざるを得ないものもあり、県有財産台帳の管理が不十分であることを示すところである。

なお、普通財産 A17、A18 の県有財産台帳の記載面積と登記上の保有面積が不一致となっていた不備は、当該建物が厚生労働省との共有財産であることが原因であったが、登記簿を確認すれば両者の不一致は検証できたはずである。今後は、財産管理者に年 1 回突合確認をさせるなどにより、内部けん制機能を充実させるような対策が必要であると考えている。

「3. 公有財産の評価方法」に記載しているとおり、新地方公会計制度の導入するにあたって、既存の県有財産台帳等の情報を基に固定資産台帳を段階的に整備し、評価額を算定していく以上、既存の県有財産台帳に記載されている情報の正確性を改めて早急に検証することも必要である。

【県有財産台帳及び公有財産表の不備一覧】

| 整理番号 | 管理者 | 財産名 | 不備内容 |
|------|------------|---------|----------------------------|
| 1 | 行政財産 A70 | 保健福祉課 | 太陽の国 ^{じんあい} 塵埃焼却場 |
| 2 | 行政財産 A89 | 保健福祉課 | 会津児童相談所 |
| 3 | 行政財産 A125 | 財務課 | ふくしま海洋科学館 |
| 4 | 行政財産 A129 | 財務課 | かもしか救護舎 |
| 5 | 普通財産 A7 | 保健福祉総務課 | 太陽の国さつき荘 |
| 6 | 普通財産 A17 | 商工総務課 | 会津若松公共職業安定所 |
| 7 | 普通財産 A18 | 商工総務課 | 会津若松公共職業安定所 南会津出張所 |
| 8 | 普通財産 A49 | 会津教育事務所 | 会津教育事務所 |
| 9 | 普通財産 A52-1 | 二本松警察署 | 職員公舎物置 |
| 10 | 普通財産 A53-1 | 猪苗代警察署 | 職員公舎 |
| 11 | 普通財産 A53-2 | 猪苗代警察署 | 署長公舎車庫 |

(4) 県有財産台帳の管理状況（意見）

行政財産 A120 の空港附帯設備の工作物 2 件、12,901,683,300 円については、「6. 個別財産の実態調査の詳細内容（視察先又は意見等のある物件）の（3）行政財産」において記載したとおり、空港設備は特定事業用財産に該当し、個別財産ごとの台帳整備は求められていないことから、その金額の施設ごとの明細が把握されておらず、耐用年数の判定も行われていない。

これらの工作物の内訳は、着陸帯、滑走路、誘導路、エプロン、駐車場、場周道路、保安道路、消防水利施設、航空保安施設、照明施設、無線施設、除雪施設、消防施設、器資材倉庫などと多岐にわたる。しかし、現在の台帳では土地従物 1 件 1,278,200 万円及び建物従物 1 件 11,900 万円の区分しかなく、それぞれの取得価額の年度ごとの増加額及

び残高はわかるが、多岐にわたる施設ごとの取得価額、取得年度、耐用年数等が区分把握されていない。前述のとおり空港設備は個別財産ごとの台帳整備は求められていないが、129億円の投資を要した施設の管理台帳としては、甚だ不十分なものであったと考える。

なお、県では現在、公会計管理台帳の整備に着手しているところであり、その過程で当該工作物についても原価の内訳を調査中とのことである。今後は自治体でも固定資産の減価償却計算が求められる方向である。更に、これらの財務情報は今後の資産管理のために重要なものであるため、これを機会に、空港附帯設備の取得年月及び取得価額に関して、十分な調査検討が必要と考える。

3. 公有財産の評価方法

(1) 公有財産の評価方法

福島県における公有財産の評価方法は、「福島県公有財産規則」において定められており、この方法に基づいて評価が行われている。以下に、当該規則本文の主要な部分を記載する。なお、便宜のため、重要箇所には下線を付している。

「福島県公有財産規則」

(県有財産台帳及び附属図面)

第46条 財産管理者は、その管理に係る公有財産について、土地、建物、工作物、立木竹、動産、物権（所有権を除く。）、無体財産権、有価証券、出資による権利又は財産の信託の受益権の種目、分類等に従い、県有財産台帳（様式第10号）及び附属図面を備えなければならない。

2 部長等は、公有財産に関する事務の総括に資するため、県有財産台帳及び附属図面の副本を備えなければならない。

3 総務部長は、公有財産に関する事務の総合調整に資するため、県有財産台帳の副本を備えなければならない。

(県有財産台帳に登載すべき価額)

第47条 県有財産台帳に登載すべき価額は、次の各号に掲げる取得の方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 買入れ 買入価額

二 交換 交換当時における評価額

三 収用 補償金額

四 代物弁済 当該財産により弁済を受けた債権の金額

五 寄附 時価見積価額

六 前各号に掲げる方法以外の取得の方法 次に掲げる公有財産の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 土地 近傍類似地の時価を考慮して算出した額

イ 建物、船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック及び航空機並びにこれらの従物及び土地の従物 建築、製造等に要した金額又は時価見積価額

ウ 立木竹 時価見積価額

エ 地方自治法第 238 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる権利 取得価額
 オ 地方自治法第 238 条第 1 項第 6 号に掲げる有価証券及び同項第 7 号に掲げる出資による権利 額面金額又は出資金額
 カ 地方自治法第 238 条第 1 項第 8 号に掲げる財産の信託の受益権 当該受益権の取得時における信託財産の評価額

2 前項の場合において、同項第 1 号から第 5 号までに掲げる取得の方法により取得した公有財産についてそれぞれその定める額によることが適当でないときは、当該公有財産の区分に応じ、それぞれ同項第 6 号に定める額による。

(評価替え)
 第 48 条 財産管理者は、その管理に係る公有財産について、3 年ごとに、その年の 3 月 31 日の現況において、総務部長がその都度定めるところにより、県有財産台帳価額の改定をしなければならない。

上記規則によれば、県有財産台帳には、土地、建物、工作物、立木竹、動産、物権、無体財産権、有価証券、出資による権利又は財産の信託の受益権の種目に分類し、取得価額を台帳記載価額とする。ただし、3 年ごとに、総務部長が評価替えの都度定めるところにより、県有財産台帳価額の評価替えを実施する、と要約できる。なお、評価替えについては直近の平成 22 年 3 月 31 日現在での「公有財産評価替え要領」が定められており、公有財産ごとの評価方法は以下のとおりである。

| 公有財産 | | 評価方法 |
|---------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土地 | 宅地及び学校用地 | 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 381 条第 1 項及び第 2 項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された県有地の近傍類似地の 1 平方メートル当たりの単価 × 面積 × 時価倍率 |
| | 農地(牧場含む) | 市町村の農業委員会等から聴取した近傍類似地の 10 アール当たりの調査価格 × 面積 |
| | 山林及び原野 | 標準価格 × 面積 |
| 建物及び工作物 | | 台帳価額 × 時価倍率 × 残存価額率 |
| 動産 | | 台帳価額 × 残存価額率 |
| 立木 | | 1 立方メートル当たりの標準価格 × 推定材積(又は増減率) |

平成 21 年 3 月 31 日現在の公有財産台帳価額は ^{ページ}6 頁に掲げた<公有財産表の評価額>の表のとおりである。なお、「地方自治法施行規則」により「財産に関する調書」に記載を要しないとされている、道路、橋りょう及び河川等並びに公営企業資産については対象に含まれていない。

(2) 総務省方式改訂モデル（以下、「改訂モデル」という。）による評価方法(概論)

福島県では、財務書類として平成 11 年度決算からバランスシート（貸借対照表）を、平成 14 年度決算から行政コスト計算書を作成・公表してきたが、総務省から発出された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日）を踏まえて、平成 20 年度決算からは、改訂モデルによる財務書類を段階的に整備することとしている。平成 20 年度は改訂モデルに基づく福島県財務書類（試案）を作成・公表しており、今後、有形固定資産の評価額はこの改訂モデルに基づいて行うこととなるため、現在、福島県では公会計管理台帳の整備に着手している。そこで、以下ではまず、この改訂モデルに基づく有形固定資産の評価方法の概要を説明する。

「総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領（以下、「要領」）」によれば、有形固定資産の計上額については以下のとおり定められている。なお、便宜のため、重要箇所には下線を付している。

I. 貸借対照表の作成要領

[資産の部]

1. 公共資産

(1) 有形固定資産

236. 有形固定資産は原則として公有財産のうち不動産、動産及びそれらの従物を指し、原則として基準モデル固定資産評価要領を参考として算定された再調達価額をもって計上する。ただし、当面の間取得原価を基礎として算定した価額をもって計上することもできる。

237. 取得原価を基礎として算定する方法として、昭和 44 年度から N 年度までの普通建設事業費の累計額によることができる。ただし、他団体等に対する補助金・負担金は控除する。また、昭和 44 年度以降に売却もしくは除却した資産については、財産台帳や過去の会計伝票などから把握し、可能な限り対象資産の取得価額をもとに減価償却累計額を計算して有形固定資産勘定から控除する。

238. 昭和 43 年度以前に取得された資産、寄附された資産、無償譲渡された資産など、決算統計で把握することのできない資産のうち重要なものは、再調達価額をもって有形固定資産勘定に計上する。

239. 用地取得費以外の普通建設事業費は減価償却を行う。

241. 重要な除売却資産がある場合には、公有財産台帳等をもとに整備事業費を調査し、減価償却考慮後の金額を公共資産及び純資産の部の公共資産等整備一般財源等から控除する。

243. 減価償却の方法は残存価額ゼロの定額法とし、耐用年数は次表のとおりとする。・・・
(以下省略。)

245. 固定資産台帳の段階的整備に伴って適用する耐用年数が適当でないと判断した場合には、耐用年数の見直しを行うことが望ましい。

(2) 売却可能資産

247. 売却可能資産は売却可能価額で評価し、有形固定資産から売却可能資産に振替処理を行うものとする。・・・(以下省略。)

248. 売却可能価額は、鑑定評価額の他、路線価や公示地価に基づく評価や基準モデル固定資産評価要領を参考とした評価など、各地方公共団体及び売却可能資産の実状に応じて最も合理的な方法を用いるものとする。

249. 売却可能資産については減価償却を行わないものとする。

250. 「売却可能資産」の範囲は、現に公用もしくは公共用に供されていない（一時的に賃貸している場合を含む）すべての公共資産とする。ただし、簡便的に、普通財産及び用途廃止することが予定されている行政財産のみを対象とすることができ、また対象となる資産から山林を除くことができる。

251. 売却可能資産は毎年度末に評価替えを行うものとする。ただし、路線価や資産税評価額等を評価の基礎としており路線価や資産税評価額の時点修正を毎年度行っていない場合、時点修正を行わない年については、建物の減価償却額相当分のみを評価額から減少することができる。

上記内容を要約すれば、有形固定資産の計上額は原則として再調達価額により算定するが、当面は取得原価を基礎として算定した価額とすることもできる。なお、取得原価を基礎とする場合は、昭和43年以前取得分のうち重要なものは再調達価額で計上するとされている。これは、逆に言えば、昭和43年以前に取得した有形固定資産は重要なもののみ計上すれば足りるということである。昭和44年以降取得分については、普通建設事業費の累計額から除売却資産の減価償却累計額を控除した価額で計上するとされている。また、償却資産については通常的一般事業会社と同様に、残存価額ゼロの定額法で減価償却を行う。

売却可能資産については、原則として現に公用又は公共用に供されていないすべての公有財産を対象とし、毎年度末に売却可能価額により評価替えを行う。売却可能価額としては、路線価や固定資産税評価額等を利用することとされている。

(3) 福島県における総務省方式改訂モデルによる評価方法

公有財産台帳は福島県公有財産規則の定めに従い、財産ごとに規定された評価方法により算出した評価額により記載されている。一方で、福島県においては、「地方公共団体における行政改革の更なる指針」を踏まえ、平成20年度決算より改訂モデルによる財務書類（貸借対照表及び行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書）を作成し、公表している。平成20年度の貸借対照表のうち、公共資産について抜粋したものが下表である。

【貸借対照表】

(単位:千円)

| 借方 | |
|---------------|---------------|
| [資産の部] | |
| 1 公共資産 | |
| (1)有形固定資産 | |
| ①生活インフラ・国土保全 | 2,624,719,968 |
| ②教育 | 333,524,110 |
| ③福祉 | 33,988,728 |
| ④環境衛生 | 9,590,248 |
| ⑤産業振興 | 688,898,961 |
| ⑥警察 | 57,542,242 |
| ⑦総務 | 48,585,868 |
| 有形固定資産計 | 3,796,850,125 |
| (2)売却可能資産 | 7,013,187 |
| 公共資産合計 | 3,803,863,312 |

なお、平成 20 年度財務書類においては、固定資産台帳の整備は売却可能資産のみ完了しており、土地及び建物等については現在整備作業中であることに留意が必要である。固定資産台帳未整備の資産については、決算統計数値を活用して取得原価等に基づく金額で計上しており、固定資産台帳の整備が完了し次第、台帳金額での計上へ段階的に移行していく予定となっている。

具体的な評価方法は、地方公会計の整備促進に関するワーキンググループが公表した「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引（以下「手引」）」を基に、福島県では「新地方公会計開始時簿価算定における資産の計上及び評価に関する調査要領（以下「調査要領」）」を平成 22 年 11 月に各関連部署へ通知している。

調査要領を俯瞰する限り、手引に記載されているとおりの評価方法となっており、調査要領にのっとり固定資産台帳の整備が急がれるところである。しかし、インフラ資産底地（道路等）の評価に関して、調査要領において以下のように記載されている。なお、便宜のため、重要箇所には下線を付している。

「インフラ資産（道路敷等）は土地の大多数を占めるが、これまで既存の公有財産台帳で管理されていなかったこと等の理由で、個々の土地の取得価額が不明な場合が多く、再調達価額を算定するにおいても困難な場合がある。

資産評価実務手引においてインフラ資産は再評価なしとなっているので、棚卸後の資産増減（資産の取得及び除却処理）を想定した場合できる限り簡略化した資産評価手法を取り入れる事が望ましい事から、実務的手法として路線単位に決算統計データの用地取得費をあん分し、取得価額とする評価方法が考えられる。」

上記のとおり、インフラ資産底地（道路等）については、手引では再評価を行わない旨の記載がある。一方で手引では、評価方法選択の考え方が以下のように記載されている。なお、便宜のため、重要箇所には下線を付している。

(3)評価方法選択の考え方

① 基本的考え方

資産・債務改革への対応を踏まえると精度の高い評価が望まれますが、時間的制約等があることから、評価精度を維持しつつ、簡便な評価方法を採用することも現実的な対応です。

評価方法の選択に当たっては、a. 資産の量・分布状況等、b. 資産の重要性、c. 現在の台帳整備状況と処理体制のバランスを考慮して行うこととなります。

なお、評価方法は必ずしも地方公共団体の中で一つに限定すべきものではなく、評価精度の向上を図るため、資産の種類により異なる評価方法を選択することは認められます。

(中略)

(ア) 資産の量・分布状況等

まずは、評価すべき土地の量を把握し、全体の作業ボリュームを図ることが必要です。

また、所有地の分布状況によっては、各種平均単価により求められた結果と適切な公正価値とが大きく乖離^{かい}する場合がありますので、分布状況を把握することが重要です。特に、中心部と周辺部において、固定資産税評価額の水準差が大きい地域や、所有地が偏在している場合には要注意です。例えば、所有地の大部分が郊外に位置する場合、固定資産税概要調書による市町村平均単価を採用してしまうと、過大な評価となるおそれがあります。

(イ) 資産の重要性

地方公共団体にとって重要性の高い資産ほど、地方公共団体運営に与える影響が大きくなりますので、評価精度の向上が望まれます。

重要性の判断基準としては、以下のものが考えられます。

- a. 評価額
- b. 地積
- c. 庁舎等、重要性が高い施設の敷地

(ウ) 現在の台帳整備状況と処理体制

公有地の課税台帳への登録状況は地方公共団体により異なることから、まずは、固定資産課税台帳を含む財産台帳の整備状況について既に整備されているか、また、整備されていない場合、整備に当たってどのような作業が生じ、その作業にどれだけの人員・費用を設定できるのかを検討し、現実的な処理計画を策定する必要があります。

また、昨今の固定資産税評価における地番図整備の進捗により、データ取得が容易になる場合も考えられますので、整備状況の確認及び処理計画の策定に当たっては、各資産を管理している部門だけでなく、資産税部門と協議の上、検討することが重要です。

(4) インフラ資産の評価方法（意見）

上記「(ア) 資産の量・分布状況等」が想定しているとおりに、福島県においても山間部と市街地では、それぞれの土地評価額は大幅にかい離しているものと予想される。そのため、両者にまたがるような土地（例えば道路等）の評価に際しては、より実態にあった評価方法が選択されるべきであるが、調査要領におけるインフラ資産（道路敷等）についての事例では、有形固定資産明細表から道路の計上額の総計を求め、道路台帳の道路敷面積の総計で割って求めた平均単価を、路線ごとの路線面積に乗じることで路線単位での開始時簿価を算出している。

すなわち、県内の道路を一律の同じ単価で評価を行うということであり、調査要領の事例によれば路線 1 m²当たり単価は **1,442** 円となる。道路の取得価額は主として用地の買収費であるが、市街地と山間部では大きくコストが異なるはずである。このため、県内の主要な市街地を通る道路と、山間部しか通らない道路を同じ単価で評価を行うことは、市街地を通る道路の評価が実態に比して低くなるはずである。

インフラ資産は再評価を行わないため、開始時簿価がそのまま継続して計上されていくことになる。したがって、開始時の評価に当たっては、より道路ごとの実態にあった評価（あん分計算）を行うことが理想である。また、(3) に掲げた貸借対照表によれば、公共資産全体に占める「生活インフラ・国土保全」の割合は約 70% であり、金額的にも重要性が高い資産であるため、より精度の高いあん分方法を選択し、実態に適合した金額で評価することが望ましい。

参考のために一例をあげると、他部署等との連携により路線に関する詳細な情報が取得可能であるという前提では、次のようなあん分方法が考えられる。すなわち、同じ路線においても町丁目単位に区分して道路敷面積を求め、町丁目単位の 1 m²当たりの平均固定資産税評価額を乗じた金額をあん分基礎として、有形固定資産明細表に計上されている道路の総評価額の総計を加重平均する方法である。具体的な計算例を示すと 27 頁のとおりととなる。

なお、このような監査人の意見に対して、県側では次の理由により現状では開始時の評価における対応は難しいという見解である。監査人としては、時間の制約とシステム対応の観点から、当面は県が予定する全県統一単価での評価もやむを得ないと考える。しかし、将来にわたる道路の維持更新に当たり有用な財務情報を提供するためには、道路の路線単位で実態に合った取得価額を把握しておくことは大切であると考え。このため、将来においてより精度の高い方法で過去の取得価額のあん分を再計算するということがも選択肢にあげられると考える。

①路線ごとの積み上げによる取得価額の把握は困難であることからあん分によらざるを得ないが、固定資産明細書の「生活インフラ・国土保全」の「道路」のレベルでは手引の評価手法に沿った取得価額となっており、また決算統計累計額との資産評価差額が生じない。

②道路は固定資産税が非課税のため評価額がなく、近傍類似地の評価額等を参考として求めることになるが、適用する地目や同一の評価額でよいのかなどに疑義がある。

- ③現行の道路台帳のデータでは町丁目を判別できないため、町丁目ごとの面積の算出には道路台帳の図面により手作業で算出する必要があり、膨大な業務量が想定される。
- ④町丁目単位の平均単価を算出していない市町村があるため、そのような市町村に対しては算出作業をお願いする必要がある。
- ⑤現在作業中の公有財産管理システムの開発においては、平成23年2月までに道路底地の取得価額あん分計算を含む土地に係る時価評価額計算、財源の振替処理、並びに財源及び償却資産に係る減価償却計算など一連の平成21年度分の決算処理を実施し、平成23年3月からは平成22年度分の異動登録を行い、平成23年5月までには平成22年度分の決算処理を終えることとしており、これから道路底地の取得価額あん分計算で別な手法に取り組むことはスケジュール上困難である。

(計算例)

①関連部署から各市町村の1㎡当たりの平均固定資産税評価額、A・B路線の道路敷面積の情報を取得する。

【基礎情報】

| 地区 | 平均単価 | 面積(㎡) | |
|-----|------|-------|------|
| | | A 道路 | B 道路 |
| a 市 | 300 | 300 | 100 |
| b 町 | 100 | 200 | 200 |
| c 村 | 200 | 100 | 350 |
| 合計 | - | 600 | 650 |

②各市町村の1㎡当たりの平均固定資産税評価額と道路敷面積を乗じ、あん分基礎を算出する。

【あん分基礎(平均単価×面積)】

| 地区 | A 道路 | B 道路 | 合計 |
|-----|---------|---------|---------|
| a 市 | 90,000 | 30,000 | 120,000 |
| b 町 | 20,000 | 20,000 | 40,000 |
| c 村 | 20,000 | 70,000 | 90,000 |
| 合計 | 130,000 | 120,000 | 250,000 |

③有形固定資産明細表の道路の計上額総計(計算例では150,000と仮定する)を②で算出したあん分基礎合計額で除して、あん分率を算出する。

- ・有形固定資産明細表の道路の計上額総計：150,000
- ・あん分率：150,000÷250,000=0.60

④あん分率をあん分基礎に乗じて、あん分額を算出する。

【開始時簿価】

| 地区 | A 道路 | B 道路 | 合計 |
|-----|--------|--------|---------|
| a 市 | 54,000 | 18,000 | 72,000 |
| b 町 | 12,000 | 12,000 | 24,000 |
| c 村 | 12,000 | 42,000 | 54,000 |
| 合計 | 78,000 | 72,000 | 150,000 |

4. 県営住宅の管理状況

県営住宅の管理状況全般について、建設整備計画、維持修繕、入退去管理、家賃収受管理のそれぞれについて、担当者への質問、諸規程及び関連帳票等の確認などにより調査検討した結果は、以下のとおりである。

(1) 公営住宅供給計画

平成 18 年 6 月に制定された住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）の制定により、国の住宅政策が「量」の確保から居住環境を含む「質」の向上へと転換された。これに伴い、福島県では同法第 17 条第 1 項に規定する「住生活の安定の確保及び向上の促進」に関する基本的な計画として、平成 19 年 3 月に「福島県住生活基本計画」を策定している。当該計画の計画期間は平成 18 年度から 27 年度までの 10 年間であるが、平成 22 年度はその中間年度であり、見直しを行う予定である。

公営住宅は、福島県住生活基本計画の住宅施策の 7 つの方向のうちの 1 つである「住まいのセーフティネットの確立」を目指して、民間住宅市場において適切な住宅確保が困難な低額所得者や、高齢者、障がい者などの社会的弱者への居住の安定を確保するという観点から、住宅供給を行っている。

平成 22 年 4 月 1 日現在で福島県内の公営住宅（県営住宅及び市町村が供給する公営住宅）は 39,035 戸あり、うち、県営住宅は 8,319 戸である。なお、低額所得者を対象とする公営住宅である県営住宅の他、中堅所得者を対象とする特別県営住宅が 127 戸ある。

計画期間における公営住宅供給の目標量と実績量は以下のとおりである。この目標量は、空き入居募集の 17,200 戸、既存公営住宅の建替等による募集 1,500 戸、及び新規建設や民間賃貸住宅の借上げによる募集 300 戸を合計したものとしている。これらの計画及び実績は、全て県営住宅及び市町村の公営住宅の合計値である。

<供給目標及び実績>

| 項目 | 前期 5 年間 (平成 18 年度～22 年度) | 10 年間合計 (平成 18 年度～27 年度) |
|------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 公営住宅の供給目標量 | 9,300 戸 | 19,000 戸 |
| 公営住宅の供給実績量 | 7,147 戸 (平成 18 年度～21 年度) | |

<年度別供給実績>

(単位：戸)

| 項目 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 合計 |
|------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 空家募集 | 1,609 | 1,698 | 1,793 | 1,562 | 6,662 |
| 新規整備 | 12 | 45 | 46 | 110 | 213 |
| 建替 | 121 | 53 | 51 | 47 | 272 |
| 合計 | 1,742 | 1,796 | 1,890 | 1,719 | 7,147 |

上記の供給実績のうち、県営住宅のみの年度別供給実績は以下のとおりである。

＜うち県営住宅の年度別供給実績＞

(単位：戸)

| 項目 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 合 計 |
|------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 空家募集 | 428 | 512 | 461 | 428 | 1,829 |
| 新規整備 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 建 替 | 28 | 6 | 8 | 0 | 42 |
| 合 計 | 456 | 518 | 469 | 428 | 1,871 |

(意見)

前述のとおり、公営住宅の供給目標及び実績は、県営住宅及び市町村が供給する公営住宅の総合計で管理しているとのことである。そこで、まず全体での目標と実績を比較すると、当初5年間の計画期間のうち4年が経過した平成21年度までの間で、供給実績は既に前期5年の計画に対して76.8%に達しており、供給の総戸数で比較する限り、ほぼ目標は達成されているといえる。しかし、その供給実績の内訳を見ると、新規整備が213戸あるが、既存の雇用促進住宅を購入して供給した102戸を除くと111戸であり、10年間の計画300戸の37%である。これに対して、建替えは計画1,500戸に対して18%にとどまる。

少子高齢化が進み、人口停滞のみならず減少が見込まれる現状においては、住宅の供給量を増やすのではなく、質の向上を図るべきである。また、経済が停滞する現状で、収入の少ない高齢者や雇用が不安定な若者が入居可能となるような公営住宅の供給も必要である。さらに、建設コストの観点からも、既に土地を初めとした環境が整備されている既存住宅（特に老朽住宅）の建替えを優先すべきであると考えている。

以上により、公営住宅の整備に関して建替えより新設が先行することには疑問がある。また、計画段階では新規建設の5倍の建替えによる住宅供給を目標にしていることから、まず、建替えを優先すべきと考える。なお、高坂団地や梅ヶ丘団地（いずれもいわき市）のように計画的に建替えが行われている物件もあるので、他の団地についても計画的な建替えを行っていくべきである。

ただし、この点について県側の説明によると、既存公営住宅の建替え等による募集1,500戸について、県営住宅と市町村営住宅との区分を計画上位置づけていないため、県営住宅の供給計画と実績の比較ができないということである。前述のとおり、平成22年4月1日現在で福島県内の公営住宅に占める県営住宅の割合は21.3%（8,319/39,035戸）であり、県営住宅の課題とは言えないかもしれない。

しかしながら、公営住宅全体の供給に関して福島県が基本計画を取りまとめている以上、全体計画の進捗状況に関して十分にその内容を把握し、管理していく必要があるものと考えている。そのためには、10ヵ年の計画の策定に当たり、福島県全体の戸数で管理するのではなく、県営住宅及び市町村の公営住宅に関して、地域の実態に見合った積み上げによる計画を作成すべきである。平成22年度は計画の中間年度のため、現在見直し中である。

(2) 維持修繕・改善

現在の公営住宅の多くは昭和40～50年代に建設されたものであり、今後大規模な改善を必要とする。この住宅ストックを社会的資産として長く活用することを目的として、必要な維持修繕や改善を行うこととしている。

①震強度の確保

福島県では、平成19年2月1日付で「福島県県有建築物の耐震改修計画」が策定されており、旧耐震基準により建設された県有建築物は耐震診断が実施され、その耐震性能に応じてAからDまでの4段階に分けられ、大地震の発生の際に倒壊又は崩壊の危険性が高いとされるDランクから、順次、耐震化のための改修工事が行われている。

平成22年4月1日現在において供用中の県営住宅には、耐震ランクB以下のものはなく、全てAランク又は新耐震基準適合建築である。

(注) 1981年(昭和56年)に制定された建築許可に係る耐震基準は、それ以前の耐震基準と区別するために「新耐震基準」と呼ばれており、現在の建物はこの新耐震基準に沿って建てられている。ここでは1981年以前の耐震基準を「旧耐震基準」としている。なお、新耐震基準における耐震強度は、震度6強程度の地震でも建物が倒壊しないレベルとされている。

②修繕計画

平成23年3月に国土交通省住宅局住宅総合整備課より、「公営住宅等長寿命化計画策定指針」が発出され、平成25年までに係る公営住宅等長寿命化計画(計画期間10年以上)を策定することとなった。福島県では、平成22年度中に平成23年度～32年度までの今後10年間の長寿命化計画を作成する方針としている。

長寿命化計画の策定に当たっては、まず、現在保有する公営住宅に係る情報を適切に収集管理する必要があるとされ、団地別、住棟別、住個別等の公営住宅のデータベース作成が求められている。

次に、年度ごとの修繕計画に関しては、団地及び棟ごとの年間計画に基づいて、定期的な修繕が行われている。最近3年間の計画修繕費の予算額は以下のとおりであり、平成22年度の金額が少ないのは、給水管更生、外壁改修などの金額の大きい工事が少ないためである。

(単位：千円)

| 項目 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|--------|---------|---------|--------|
| 修繕費予算額 | 161,144 | 153,284 | 82,633 |

(意見)

公営住宅の耐震強度に関しては特に問題はないものとする。また、定期的修繕については計画的に実施されているものと考えられる。

公営住宅等長寿命化計画は平成22年度中に策定される予定であり、今後のこととなるが、国土交通省の公営住宅等長寿命化計画策定指針では、他の事業主体との連携による一体的整備を行うことが求められている。その具体的な検討の例として、他の事業主体による公共賃貸住宅との合築の検討や土地交換、近接・隣接団地との高齢者・若年世帯の世帯構成のバランス調整などが挙げられている。

特に今回、県営住宅の実態調査を行ったところ、隣接して市営住宅が整備されている地区が散見された。国及び自治体の財政状態が逼迫する中で、重複投資や過剰投資を避けるために、市町村の公営住宅とのバランスを踏まえた上で、長期計画を策定することが望ましいと考える。

(指摘)

今回の包括外部監査において、財産管理課で作成している「財産に関する調書」、土木部建築住宅課で作成している「県営住宅管理台帳」、各建設事務所が作成している「財産台帳」のそれぞれの土地及び建物の面積を突合したところ、差異があった。差異の原因は次のようなものであるが、公営住宅のデータベース作成に当たっては、正しい情報に基づいて入力し、今後はこのような差異が発生しないような管理体制を構築すべきである。

- ・「財産に関する調書」には平成以後の土地・建物の増減が反映していないと推定される。
- ・「県営住宅管理台帳」の一部に記載誤りがあった。
- ・「県営住宅管理台帳」は登記面積により記載され、「財産に関する調書」は実測面積によっている物件がある。

(3) 入退去及び家賃の管理

県営住宅の管理業務は、平成 17 年 4 月以後、順次指定管理者に移管している。平成 22 年度においては、県北、県中、会津若松、喜多方、いわきの 5 建設事務所が所管する県営住宅は、主に指定管理者が入退去、施設維持管理（家賃徴収を含む）を行っている。入退去者の管理及び家賃等の管理に関しては、用途廃止予定物件の退去手続と長期滞納家賃の管理が重要である。

①用途廃止予定物件の管理

用途廃止物件とは建物の老朽・劣化が著しく、躯体の耐用年数もほぼ経過していることから、現入居者の退去後は新規入居者の募集を行わず、建物を撤去する予定のものである。既に用途廃止が決定している物件及び用途廃止予定時期は以下のとおりである。

<平成 22 年 8 月 31 日現在の入居状況>

| 地域 | コード | 団地名 | 戸数 | 入居戸数 | 廃止予定時期 | 具体的な廃止時期 |
|---------|-----|-------|----|------|---------|------------|
| 県北建設事務所 | 101 | 野田町団地 | 24 | 16 | H18～22年 | 未定(入居者移転後) |
| | 103 | 森合団地 | 24 | 9 | H18～22年 | 未定(入居者移転後) |
| | 123 | 宮代団地 | 46 | 46 | H23～27年 | 未定(入居者移転後) |
| | 172 | 御茶園団地 | 6 | 4 | H18～22年 | 未定(入居者移転後) |
| 県中建設事務所 | 232 | 柴宮団地 | 34 | 17 | H18～22年 | H25年度 |
| | 237 | 安積団地 | 21 | 9 | H18～22年 | H25年度 |
| | 266 | 緑町団地 | 1 | 1 | H18～22年 | 未定(入居者移転後) |
| | 262 | 六軒団地 | 42 | 19 | H18～22年 | H25年度 |
| | 267 | 芦田塚団地 | 36 | 9 | H18～22年 | 未定(入居者移転後) |

| 地域 | コード | 団地名 | 戸数 | 入居戸数 | 廃止予定時期 | 具体的な廃止時期 |
|-----------|------|--------|----|---------|------------|------------|
| 会津若松建設事務所 | 501 | 湯川町団地 | 2 | 1 | H18～22年 | 未定(入居者移転後) |
| | 503 | 城前団地 | 20 | 3 | H18～22年 | 未定(入居者移転後) |
| | 581 | 住吉町団地 | 6 | 5 | H18～22年 | 未定(入居者移転後) |
| いわき建設事務所 | 805 | 鬼越団地 | 8 | 3 | H18～22年 | 未定(入居者移転後) |
| | 808 | 浜川団地 | 2 | 2 | H18～22年 | 未定(入居者移転後) |
| | 825 | 中野地団地 | 5 | 2 | H18～22年 | 未定(入居者移転後) |
| | 831 | 六人町団地 | 11 | 5 | H18～22年 | 未定(入居者移転後) |
| | 836 | 金坂団地 | 65 | 33 | H18～22年 | 未定(入居者移転後) |
| | 842 | 南白土団地 | 46 | 22 | H18～22年 | 未定(入居者移転後) |
| | 843 | 下荒川団地 | 15 | 6 | H18～22年 | 未定(入居者移転後) |
| | 858 | 船戸団地 | 34 | 21 | H23～27年(注) | H24又は25年度 |
| | 860 | 愛宕団地 | 6 | 3 | H18～22年 | 未定(入居者移転後) |
| | 865 | 栄田団地 | 2 | 1 | H18～22年 | 未定(入居者移転後) |
| | 865 | 上湯長谷団地 | 4 | 1 | H18～22年 | 未定(入居者移転後) |
| | 869 | 滝尻団地 | 1 | 1 | H18～22年 | 未定(入居者移転後) |
| | 884 | 上山団地 | 6 | 0 | H18～22年 | H22年度 |
| 885 | 江畑団地 | 10 | 5 | H18～22年 | 未定(入居者移転後) | |

(注) 一部に用途廃止が平成18年～平成22年までのものが含まれる

(意見)

上表のとおり、ほとんどの団地が平成22年度までに用途廃止対象としているにもかかわらず、平成22年8月31日現在で入居者なしとなっているのは、いわき建設事務所の上山団地のみである。また、入居率が6割を超える団地も見受けられる。

入居者がある以上は最低限の補修管理は必要となり、管理コストがかかるものと考えられる。高齢者等への住まいの確保という点は考慮しなければならないが、同一団地内で空室が発生した場合に優先して転居を促すなど、用途廃止物件の早期処理を進捗させるための積極的な取組も求められる。

②長期滞納家賃の管理

今回の監査では、以下のとおり長期滞納家賃が対象者数、金額ともに多いことから、滞納家賃の対象者数及び金額が多い県北、県中、会津若松、いわきの各建設事務所に往査し、家賃徴収の管理について検討を行った。

<滞納者数、滞納金額>

(入居者)

| 地域 | 13ヶ月以上 36ヶ月以上滞納 | | 37ヶ月以上滞納 | | 13ヶ月以上合計 | |
|---------|-----------------|-----------|----------|-----------|----------|------------|
| | 対象者数 | 金額(円) | 対象者数 | 金額(円) | 対象者数 | 金額(円) |
| 県北建設事務所 | 4 | 1,278,800 | 2 | 1,317,300 | 6 | 2,596,100 |
| 県中建設事務所 | 23 | 9,572,723 | 3 | 3,547,350 | 26 | 13,120,073 |
| 県南建設事務所 | 2 | 355,200 | 0 | 0 | 2 | 355,200 |

| 地域 | 13ヶ月以上 36ヶ月以上滞納 | | 37ヶ月以上滞納 | | 13ヶ月以上合計 | |
|-----------|-----------------|------------|----------|-----------|----------|------------|
| | 対象者数 | 金額(円) | 対象者数 | 金額(円) | 対象者数 | 金額(円) |
| 会津若松建設事務所 | 5 | 1,651,980 | 0 | 0 | 5 | 1,651,980 |
| 相双建設事務所 | 1 | 179,100 | 0 | 0 | 1 | 179,100 |
| いわき建設事務所 | 8 | 1,801,000 | 1 | 215,900 | 9 | 2,016,900 |
| 合計 | 43 | 14,838,803 | 6 | 5,080,550 | 49 | 19,919,353 |

(退去者)

| 地域 | 13ヶ月以上 36ヶ月以上滞納 | | 37ヶ月以上滞納 | | 13ヶ月以上合計 | |
|-----------|-----------------|------------|----------|------------|----------|-------------|
| | 対象者数 | 金額(円) | 対象者数 | 金額(円) | 対象者数 | 金額(円) |
| 県北建設事務所 | 25 | 12,270,226 | 5 | 5,552,603 | 30 | 17,822,829 |
| 県中建設事務所 | 31 | 16,352,864 | 12 | 11,683,351 | 43 | 28,036,215 |
| 県南建設事務所 | 12 | 6,949,904 | 6 | 6,164,221 | 18 | 13,114,125 |
| 会津若松建設事務所 | 22 | 12,811,408 | 7 | 10,039,630 | 29 | 22,851,038 |
| 相双建設事務所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| いわき建設事務所 | 29 | 15,905,307 | 18 | 12,945,172 | 47 | 28,850,479 |
| 合計 | 119 | 64,289,709 | 48 | 46,384,977 | 167 | 110,674,686 |

なお、長期滞留家賃は「福島県県営住宅等の家賃等の滞納防止と滞納家賃の管理に関する事務取扱要領」により、以下のようにAからHに区分され、Hに関しては原則として不納欠損処分（回収不能による貸倒れ処理）が行われる。

(滞納債権の分類)

第8条 所長は、退去者に係る滞納家賃（以下「滞納債権」という。）について、計画的な回収と適切な管理のため、滞納債権を次表「滞納債権の分類基準」に基づき分類する。なお、滞納債権の分類は、債務者の状況の変化等により随時見直しをする。

滞 納 債 権 の 分 類 基 準

| 区分 | 状 況 判 定 |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------|
| A | 返済計画等の確約があり、現在分納中で1年程度で全額回収可能なもの |
| B | 返済計画等の確約があり、現在分納中であるが、返済額が少額等で全額回収になお相当期間を要するもの |
| C | 返済計画等の確約があり、現在分納中であるが、滞りがちで全額回収になお相当期間を要するもの |
| D | (1)返済計画等の確約はないが、請求の都度、いくらかでも回収できるもの (2)滞納者及び連帯保証人又はその相続人（以下「債務者」という。）等が誠意ある納付の意志があるもの |
| E | 現在、債務者が無資力又は無資力に近い状態であるが、近い将来資力の回復が見込まれるもの |
| F | 債務者が資力を有しながら納付に対して誠意のないもの |
| G | 債務者が無資力又は無資力に近い状態であるもの及び債務者が所在不明でかつ差し押さえる財産等の処分価格が強制執行の費用を超えないもの |

| | |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H | <p>(1)全ての滞納債権の消滅時効が完成した場合で次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①債務者が時効を援用したもの ②債務者が所在不明でかつ差し押さえる財産等の処分価格が強制執行の費用を超えないもの ③債務者が無資力又は無資力に近い状態にあり、かつ将来的にも資力の回復が見込めないもの <p>(2)滞納者及び連帯保証人が死亡し、その相続人が相続放棄をしたもの</p> <p>(3)その他の法律により債務の免除があったもの</p> <p>(4)その他、不納欠損処理をする必要があるもの</p> |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2 所長は、前項の規定により滞納債権を分類した場合は、県営住宅等滞納債権（滞納家賃）分類表（様式6）（以下「分類表」という。）により整理する。

3 所長は、年度末現在において整理された分類表を翌年4月末日までに土木部長へ送付する。

（滞納債権分類の精査）

第9条 土木部長は、前条第3項の規定により分類表の送付を受けた場合は、内容を精査し、必要に応じて所長から関係資料の提出を求めることができる。

（退去者に係る滞納債権の回収等）

第10条 所長は、滞納債権の早期回収と適切な管理のため、第8条第1項の規定により分類した滞納債権について、原則として次のとおり処理する。

- (1) 分類 A 返済状況を常に把握するとともに、債務者の生活状況を定期的に確認する。
- (2) 分類 B 返済状況を常に把握するとともに、債務者と一回当たりの返済額の増額交渉を行い早期回収に努める。
- (3) 分類 C 返済状況を常に把握するとともに、返済計画に沿った納付がされるよう積極的に債務者へ働き掛け早期回収に努める。
- (4) 分類 D 計画的な返済ができるよう債務者へ積極的に働き掛け早期回収に努める。
- (5) 分類 E 債務者の状況を定期的に把握し、資力回復後は計画的な返済ができるよう債務者と協議する。
- (6) 分類 F 法的措置を前提に債務者に対して返済を求め、債務者から実質的な返済の意志が確認ができない場合は、別に定める福島県県営住宅等の滞納債権に関する法的措置事務処理要領（平成20年1月17日付け19建第4455号土木部長通知）により、民事訴訟法第383条第1項に規定する支払督促の申立て、さらには民事執行法第25条の規定に基づく強制執行を行う。
- (7) 分類 G 原則として、地方自治法施行令第171条の5の規定に基づく徴収停止の措置をとる。
- (8) 分類 H 原則として、福島県財務規則第75条の規定に基づき不納欠損処分を行う。

(A) 県営住宅の家賃回収管理に係る全般的事項

各建設事務所への往査の結果、以下の点について改善又は検討が必要であると判断した。

(ア) 「県営住宅家賃未納者台帳」の管理状況

i) 様式の統一（意見）

今回往査の対象とした4ヶ所の建設事務所は、全て同一の指定管理者が入退去者に対する通常の回収管理業務を行っていたが、県営住宅家賃未納者台帳（以下、「台帳」という。）の様式の1頁目が同一のものではなかった。また、台帳2頁目以後に記載することとなっている家賃滞納者との交渉記録の記載の仕方も不統一であった。

台帳の1頁目の記載事項に不備は確認されなかったが、様式は統一すべきである。また、台帳2頁目以後の整理実績（交渉記録）の記載事項は同一水準のものにすべきである。

ii) 重要事項の記載と関連帳票の保存（指摘）

滞納者に関する債権回収手続で特に重要である民事調停手続、誓約書の入手、強制執行手続等に関して、台帳の中で特に記載項目として取り上げられていない。このため、整理実績の中に記載されてはいるが、過去からの経緯に関する重要情報の一覧性に欠ける。

重要手続である上記の3項目、民事調停手続、誓約書、強制執行手続に関しては、台帳上に記載欄を設けて、必ず記載するようにすべきである。

また、民事調停や強制執行（退居）の法的手続は、議会承認を得た上で債権者たる県の土木部が実施するため、指定管理者側では資料を保管していないケースが散見された。未収債権の回収管理は指定管理者が実施しており、民事調停や退去の進捗状況は重要な情報であるため、指定管理者側でも台帳に記載するとともに民事調停書や強制執行手続に係る文書の写しを保管すべきである。

(イ) 滞納債権の回収管理に係るノウハウの蓄積（意見）

往査した各建設事務所の回収管理担当者から回収管理の状況を聴取した。担当者の中には経験豊富な方も多数おり、滞納者からの徴求に係るいろいろな経験談も伺うことができた。これらのノウハウを今後の回収管理業務に生かすために、県内の管理者が一堂に会して研修を行うなどの機会を設けることが望ましいと考える。また、台帳様式の統一や記載方法についても、そのような機会に周知徹底すれば良いと考える。

(ウ) 指定管理者への引継ぎ以前からの滞納債権（指摘）

指定管理者への移管は平成17年4月以後に行われており、それ以前は県が直接滞納債権の回収管理を行っていた。このような関係から指定管理者への引継ぎ以前からの滞納債権について、過去の資料が十分に揃っていないケースがあり、これは可能な限り調査して資料を整備すべきである。この場合、本来不納欠損処分すべき状態にある債権が、資料不十分のまま処分されないものが散見された。

(エ) 退去者への不納欠損処分（意見）

現在の不納欠損処分基準では、不納欠損処分できる要件が厳しいことや、前述のよ

うな資料不十分などから、不納欠損処分が行われることが少ない。このため、原則として不納欠損処分を行うものとされている H 区分の債権であっても、いまだ債権として残されているものが多数存在する。

退去者の滞納債権のうち、債権の回収見込額が回収コストを超過することが確実にみられるものについては、積極的に不納欠損処分するようにすべきである。そのためには、「福島県県営住宅等の滞納債権に関する不納欠損処分基準」の弾力的な運用を図るか、場合によっては滞納債権に係る送付書類の簡素化を図るべきと考える。これにより、管理コストを削減することが可能になるものとする。

(オ) 退去者の回収管理（意見）

各建設事務所ともに滞納額が 100 万円を超過する退去者がある。このような退去者に関しては、特に重点的に保証人も含めて回収請求を行い、回収促進を徹底すべきである。また、その過程でどうしても回収が困難である状況が判明すれば、その状況を明らかにする資料を可能な限り整えた上で不納欠損処分を検討すべきである。

(B) 各建設事務所の個別監査結果

(ア) 県北建設事務所（意見）

平成 22 年 3 月末の債権に係る不納欠損処分の実績がないが、債権消滅時効を迎えており、H 区分としているが不納欠損処分していないものが多数存在する。不納欠損処分を保留しているのは、家賃滞納者や保証人に関する必要文書の入手が困難なためと考えられる。しかし、このような場合は、所在不明でかつ差押財産の価格が強制執行費用を超えないものであれば、債権管理の費用対効果の観点から不納欠損処分すべきと考える。

(イ) 県中建設事務所

i) 過去の資料の管理不十分（指摘）

退去者に関して「県営住宅等滞納債権（滞納家賃）分類表」に入退去日、時効起算日、時効完成日の記載がないものが非常に多かった。これらのうち、H 区分の一部は、平成 17 年 4 月 1 日に指定管理者が県から業務の引継ぎを受けた時点でそれ以前の資料が引継がれていないものであり、過去の経緯が不明となっている。

このため、滞納者の債権管理に不可欠な本人の連絡先、保証人住所氏名、過去の徴収状況などの情報がない。債権管理のための重要書類が所在不明であるということは非常に問題がある。

一方、このような状況では債権回収手続が実行不可能だが、H 区分として滞納債権の管理対象としている。過去の資料の有無を調査し、書類の存在が確認できないのであれば、例外処理として不納欠損処分もやむを得ないものとする。

ii) 入居者への滞納家賃の督促（指摘）

平成 22 年 11 月 30 日現在の 13 ヶ月以上滞納入居者が 24 名おり、これは他地区に比して非常に多い水準である。個別の内容を見ると民事調停や誓約書を入手しているものが多いが、12 ヶ月以上延滞してから民事調停等が実施されているケースがほとんどである。

「福島県県営住宅等の家賃等の滞納防止と滞納家賃の管理に関する事務処理要領」で

は、6ヶ月滞納の段階で入居者に法的予告を通知するとともに土木部長に書類を提出し、土木部長が必要と認めた場合は議会の議決を得た上で民事調停手続を行うこととなっている。滞納期間が6ヶ月未満でも滞納者へ直接督促することが必要であり、滞納累積の可能性は予想し得るものであるため、滞納額が膨らまないように早期に手続を行うべきである。

(ウ) 会津建設事務所（意見）

退去者に関して本人又は保証人が行方不明などの場合は、時効期間が経過済みでH区分であっても滞留債権として残す一方で、所在が判明している場合は時効の援用に係る書類を入手して不納欠損処分の対象としているものがある。所在場所が明確で保証人にも連絡が取れるような場合は、時効の援用を申し出ている時を除き、回収促進を最優先し、行方不明で回収が著しく困難と見込まれるものを、優先的に不納欠損処分の対象としていくべきである。

(エ) いわき建設事務所

i) 退居時の不適切な精算処理（指摘）

H区分の退去者の中に、1ヶ月分の家賃や駐車場代が未納のものが散見された。これは、退去時に敷金との相殺や、最終月の家賃・駐車場代の請求などの必要な精算手続が行われなかったために発生したものである。退去時には適切な精算処理を行うべきである。

これらの滞納家賃は、もはや回収困難なものが大半と思われる。滞納者の連絡先が不明で、かつ差押財産の価格が強制執行費用を超えないものであれば、債権管理の費用対効果の観点から不納欠損処分すべきと考える。また、滞納額の存在に確証が持てないものに関しては、未納債権の取消し処理ができないか検討を要すべきである。

ii) 退去者への不納欠損処分（意見）

H区分の退去者で、不納欠損処分を申請したが保証人の確認等の要件を満たしていないため差し戻されたというものが散見された。また、平成22年3月末の債権に係る不納欠損処分の実績がない。回収見込みが認められるものは極力回収努力を図るべきだが、全般的事項に記載したとおり、回収が困難と認められるものは、不納欠損処分に係る規程の弾力的な運用を図るべきと考える。

5. 個別財産の実態調査のまとめ

(1) 県営住宅（現場視察を行った団地）

①現場視察の選定基準

県営住宅のうち、現場視察を行った物件とその概要は以下のとおりである。また、県営住宅の現場視察対象物件は、特別県営住宅を有し、かつ、管理する住宅が多い県北、県中、会津若松の各建設事務所の物件の中から、特別県営住宅、大規模団地、用途廃止物件を選定した。

なお、県営住宅は特別県営住宅と県営住宅の2つに大別され、その内容は次のとおりである。

| 区 分 | 内 容 |
|---------|------------------------------------------------|
| 県 営 住 宅 | 住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を提供することを目的として整備される賃貸住宅 |
| 特別県営住宅 | 中堅所得者等に居住環境が良好な住宅を供給することを目的として整備される賃貸住宅 |

②調査結果（意見）

県営住宅に関しては、空室が発生した場合は抽選により入居者を選定している状態であり、修繕や建替えによる政策的空屋を除けば、ほぼ100%の入居率である。一方、特別県営住宅は以下のとおり、特別県営住宅全体の平均でも53.5%となっており、入居率が50%を下回っている物件もある。

<特別県営住宅入居率～平成22年8月31日現在>

| 地域 | コード | 団地名 | 総戸数 | 入居戸数 | 入居率 |
|-----------|-----|---------|-----|------|--------|
| 県北建設事務所 | 102 | 森合台の前団地 | 10 | 10 | 100.0% |
| | 121 | 岡部団地 | 15 | 8 | 53.3% |
| | 152 | 荒井団地 | 28 | 7 | 25.0% |
| 県中建設事務所 | 207 | 亀田団地 | 28 | 14 | 50.0% |
| | 232 | 柴宮団地 | 12 | 6 | 50.0% |
| 会津若松建設事務所 | 561 | 緑町団地 | 14 | 10 | 71.4% |
| | 562 | 御旗団地 | 6 | 6 | 100.0% |
| | 587 | 五月町団地 | 14 | 8 | 57.1% |
| 特別県営住宅合計 | | | 127 | 68 | 53.5% |

現場視察の結果、特別県営住宅に関して全体に入居率が低い理由としては、次のような点があげられる。

- ・県営住宅と外観、住戸専有面積ともに同一又はほぼ同一である。
 - ・立地条件、建物の老朽化（設計が古い等）などから民間住宅に見劣りする。
 - ・家賃水準が割安感に欠ける（所得水準により、最低33,300円(59.6㎡)から最高93,700円(93.6㎡)）。
 - ・世帯収入の上限値（月収487,000円）があるため高額所得者は対象外となる。（注）
- （注）特別県営住宅は「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則」の第7条により、入居者の所得の上限値が487,000円と定められている。

上記のように、特別県営住宅の入居対象者には法令に基づく所得の上限値という制度上の制約がある。しかしながら、既に建物を建設し供用している以上、少しでも入居率を高めることが県有財産の有効利用につながると考える。特別県営住宅の入居率を高めるためには、次のような対応を検討することが有効であると考えている。

- i) 入居率が一定率以下の物件に関しては、福島県県営住宅等条例に家賃を規定するに当たり、一定の掛目を設けるなどして現状より割安な家賃設定とする。
- ii) 入居率が一定率以下の物件に関しては、浴槽のリースは個人負担ではなく県側の負担とする。
- iii) 県営住宅と外観、住戸専有面積ともに同一又はほぼ同一の物件に関して、特別県営住宅から県営住宅に移行する。

iii) に関しては、現在の入居者の取扱いをどうするかという問題はあるが、入居率が50%以下の物件に関しては検討する価値があるものとする。

また、特別県営住宅の入居者の世帯所得の上限値は、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則」の第7条により月収487,000円と定められているが、国に、この上限値を引き上げるような方向での制度改革の要請も行うことが望ましい。

<参考～入居者の所得基準>

入居者の世帯全員の1年間の収入から、所得税法の例に準じて所得金額を計算し、同居者控除等の一定の控除を行った上で、12ヶ月で割った額（月収）が基準以下であること。

| | | |
|------------|--------|----------------------------|
| 県営住宅入居基準 | 一般世帯 | 月収 158,000 円以下 |
| | 裁量階層世帯 | 月収 214,000 円以下 |
| 特別県営住宅入居基準 | | 月収 158,000 円以上 487,000 円以下 |

(注1) 裁量階層世帯：障害者がいる世帯、高齢者世帯（18歳未満の同居者がいる世帯を含む）及び小学校就学前の子供のいる世帯等

(注2) 各種控除：同居者控除、扶養親族控除、老人扶養親族控除、特定扶養親族控除、障害者控除、寡婦（夫）控除

<参考～基準収入額（一般世帯）の年収（所得）換算表【給与収入の場合】>

| 世帯人数 | 単身 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 収入金額(円) | 2,967,999 以下 | 3,511,999 以下 | 3,995,999 以下 | 4,471,999 以下 | 4,947,999 以下 |
| 所得金額(円) | 1,894,800 以下 | 2,275,600 以下 | 2,653,600 以下 | 3,034,400 以下 | 3,415,200 以下 |

(2) 普通財産

①及び②に掲げた表は、個別に検討した結果、監査人の指摘又は意見がある物件をとりまとめたものである。

なお、項目及び重要度は監査人の判断によるものであり、重要度は量的・質的な面を考慮して分類した。目安としては、処分対象資産等で金額が100万円までは「低」、3,000万円程度までは「中」、それ以上ものは「高」とし、評価額や台帳記載の不備等は質的観点から「高」とした。また、利活用計画や修繕の問題は原則として「中」とした。

①財産管理課所管

(金額：円、面積：㎡)

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 土地 | | 建物 | | 工作物 金額 | 要約 | 項目 | 重要度 |
|-----|-----|-------|-------------------------------------|---------------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------------------------------------------------------|----------------|-----|
| | | | | 金額 | 面積 | 金額 | 面積 | | | | |
| 2 | 総務部 | 財産管理課 | 飯坂県有地 | 116,705,200 | 3,248.2 | 0 | 0.0 | 0 | 有償貸付だが支払不履行 使用見込が無い遊休地のため 早期処分すべき | 貸料延滞 | 高 |
| 4 | 総務部 | 財産管理課 | 警察共済組合 保養所敷地 | 96,094,500 | 3,518.3 | 0 | 0.0 | 0 | 売却見込額をもって評価額と すべき | 処分検討 評価額問題 | 中 |
| 12 | 総務部 | 財産管理課 | 旧安達東高校 太平分校 | 676,400 | 267.8 | 0 | 0.0 | 0 | 高校跡地売却後の処分残地 単独での処分困難 | 処分検討 | 低 |
| 14 | 総務部 | 財産管理課 | 旧郡山警察署 敷地 | 152,835,800 | 2,329.1 | 0 | 0.0 | 0 | 小学校敷地として郡山市へ 無償貸付中、公園敷地及び 石葺牧場敷地等を含めて交 換協議を進めるべき | 処分検討 | 高 |
| 15 | 総務部 | 財産管理課 | 熱海県有地 | 16,364,200 | 711.5 | 0 | 0.0 | 0 | 住宅敷地として個人へ貸付 中、早期処分を図るべき | 処分検討 | 中 |
| 16 | 総務部 | 財産管理課 | 須賀川堤県有 地 | 6,674,200 | 114,878.3 | 0 | 0.0 | 0 | 山林原野で広大地のため売 却困難 | 処分検討 | 中 |
| 26 | 総務部 | 財産管理課 | 平上荒川県有 地 | 185,055,500 | 5,371.0 | 0 | 0.0 | 0 | 現況は道路・水路、管理者 のいわき市へ譲渡すべき 雑種地だが評価額過大 | 処分検討 評価額問題 | 高 |
| 27 | 総務部 | 財産管理課 | 小名浜港湾背 後地 | 1,049,380,400 | 38,503.2 | 0 | 0.0 | 0 | 主として貸付地、個人貸付 (2口)は回収遅延 | 一部処分検討 貸料延滞 | 高 |
| 28 | 総務部 | 財産管理課 | 旧白河警察署 職員公舎敷地 | 20,244,700 | 518.2 | 0 | 0.0 | 0 | 入札したが不調、鑑定評価 額をもって評価額とすべき | 処分検討 | 中 |
| 29 | 総務部 | 財産管理課 | 旧田島建設事 務所長公舎敷 地 | 596,500 | 38.3 | 0 | 0.0 | 0 | 売却済みの残地 堤防の一部であり処分は困 難 | 処分検討 | 低 |
| 30 | 総務部 | 財産管理課 | 道路化財産 (会津若松) | 2,358,000 | 233.1 | 0 | 0.0 | 0 | 市道用地として無償貸付 中、管理者の会津若松市へ 譲渡すべき | 処分検討 | 中 |
| 31 | 総務部 | 財産管理課 | 処分予定財産 ①(旧郡山食 肉衛生検査所 敷地) | 75,864,500 | 2,430.4 | 0 | 0.0 | 0 | 郡山市へ無償貸付中、金透 小学校敷地及び石葺牧場敷 地を含めて交換協議を進め るべき | 処分検討 | 高 |
| 32 | 総務部 | 財産管理課 | 処分予定財産 ②(旧畜産試 験場熱海支場 敷地) | 258,505,700 | 46,971.3 | 0 | 0.0 | 0 | 石葺牧場敷地として郡山市 へ無償貸付中、金透小学校 敷地等を含めて交換協議を 進めるべき | 処分検討 | 高 |
| 33 | 総務部 | 財産管理課 | 処分予定財産 ③(旧いわき南 警察署職員公 舎敷地) | 36,434,900 | 768.3 | 0 | 0.0 | 0 | 入札したが不調、価格を引 下げても早期処分を図る べき | 処分検討 | 中 |
| 37 | 総務部 | 財産管理課 | 旧県宮分譲住 宅(松浪団地) 敷地 | 25,397,400 | 363.2 | 0 | 0.0 | 0 | 道路敷地として使用中、管 理者の福島市へ譲渡すべき | 処分検討 | 中 |
| 38 | 総務部 | 財産管理課 | 旧職員公舎敷 地(遠瀬戸) | 77,905,800 | 2,232.8 | 0 | 0.0 | 0 | 普通財産A51の古川土地 (警察AP跡地)の隣接地で あり、一体管理すべき | 処分検討 | 高 |
| 39 | 総務部 | 財産管理課 | 旧飯坂警察署 署長公舎敷地 | 9,574,600 | 423.7 | 0 | 0.0 | 41,300 | 入札したが不調、価格を引 下げても早期処分を図る べき | 処分検討 | 中 |
| 42 | 総務部 | 財産管理課 | 旧農業試験場 いわき支場 | 836,100 | 65.7 | 0 | 0.0 | 0 | 道路敷地として使用中、管 理者のいわき市へ譲渡すべ き | 処分検討 | 低 |
| 44 | 総務部 | 財産管理課 | 旧霞町職員公 舎敷地 | 63,910,800 | 883.3 | 2,280,800 | 126.3 | 810,100 | 未利用地、現在建物あり、 処分検討中 | 処分検討 | 高 |

(注) 上記の金額・面積は公有財産表(平成21年3月31日現在)の数値のため、詳細調査の内容に記載した数値(平成22年3月31日現在)とは一致しない

②財産管理課所管以外

(金額：円、面積：m²)

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 土地 | | 建物 | | 工作物 | 要約 | 項目 | 重要度 |
|-------------------------|-------|-----------|--------------------|---------------|-----------|-------------|----------|-------------|----------------------------------------------------------|---------------|-----|
| | | | | 金額 | 面積 | 金額 | 面積 | 金額 | | | |
| 普通A2-1 | 総務部 | 県南地方振興局 | 旧棚倉町古町管理職公舎 | 13,919,700 | 650.0 | 46,449,600 | 724.1 | 35,700 | 建物撤去及び底地借受契約を早期終了すべき | 処分検討 | 中 |
| 普通A2-2 | | | 旧羅漢前公舎A号棟 | | | | | | 建物の老朽化著しく耐震診断後、改修等を行うべき | 処分検討 | 高 |
| 普通A5 普通B2 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 旧矢吹更生寮 | 170,212,800 | 20,347.0 | 3,546,400 | 129.6 | 0 | H22年度中の建物解体後、土地の早期売却を図るべき | 処分検討 | 高 |
| 普通A7 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 太陽の国さつき荘 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 6,972,500 | H20/4に譲与済みだが公有財産台帳上廃棄処理済 | 台帳管理 | 高 |
| 普通A10 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 旧いわき光風学園 | 28,401,900 | 1,614.1 | 15,470,000 | 710.4 | 2,995,500 | 現在貸貸中だが、利用者への売却を図るべき | 処分検討 | 中 |
| 普通A15 | 商工労働部 | 商工総務課 | 福島県商工労働部大町施設 | 152,887,400 | 940.7 | 143,035,200 | 4,214.1 | 163,750,200 | 4階北東部及び3階の未利用部分の有効利用を図るべき | 利活用検討 | 中 |
| 普通A17 | 商工労働部 | 商工総務課 | 会津若松公共職業安定所 | 22,264,500 | 307.7 | 2,773,700 | 71.5 | 652,900 | 登記持分と公有財産台帳の保有面積が不一致のため、台帳を正しく訂正すべき | 台帳管理 | 高 |
| 普通A18 | 商工労働部 | 商工総務課 | 会津若松公共職業安定所南会津出張所 | 0 | 0.0 | 958,300 | 17.3 | 177,300 | 登記持分と公有財産台帳の保有面積が不一致のため、台帳を正しく訂正すべき | 台帳管理 | 高 |
| 普通A22 | 商工労働部 | 商工総務課 | ものづくり支援センター | 464,902,600 | 12,430.5 | 99,594,600 | 2,110.8 | 35,671,600 | 旧武道場を初め、未利用の建物は危険防止のため解体・廃棄処理すべき | 処分検討 | 中 |
| 普通A23 普通B4 | 農林水産部 | 農林総務課 | 旧農業試験場本場 | 2,642,947,400 | 179,928.5 | 307,512,500 | 11,535.4 | 82,160,600 | 交通至便地にあり、郡山市と協議しながら譲渡を図るべき | 処分検討 | 高 |
| 普通A25 普通B6 | 農林水産部 | 農林総務課 | 旧たばこ試験場 | 231,505,300 | 60,866.7 | 60,358,600 | 2,917.8 | 13,707,900 | 田村市への早期譲渡を図るべき | 処分検討 | 高 |
| 普通A26 普通B7 | 農林水産部 | 農林総務課 | 旧梁川支場 | 905,739,300 | 60,675.4 | 165,685,700 | 4,852.3 | 38,309,400 | 建物取壊し中、伊達市への早期譲渡を図るべき | 処分検討 | 高 |
| 普通A28 普通B9 | 農林水産部 | 農林総務課 | 南湖県有地 | 168,426,500 | 46,414.9 | 0 | 0.0 | 0 | 一度入札したが絶滅危惧種の存在により延期、売却予定価格10百万円に対して評価額過大 | 処分検討 | 高 |
| 普通A29 | 農林水産部 | 農林総務課 | のり仮植保全施設 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 5,857,600 | 既に施設は機能しておらず除却処理すべき | 処分検討 | 中 |
| 行政A13 行政B8 普通A35 | 農林水産部 | 農業総合センター | 畜産研究所本所 | 1,520,330,900 | 457,927.0 | 8,152,900 | 791.9 | 0 | 平成22年3月末の土地評価額が308百万円に減少一般職員公舎は老朽化激しく取壊して廃棄処理すべき | 評価額問題 処分検討 | 高 |
| 普通A37 行政A14 行政B10 | 農林水産部 | 農業総合センター | 畜産研究所養鶏分場 | 20,441,000 | 3,905.9 | 2,872,000 | 200.4 | 0 | 職員公舎は老朽化激しく取壊して廃棄処理すべき A23の隣地であり、土地は郡山市と協議しながら譲渡を図るべき | 処分検討 | 高 |
| 普通A39 | 農林水産部 | 水産種苗研究所 | 水産種苗研究所(焼却炉) | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 1,284,700 | 現在使用しておらず早急に廃棄処理すべき | 処分検討 | 中 |
| 普通A40 普通B16 | 農林水産部 | 内水面水産試験場 | 内水面水産試験場(東閣下養魚施設) | 10,522,500 | 2,920.0 | 0 | 0.0 | 3,030,400 | コンクリート水槽は現在使用しておらず早急に廃棄処理すべき土地は売却処分すべき | 処分検討 | 中 |
| 普通A42 | 土木部 | 県中建設事務所 | 中小企業賃貸住宅 | 0 | 0.0 | 46,098,900 | 788.9 | 0 | 賃貸建物だが16百万円の延滞がある | 処分検討 貸料滞留 | 高 |
| 普通A43 | 土木部 | 会津若松建設事務所 | 会津若松建設事務所(旧県営住宅敷地) | 59,127,900 | 2,592.4 | 0 | 0.0 | 0 | 入札したが不調、価格を引下げてでも早期処分を図るべき 売却予定価格19百万円に対して評価額過大 | 処分検討 評価額問題 | 高 |

(注)上記の金額・面積は公有財産表(平成21年3月31日現在)の数値のため、詳細調査の内容に記載した数値(平成22年3月31日現在)とは一致しない

(金額：円、面積：m²)

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 土地 | | 建物 | | 工作物 金額 | 要約 | 項目 | 重要度 |
|----------------|------|----------|----------------------|-------------|----------|-----------|-------|-----------|-------------------------------------------------------------------|---------------|-----|
| | | | | 金額 | 面積 | 金額 | 面積 | | | | |
| 普通B18 | 土木部 | 喜多方建設事務所 | 旧水防用倉庫敷地 | 309,800 | 39.0 | 0 | 0.0 | 0 | 車庫として市に無償貸付、使用者の喜多方市へ譲渡すべき | 処分検討 | 低 |
| 普通B19 | 土木部 | いわき建設事務所 | いわき市内郷宮町峰根60-13, 14 | 591,900 | 8,075.8 | 0 | 0.0 | 0 | 山間地にあり売却困難、隣地地権者への譲渡等を図るべき | 処分検討 | 低 |
| 普通A46 普通B20 | 教育庁 | 財務課 | 平上荒川県有地 | 54,456,300 | 1,281.1 | 0 | 0.0 | 0 | 現況は道路・水路、管理者のいわき市へ譲渡すべき雑種地だが評価額過大 | 処分検討 評価額問題 | 高 |
| 普通A48 | 教育庁 | 県南教育事務所 | 県南教育事務所(旧西郷養護学校公舎敷地) | 5,760,200 | 251.3 | 0 | 0.0 | 0 | 公道に接続していない土地のため売却困難、西郷養護学校校舎敷地と区分管理する理由不明確 | 台帳管理 | 中 |
| 普通A49 | 教育庁 | 会津教育事務所 | 会津教育事務所(城西教職員公舎物置) | 0 | 0.0 | 7,080,100 | 56.6 | 0 | 城西教職員公舎の建物とすべきものが「その他の施設」として台帳管理されていたもの | 台帳管理 | 高 |
| 普通B21 | 教育庁 | 田島高等学校 | 田島高等学校(旧田島高校実習畑用地) | 427,769,700 | 32,105.7 | 0 | 0.0 | 0 | 現況は農地として貸借中、利用者へ譲渡すべき主として農地だがH21/3末の評価額過大、なおH22/3末は27百万円と適正水準である | 処分検討 評価額問題 | 高 |
| 普通A51 | 警察本部 | 会計課 | 会計課管理地 | 92,352,400 | 2,646.8 | 0 | 0.0 | 0 | 隣地に財産管理課所管の更地(No38)があり、一括管理すべき | 処分検討 | 高 |
| 普通A52 | 警察本部 | 二本松警察署 | 職員公舎物置 駐在所工作物 | 0 | 0.0 | 48,700 | 3.3 | 272,100 | 職員公舎とすべきものを「その他の施設」として台帳登録(H22/8に訂正済) 建物廃却登記及び台帳処理済(H22/7に訂正済) | 台帳管理 | 高 |
| 普通A53 | 警察本部 | 猪苗代警察署 | 職員公舎 署長公舎車庫 | 0 | 0.0 | 3,023,600 | 117.0 | 317,700 | 職員公舎とすべきものを「その他の施設」として台帳登録(H22/7, 8に訂正済) | 台帳管理 | 高 |

(注) 上記の金額・面積は公有財産表(平成21年3月31日現在)の数値のため、詳細調査の内容に記載した数値(平成22年3月31日現在)とは一致しない

(3) 行政財産

次頁に掲げた表は、個別に検討した結果、監査人の指摘又は意見がある物件をとりまとめたものである。

なお、項目及び重要度は監査人の判断によるものであり、重要度は量的・質的な面を考慮して分類した。目安としては、処分対象資産等で金額が100万円までは「低」、3,000万円程度までは「中」、それ以上ものは「高」とし、評価額や台帳記載の不備等は質的観点から「高」とした。また、利活用計画や修繕の問題は原則として「中」とした。

(金額：円、面積：㎡)

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 土地 | | 建物 | | 工作物 | 要約 | 項目 | 重要度 |
|------------------------------------|-------|----------|-----------------------|---------------|-----------------------|---------------|----------|----------------|------------------------------------------------------------|--------------|-----|
| | | | | 金額 | 面積 | 金額 | 面積 | 金額 | | | |
| 行政A16 | 総務部 | 総務課 | ふくしま自治研修センター | 1,097,179,400 | 53,486.1 | 1,387,018,900 | 10,950.6 | 353,183,300 | 休日の市民への開放検討必要 | 利活用検討 | 中 |
| 行政A2 | 総務部 | 施設管理課 | 荒町駐車場 | 123,941,300 | 1,532.1 | 0 | 0.0 | 640,700 | H23年度の庁舎改修後の利活用計画策定が必要 | 利活用検討 | 中 |
| 行政A54 | 企画調整部 | 企画調整課 | 文化センター | 1,576,351,300 | 20,592.5 | 653,981,400 | 12,405.1 | 179,334,000 | 大規模修繕の計画が必要 | 修繕工事 | 中 |
| 行政A58 | 企画調整部 | 企画調整課 | 奥の細道自然歩道 | 522,000 | 28,866.58 (地目:その他) | 825,200 | 54.0 | 296,800 | 老朽施設の撤去計画が必要 | 処分検討 | 中 |
| 行政A59 | 生活環境部 | 生活環境総務課 | 男女共生センター | 762,126,500 | 16,150.2 | 2,137,728,900 | 7,250.9 | 85,463,700 | 宿泊稼働率向上策が必要 | 利活用検討 | 高 |
| 行政A70 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 太陽の国塵埃焼却場 | 0 | 0.0 | 2,697,500 | 95.1 | 4,735,400 | 平成初めに撤去済だが公有財産台帳上、廃棄処理済 | 台帳管理 | 高 |
| 行政A83 普通A8 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 浪江救護院 | 77,237,000 | 13,173.6 | 9,032,800 | 71.7 | 22,772,300 | H22年度中の建物解体後、土地の早期売却を図るべき | 処分検討 | 中 |
| 行政A89 | 保健福祉部 | 会津児童相談所 | 会津児童相談所 | 490,841,800 | 8,051.7 | 191,373,200 | 1,562.5 | 94,375,700 | H19/3撤去済みの建物につき公有財産台帳上、廃棄処理済 土地は売却困難、会津若松市への譲渡を含めて検討を要す | 台帳管理 処分検討 | 高 |
| 行政A93 | 保健福祉部 | 福島学園 | 福島学園 | 461,526,400 | 36,509.7 | 385,163,800 | 3,475.2 | 130,048,100 | 大規模修繕の計画が必要 | 修繕工事 | 中 |
| 行政A94 | 保健福祉部 | 郡山光風学園 | 郡山光風学園 | 214,766,100 | 3,319.0 | 92,700,400 | 2,143.9 | 58,024,300 | 大規模修繕の計画が必要 | 修繕工事 | 中 |
| 行政A114 行政B4 行政B24 | 農林水産部 | 農林総務課 | 県民の森・鳥獣保護センター | 63,338,300 | 864,097.5 | 1,167,436,300 | 6,201.9 | 1,103,889,500 | 宿泊稼働率向上の対策必要 | 利活用検討 | 高 |
| 行政B9 普通A36 | 農林水産部 | 農業総合センター | 畜産研究所沼尻分場 | 446,592,200 | 2,397,290.0 | 2,011,500 | 171.7 | 0 | 建物は老朽化著しく危険防止のため解体・廃棄処理すべき | 処分検討 | 中 |
| 行政B12 普通A38 普通B15 | 農林水産部 | 林業研究センター | 林業研究センター | 289,923,300 | 1,102,850.5 | 2,405,600 | 220.7 | 0 | 用途廃止した 埴町土地825千円について売却を含めた利活用を図るべき | 利活用検討 | 低 |
| 行政A119 | 土木部 | 県南建設事務所 | 県南建設事務所(砂防環境整備事業用地) | 249,892,200 | 14,660.2 | 0 | 0.0 | 0 | 宅地だがH21/3末の評価額過大、なおH22/3末は94百万円と適正水準に修正済み | 評価額問題 | 中 |
| 行政A120 行政A121 行政B29 行政B30 | 土木部 | 福島空港事務所 | 福島空港・拡張予定地・空港付帯施設 | 7,563,145,900 | 3,369,624.5 | 425,882,100 | 2,890.0 | 12,939,310,000 | 土地従属物129億円の明細を調査中 | 評価額問題 | 高 |
| 行政A51 | 土木部 | 福島空港事務所 | 福島空港公園 | 5,280,164,000 | 2,596,483.9 | 490,274,500 | 1,350.2 | 3,069,935,100 | 当初の公園設置計画を大幅に縮小見直しすべき | 利活用検討 | 高 |
| 行政A123 | 教育庁 | 財務課 | 埋蔵文化財保管施設 | 144,965,800 | 2,014.0 | 134,959,700 | 1,853.1 | 9,119,700 | 建物が老朽化しており、県文化財センター白河館とともに有効な利活用を検討すべき | 利活用検討 | 中 |
| 行政A125 | 教育庁 | 財務課 | ふくしま海洋科学館(アクアマリンふくしま) | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 14,417,400 | 企画調整課の所管とすべき設備であり公有財産台帳の訂正必要 | 台帳管理 | 高 |
| 行政A129 | 教育庁 | 財務課 | かもしか救護舎 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 14,100 | 農林総務課の所管とすべき設備であり公有財産台帳の訂正必要 | 台帳管理 | 高 |
| 行政A38 | 教育庁 | 教育センター | 教育センター | 799,100,600 | 13,465.3 | 546,252,700 | 10,686.6 | 215,839,300 | 耐震強度が本館D、宿泊棟Cであり、早急な耐震工事が必要 | 修繕工事 | 高 |
| 行政A131 | 教育庁 | 図書館 | 図書館 | 0 | 0.0 | 1,400,893,400 | 9,156.9 | 173,752,200 | 大規模修繕の計画が必要 | 修繕工事 | 中 |
| 行政A132 | 教育庁 | 美術館 | 美術館 | 4,983,245,800 | 60,516.6 | 1,781,575,700 | 9,689.9 | 546,585,200 | 大規模修繕の計画が必要 | 修繕工事 | 中 |
| 行政A133 | 教育庁 | 博物館 | 博物館 | 0 | 0.0 | 2,065,685,100 | 11,131.1 | 566,190,700 | 大規模修繕の計画が必要 | 修繕工事 | 中 |

(注) 上記の金額・面積は公有財産表(平成21年3月31日現在)の数値のため、詳細調査の内容に記載した数値(平成22年3月31日現在)とは一致しない

(4) 普通財産及び行政財産のまとめ（県営住宅を除く。）

普通財産及び行政財産に関して、ヒアリングや関連資料の確認及び現場視察などを実施した結果、以下のような課題があるものとする。なお、課題の一つとして県有財産台帳の管理があるが、これについては「2. 県有財産台帳の管理状況」に記載しているため、ここでは記載を省略した。

①未利用県有地の早期処分

財産管理課が所管する普通財産は、賃貸物件を除けば利活用を検討の上、利活用の見込みがないのであれば売却手続に入る。財産管理課所管物件を検討した結果、処分が進まない物件には山間地や面大地や袋路など、それぞれ売却や交換などの処分が困難な理由はあるが、土地であれば雑草駆除、建物であれば防犯や事故防止策などの管理コストがかかるため、早期処分を図るべきである。

財産管理課所管以外の普通財産では、市町村が道路や学校などとして使用中のものが多く、これらは利用者への譲渡手続を行うべきである。また、特に農林総務課所管の旧農業試験場本場及び旧梁川支場に関しては、面積・金額とも大きく、県の財政状況に与える影響が大きいことから、売却等の早期処分を図るべきである。

②用途廃止建物等の早期解体撤去

財産管理課所管以外の普通財産の中には、使用廃止した職員公舎や施設など、既に使用を取りやめてからかなりの年数が経過しているものが散見された。これらは今後の使用見込みがないことから、早急に廃棄処理すべきである。

③土地評価額の見直し

財産管理課及び財産管理課以外で所管する普通財産のうち、売却予定で入札予定価額等が出されているにもかかわらず、固定資産税評価額を基準として評価されている物件がある。また、財産管理課所管以外の普通財産のうち、有償又は無償で貸し付けている物件の一部に関して、排水路や崖地、農地等についても、固定資産税評価額を基準として評価されている物件がある。

これらの評価額は、現行の「公有財産評価替え要領」においては現況地目による評価を行うとされており、宅地とした場合は土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された県有地の近隣類似地の評価を基準に時価倍率（1.43）を乗じた金額により評価することと規定されている。しかし、これらの物件を近隣の固定資産税評価額に基づいて評価することは、「公有財産評価替え要領」の第9に規定する「当該財産の市場性、市場の状況、その他の事情を勘案し、著しく不当であると認められる場合」に該当するものとする。したがって、これらの土地の評価は固定資産税評価額を基準とするのではなく、実態に基づいて評価すべきである。

④長期的な維持修繕計画の見直し

行政財産のうち、図書館・美術館・博物館を初めとした比較的規模の大きな建物については、屋根、外壁、電気設備、給排水衛生設備などの大規模修繕工事に関して、今後の中長期的な計画を策定し、長寿命化と安全性の確保を図るべきである。

6. 個別財産の実態調査の詳細内容（視察先又は意見等のある物件）

(1) 県営住宅

県北、県中、会津若松の各建設事務所の県営住宅団地の中から、特別県営住宅を含む団地又は大規模団地として視察した物件を、以下のとおり記載する。なお、各物件の表中の土地、建物等の面積及び価額は平成 22 年 3 月 31 日現在の数値である。

| | | | | |
|------------------------|------------------------------------------------------------|------|----|------------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A39-8 | | | |
| 財産管理者 | 県北建設事務所 | | | |
| 財産名 | 県北建設事務所(岡部団地) | | | |
| 所在地 | 福島市岡部字大下 22 | | | |
| 取得年月日 | 土地 | 該当なし | 建物 | 昭和 61 年 11 月 7 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 該当なし | 建物 | 3,805.77 m ² 346,567,000 円 |
| 当初保有 目的 | 土地は福島市より借入れ。 公営住宅(中耐 3 階建て・3 棟) | | | |
| 現況 | 公営住宅 | | | |
| 貸付先 | 該当なし | | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | | |
| 今後の見込み | 公営住宅として継続使用 | | | |
| 修繕等 | 該当なし | | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 51 戸中 43 戸入居(入居率:84.3%) ただし、特別県営住宅は 15 戸中 7 戸が空室で入居率 53.3% | | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 51 戸中 45 戸入居(入居率:88.2%) ただし、特別県営住宅は 15 戸中 6 戸が空室で入居率 60.0% | | | |





< 現況 >

特別県営住宅 1 棟、県営住宅 2 棟の合計 3 棟である。県営住宅はほぼ満室の状態であるが、特別県営住宅は入居率が 53.3% である。特別県営住宅の間取りは 3LDK であり、約 60 m² と約 70 m² の広さのものがある。

< 現場視察の結果 >

特別県営住宅は外観が県営住宅とほとんど変わらず、面積が若干広い程度である。平成元年築で建物は老朽化しており、立地も福島市中心部より離れており進入路も狭い。更に、浴槽はリースで家賃とは別に負担が必要であり、駐車場も月額 2,000 円の負担が必要である。

このような条件は県営住宅においても負担が必要だが、県営住宅に対して家賃が高めに設定されている中堅所得者向けの特別県営住宅の場合、民間アパートとの比較の対象となり、浴槽費や駐車場の負担が上乗せになるため、民間比での割安感が薄れることも入居率が低い理由の一つであると考えられる。

| | | | | | |
|------------------------|-----------------------|-------------------------------------------|----|---------------------------------------------|----------|
| 整理番号 | 行政財産 A39-16 | | | | |
| 財産管理者 | 県北建設事務所 | | | | |
| 財産名 | 県北建設事務所(荒井団地) | | | | |
| 所在地 | 福島市荒井字苗代添 43 | | | | |
| 取得年月日 | 土地 | 昭和 45 年 3 月 25 日 | 建物 | 昭和 47 年 10 月 20 日 | |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 24,063.32 m ² 427,280,000 円 | 建物 | 10,499.95 m ² 1,517,402,916 円 | 工作物 該当なし |
| 当初保有 目的 | 公営住宅(中耐 3、4 階建て・10 棟) | | | | |
| 現況 | 公営住宅 | | | | |
| 貸付先 | 該当なし | | | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | | | |
| 今後の見 込み | 公営住宅として継続使用 | | | | |
| 修繕等 | 該当なし | | | | |

| | |
|------------------|--------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A39-16 |
| 利用状況 (H21 年度) | 143 戸中 121 戸入居(入居率:84.6%)ただし、特別県営住宅は 28 戸中 22 戸が空室で入居率 21.4% |
| 利用状況 (H20 年度) | 143 戸中 118 戸入居(入居率:82.5%)ただし、特別県営住宅は 28 戸中 23 戸が空室で入居率 17.8% |



< 現況 >

特別県営住宅 2 棟、県営住宅 8 棟の合計 10 棟である。県営住宅はほぼ満室の状態であるが、特別県営住宅は現在の入居率が 21.4% と非常に低い。特別県営住宅の間取りは 2LDK 及び 3LDK であり、約 64 m² と約 73~77 m² の広さのものがある。

< 現場視察の結果 >

特別県営住宅は外観が県営住宅とほとんど変わらない上、住戸専有面積も同一であり、共用部分の面積が違う程度である。建築年は平成 8 年及び 9 年であり、設計の古さや老朽化は余り感じない。立地は福島市中心部より離れているが、小中学校、総合病院、スーパーが徒歩圏内にあり、利便性は認められる。

ただし、浴槽は岡部団地と同様にリースであり、家賃とは別に負担が必要であり、駐車場も月額 1,500 円の負担が必要である。岡部団地で記載したとおり、特別県営住宅の場合、民間アパートとの比較の対象となり、浴槽費や駐車場の負担が上乘せになるため、民間比での割安感が薄れることも入居率が低い理由の一つであると考えられる。さらに、荒井団地の特別県営住宅の入居率が低い理由は、福島市中心部からの距離と、外観及び面積とも変わらない県営住宅があることから、家賃の割高感を感じることにあるものとする。

| | | | | |
|------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------|----|--------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A39-17 | | | |
| 財産管理者 | 県北建設事務所 | | | |
| 財産名 | 県北建設事務所(蓬莱団地) | | | |
| 所在地 | 福島市蓬莱町 | | | |
| 取得年月日 | 土地 | 昭和 46 年 8 月 14 日 | 建物 | 昭和 47 年 3 月 25 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 105,078.85 ㎡ 2,618,209,600 円 | 建物 | 56,092.13 ㎡ 2,897,073,900 円 |
| 当初保有 目的 | 公営住宅(中耐 3、5 階建て・38 棟) | | | |
| 現況 | 公営住宅 | | | |
| 貸付先 | 該当なし | | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | | |
| 今後の見込み | 公営住宅として継続使用 | | | |
| 修繕等 | 順次改修中。平成 22 年度 1 棟(改修費用:3 億円)実施予定。 | | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 773 戸中 649 戸入居(入居率:83.9%)ただし、政策的空屋 114 戸あり | | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 773 戸中 642 戸入居(入居率:83.0%)ただし、政策的空屋 114 戸あり | | | |



< 現況 >

県営住宅 38 棟、773 戸の大規模団地である。建築年次の古いものは築後 38 年を経過していることから、現在、順次間取りを広くし、エレベーターを設置するなどの大幅な改修を実施中

である。既に 10、11、13、15 号棟は改修済みであり、平成 22 年度以後の 3 年間では 12、14、16、17、18、19 号棟の合計 6 棟を 1 棟当たり 3 億円、総額 18 億円かけて改修の予定である。

現在、改修工事中の 12 号棟は政策的空屋となっているが、これを除けばほぼ満室の状態である。

<現場視察の結果>

改修は平成 21 年 3 月に国土交通省住宅局住宅総合整備課から発出された「公営住宅等長寿命化計画策定指針」の考え方に基づく住宅ストックの長寿命化を目的としたものである。構造体の耐用年数 70 年のほぼ半分の 35 年を目途に改修工事を行う方針で計画的に実施されており、特に問題ないものとする。

| | | | |
|------------------------|------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A40-2 | | |
| 財産管理者 | 県中建設事務所 | | |
| 財産名 | 県中建設事務所(亀田団地) | | |
| 所在地 | 郡山市亀田 2-23-14 外 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 該当なし | 建物 平成 7 年 9 月 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 該当なし | 建物 4,767.48 m ² 857,855,837 円 |
| 当初保有 目的 | 公営住宅(高層・1 棟、中耐 2 棟) | | |
| 現況 | 公営住宅 | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見込み | 住宅に困窮している公営住宅の入居希望者に対し、貸付けを行っていく。 | | |
| 修繕等 | 建物の老朽化により今後 3 年間で電源改修 1,100 万円が必要となる。 | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 56 戸中 42 戸入居(入居率:75.0%)ただし、特別県営住宅は 28 戸中 14 戸が空室で入居率 50.0% | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 56 戸中 39 戸入居(入居率:69.6%)ただし、特別県営住宅は 28 戸中 17 戸が空室で入居率 39.2% | | |
| コメント | 工作物は、公園・幼児遊園、給排水設備、ゴミ置場、駐車場、自転車置場、団地案内板、街灯、消火栓など | | |



<現況>

特別県営住宅 1 棟、県営住宅 2 棟の合計 3 棟である。県営住宅は満室であるが、特別県営住宅は現在の入居率が 50%にとどまる。特別県営住宅の間取りは 3LDK であり、広さは 78.41 ㎡である。

<現場視察の結果>

特別県営住宅は平成 9 年築であり、設計の古さや老朽化は余り感じない。郡山市役所から 2km ほどの位置にあり、立地も特に問題はなく、特に入居率が低い理由は見当たらない。

しかし、浴槽はリースのため家賃とは別に負担が必要であり、駐車場代も別途負担であることなどから、他の特別県営住宅と同様に、民間比での割安感が薄れることも入居率が低い理由の一つであると考えられる。

| | | | |
|------------------------|-------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A40-4 | | |
| 財産管理者 | 県中建設事務所 | | |
| 財産名 | 県中建設事務所(柴宮団地) | | |
| 所在地 | 郡山市安積町荒井字柴宮山 3-40 外 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 昭和 53 年 7 月 14 日 | 建物 昭和 47 年 1 月 25 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 73,506.24 ㎡ 1,822,954,700 円 | 建物 43,568.70 ㎡ 2,533,495,150 円 |
| 当初保有 目的 | 公営住宅(高層、中耐、筒 2 建て・34 棟) | | |
| | | | 工作物 726,562,850 円 |

| | |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A40-4 |
| 現況 | 公営住宅 |
| 貸付先 | 該当なし |
| 月額賃料 | 該当なし |
| 今後の見込み | 住宅に困窮している公営住宅の入居希望者に対し、貸付けを行っていく。 用途廃止予定のところは、入居者への移転依頼の説明会を行い、空いた場所から順次用途廃止していく。 |
| 修繕等 | 建物の老朽化により今後3年間で電源改修3,100万円及び屋上防水改修1,100万円が必要となる。 |
| 利用状況 (H21年度) | 716戸中637戸入居(入居率:88.9%)ただし、政策的空室58戸、特別県営住宅は12戸中6戸が空室で入居率50.0% |
| 利用状況 (H20年度) | 716戸中640戸入居(入居率:89.3%)ただし、政策的空室55戸、特別県営住宅は12戸中5戸が空室で入居率41.6% |
| コメント | 工作物は、公園・幼児遊園、給排水設備、ゴミ置場、駐車場、自転車置場、団地案内板、街灯、消火栓など |





<現況>

県営住宅 32 棟、特別県営住宅 2 棟、716 戸の大規模団地である。政策的空屋の 58 戸を除くと県営住宅はほぼ満室の状態であるが、特別県営住宅は現在の入居率が 50%と低い。特別県営住宅の間取りは 2LDK 及び 3LDK であり、約 68 m²と約 78 m²の広さである。

<現場視察の結果>

特別県営住宅は平成 13 年築であり、設計の古さや老朽化は余り感じない。立地は郡山市中心部より離れているが、小中学校、病院が徒歩圏内にあり、利便性は認められる。建物は 3 階建てのため、エレベーターは設置されていない。

この特別県営住宅の入居率が低い理由は、郡山市中心部からの距離と民間賃貸物件との競合にあると考える。

| | | | | |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|----|------------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A42-6 | | | |
| 財産管理者 | 会津若松建設事務所 | | | |
| 財産名 | 県営住宅緑町団地 | | | |
| 所在地 | 会津若松市緑町 28-2 外 | | | |
| 取得年月日 | 土地 | 平成 5 年 6 月 22 日 | 建物 | 昭和 38 年、平成 3 年、平成 4 年、平成 5 年 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 5,290.16 m ² 256,047,805 円 | 建物 | 4,584.08 m ² 564,149,940 円 |
| 当初保有 目的 | 公営住宅(中耐 4 階建て・4 棟) | | | |
| 現況 | 公営住宅 | | | |
| 貸付先 | 該当なし | | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | | |
| 今後の見込み | 引き続き公営住宅として使用する。 | | | |
| 修繕等 | 該当なし | | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 49 戸中 44 戸入居(入居率:89.7%)ただし、特別県営住宅は 14 戸中 5 戸が空室で入居率 64.3% なお、一般県営住宅は 35 戸中 0 戸が空室で入居率 100.0%である。 | | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 49 戸中 44 戸入居(入居率:89.7%)ただし、特別県営住宅は 14 戸中 3 戸が空室で入居率 78.5% なお、一般県営住宅は 35 戸中 2 戸が空室で入居率 94.2%である。 | | | |



< 現況 >

特別県営住宅が 1 棟 14 戸、県営住宅が 3 棟 35 戸、合計 4 棟で総戸数は 49 戸である。県営住宅は満室であるが、特別県営住宅は視察日時点（平成 22 年 10 月 8 日）での入居率が 71.4%（空室 4 戸）である。特別県営住宅の間取りは 3LDK、広さは 79.6 m²である。

< 現場視察の結果 >

特別県営住宅は平成 5 年築であり、建物については設計の古さとの老朽化が感じられる。立地は会津若松市役所から 1.5km ほどに位置しており、利便性は高いものと考えられるが、外観は県営住宅とほとんど変わらず、住戸専有面積もほとんど同じである。

この特別県営住宅の空室が埋まらない理由は、外観及び面積とも変わらない県営住宅があるために、家賃の割高感を感じることにあると考えられる。

| | | | |
|------------------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A42-14 | | |
| 財産管理者 | 会津若松建設事務所 | | |
| 財産名 | 県営住宅五月町団地 | | |
| 所在地 | 会津若松市五月町 2 外 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 平成 8 年 5 月 22 日 | 建物 平成 9 年、平成 10 年、平成 11 年、平成 12 年 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 7,952.00 m ² 508,928,000 円 | 建物 6,075.09 m ² 927,196,056 円 工作物 該当なし |
| 当初保有 目的 | 公営住宅(中耐 3, 4 階建て・5 棟) | | |
| 現況 | 公営住宅 | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見 込み | 引き続き公営住宅として使用する。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 64 戸中 57 戸入居(入居率:89.0%)ただし、特別県営住宅は 14 戸中 7 戸が空室で入居率 50.0% | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 64 戸中 56 戸入居(入居率:87.5%)ただし、特別県営住宅は 14 戸中 8 戸が空室で入居率 57.1% | | |



<現況>

特別県営住宅が1棟14戸、県営住宅が4棟50戸、合計5棟で総戸数は64戸である。県営住宅は満室であるが、特別県営住宅は視察日時点（平成22年10月8日）の入居率が57.1%（空室6戸）である。特別県営住宅の間取りは3LDK、広さは82.4㎡である。

<現場視察の結果>

特別県営住宅は外観が県営住宅とほとんど変わらない上、住戸専有面積の面積が若干広い程度である。建築年は平成11年であり、設計の古さや老朽化は余り感じない。立地は会津若松市役所から1.5kmほどに位置しており、利便性は高いものと考えられる。

この特別県営住宅の入居率が低い理由は、外観及び面積とも変わらない県営住宅があるために、家賃の割高感を感じることにあると考えられる。

(2) 普通財産

① 財産管理課所管

財産管理課所管の普通財産のうち、実態調査を行った結果、指摘又は意見がある物件を以下のとおり記載する。なお、各物件の表中の土地、建物等の面積及び価額は平成22年3月31日現在の数値である。

| | | | |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------------------|
| 整理番号 | 財産管理課2 | | |
| 財産管理者 | 財産管理課 | | |
| 財産名 | 飯坂県有地 | | |
| 所在地 | 福島市飯坂町字筑前26-1 | | |
| 取得年月日 | 土地 昭和40年3月1日(保健福祉部から引受け) | 建物 | 該当なし |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 3,248.24 m ² 116,705,200 円 | 建物 | 該当なし 工作物 該当なし |
| 当初保有目的 | 厚生年金福島おおとり荘敷地のため購入した(当初所管:保健福祉部)。 | | |
| 現況 | 有料老人ホーム敷地として社団法人勤労者福祉事業団に有償貸付けを行っている状態であるが、当初の契約時に賃貸料の支払がなされたが、その後は契約も締結されず支払われていない。県は当該団体に対し賃貸料の支払を求めて提訴し、県側勝訴の判決が最高裁で確定している。 | | |
| 貸付先 | 社団法人勤労者福祉事業団 | | |
| 月額賃料 | 449,658 円 | | |
| 今後の見込み | 引き続き未納となっている賃貸料の支払を求めるとともに、強制執行も検討していく。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 有料老人ホーム敷地としての利用 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 有料老人ホーム敷地としての利用 | | |



<経緯>

厚生年金福島おおとり荘の敷地として土地を購入し、老人ホームを建設したもの。平成18年4月より有料老人ホーム敷地として社団法人に有償貸付けを行っている。

本来は当該社団に売却する予定だったが、社団側で資金調達ができず賃貸に切り替えたもの。賃貸契約への切替時に社団側から賃料引下げの書面が出され、当初7ヶ月間の賃貸料の支払がなされただけで、賃料支払が停止した。

その後県が貸金請求訴訟を提起し、平成21年6月の最高裁判所の判決により県の勝訴が確定したが支払はなされず、平成22年7月末現在で賃貸料の未納額は19,799,498円ある。

<意見>

有料老人ホームとしては、定員100名程度に対して入居者は10名程度とのことである。現地視察を行い、営業は継続していることを確認した。一方で、建物の敷地のうち3,254.60㎡は福島市が所有し、2,813.00㎡は社団法人が所有している。福島市は社団法人の所有地に対して差押えを行っており、やはり滞納債権を有するものと推定される。

県の当該社団に対する賃貸料の未収額は約2,000万円に達しており、当該施設の底地の1/3程度を保有する福島市と共同歩調を取り、動産の差押えを行うなどして、債権の早期回収を図るべきである。

| | | | |
|------------------------|----------------------------------|------------|-------------|
| 整理番号 | 財産管理課4 | | |
| 財産管理者 | 財産管理課 | | |
| 財産名 | 警察共済組合保養所敷地 | | |
| 所在地 | 福島市町庭坂字砥石山40-18 | | |
| 取得年月日 | 土地 昭和54年9月14日(警察本部から引受け) | 該当なし | |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 3,518.27 ㎡ 76,976,200 円 | 建物 該当なし | 工作物 該当なし |
| 当初保有目的 | 警察共済組合保養所敷地のため購入した(当初所管:警察本部)。 | | |
| 現況 | 未利用 | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見込み | 引き続き処分等の有効活用を検討していく。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 未利用 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 未利用 | | |



<経緯>

警察共済組合保養所敷地のため購入したが、既に保養所建物は取壊されており、現況は更地である。

<指摘>

現場視察を行ったところ、現地は高湯温泉の先に位置しており、土地には段差がある。当該土地は「公有財産評価替え要領」の規定に基づき、近隣地の固定資産税評価額を1.43倍した㎡当たり約22,000円で評価されており、公有財産台帳の評価額は76,976,200円となっている。

しかし、視察したところこの土地には段差があり、かなりの高低差があること、土地面積には使用できない斜面部分が含まれていることなどから、福島県における「公有財産評価替え要領」の第9に規定する「当該財産の市場性、市場の状況、その他の事情を勘案し、著しく不当であると認められる場合」に該当するものとする。したがって、当該評価額は実態と大幅に乖離しているとともに前述の規定にも抵触するものとする。

また、この土地は将来の使用見込みも乏しく、遠隔地かつ高地にあるため、除草等の管理コストも高むことから、早期売却を図るべきである。

以上により、この土地は今後の利用実態に合わせ、売却可能見込額に基づく評価とするべきであるとする。

| | | | |
|------------------------|----------------------------------|---------|----------|
| 整理番号 | 財産管理課12 | | |
| 財産管理者 | 財産管理課 | | |
| 財産名 | 旧安達東高校大平分校 | | |
| 所在地 | 二本松市安達ヶ原一丁目41 | | |
| 取得年月日 | 土地 昭和56年4月1日(教育委員会から引受け) | 建物 該当なし | |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 267.77 ㎡ 18,500 円 | 建物 該当なし | 工作物 該当なし |
| 当初保有 目的 | 学校用地のため二本松市から寄附受納した(当初所管:教育委員会)。 | | |
| 現況 | 未利用 | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見込み | 引き続き処分等の有効活用を検討していく。 | | |

| | |
|------------------|---------|
| 整理番号 | 財産管理課12 |
| 修繕等 | 該当なし |
| 利用状況 (H21 年度) | 未利用 |
| 利用状況 (H20 年度) | 未利用 |

<経緯>

学校用地として一部は二本松市から寄附受納するとともに、一部は県が共有地の持分を取得し、旧安達東高校大平分校用地として使用していたものである。平成18年4月に26,885㎡を売却したが、共有地部分が処分できずに残地として残ったものである。

<意見>

県としては、このような残地を保有する意味はないものと思われ、無償譲渡等により県の管理対象から外すことが望ましいものとする。

| | | | |
|------------------------|--------------------------------|---------|----------|
| 整理番号 | 財産管理課14 | | |
| 財産管理者 | 財産管理課 | | |
| 財産名 | 旧郡山警察署敷地 | | |
| 所在地 | 郡山市堂前町73-1 | | |
| 取得年月日 | 土地 昭和45年3月31日(警察本部から引受け) | 建物 該当なし | |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 6,690.93 ㎡ 2,435,400 円 | 建物 該当なし | 工作物 該当なし |
| 当初保有目的 | 郡山警察署が保有していた | | |
| 現況 | 郡山市立金透小学校敷地として郡山市に無償貸付けを行っている。 | | |
| 貸付先 | 郡山市 | | |
| 月額賃料 | 無償 | | |
| 今後の見込み | 当面は貸付けを継続するが、買受けの勧奨を行っていく。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 小学校敷地としての利用 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 小学校敷地としての利用 | | |

<経緯>

郡山市立金透小学校敷地として郡山市に無償貸付けを行っている。

<意見>

まず、現在の土地利用者である郡山市に譲渡することが望ましいと考える。なお、財産管理課 31 の郡山市食肉衛生検査所敷地及び財産管理課 32 の旧畜産試験場熱海支場敷地を含めて、土地の交換協議を進めていくことも考えられる。

| | | | |
|------------------------|---------------------------------------------|------------|-------------|
| 整理番号 | 財産管理課15 | | |
| 財産管理者 | 財産管理課 | | |
| 財産名 | 熱海県有地 | | |
| 所在地 | 郡山市熱海町熱海五丁目23 | | |
| 取得年月日 | 土地 昭和33年10月1日(農林水産部から引受け) | 建物 該当なし | |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 711.49 m ² 16,364,200 円 | 建物 該当なし | 工作物 該当なし |
| 当初保有 目的 | 県有模範林のため国から購入した(当初所管:農林水産部)。 | | |
| 現況 | 住宅敷地として個人に有償貸付けを行っている。 | | |
| 貸付先 | 個人 | | |
| 月額賃料 | 24,666 円 | | |
| 今後の見込み | 当面は貸付けを継続するが、買受けの勧奨を行っていく。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 住宅敷地としての利用 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 住宅敷地としての利用 | | |

<経緯>

当初は県有模範林のため国から購入したものだが、その後、郡山市及び民間に貸し付けていた。更に貸付先への譲渡が進み、現在は1筆、711.49 m²のみ、住宅敷地として個人に有償貸付けを継続している。

<意見>

残地部分であり、現況は個人住宅の敷地として利用されていることから、県として保有する意味がないため、現在使用中の個人への譲渡を図るべきである。

| | | | |
|-------|----------------|--|--|
| 整理番号 | 財産管理課16 | | |
| 財産管理者 | 財産管理課 | | |
| 財産名 | 須賀川堤県有地 | | |
| 所在地 | 須賀川市大字堤字松ノ木作88 | | |

| | | | |
|------------------------|---------------------------------------------|---------|----------|
| 整理番号 | 財産管理課16 | | |
| 取得年月日 | 土地 昭和55年2月15日 | 建物 該当なし | |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 114,878.32 m ² 5,686,200 円 | 建物 該当なし | 工作物 該当なし |
| 当初保有目的 | 新設高校用地のため須賀川市から交換受けした。 | | |
| 現況 | 未利用 | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見込み | 引き続き処分等の有効活用を検討していく。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 未利用 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 未利用 | | |

<経緯>

当初は新設高校用地のため昭和55年に須賀川市から交換により取得したもののだが、その後計画は中断し、売却処分を基本とする方針である。ただし、現在は一部を個人に畑地として貸付けしている。

<意見>

売却処分の方針とされているが114,878.32 m²と広大地である上、起伏が激しいとのことである。当面の売却処分が困難であれば、畑地としての有償貸付けの拡大も検討すべきであると考えられる。

| | | | |
|------------------------|---------------------------------------------|---------|----------|
| 整理番号 | 財産管理課26 | | |
| 財産管理者 | 財産管理課 | | |
| 財産名 | 平上荒川県有地 | | |
| 所在地 | いわき市平上荒川字長尾170-3 | | |
| 取得年月日 | 土地 昭和41年3月29日 | 建物 該当なし | |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 5,371.00 m ² 161,230,100 円 | 建物 該当なし | 工作物 該当なし |
| 当初保有目的 | 福島工業高等専門学校敷地として国に交換渡すために購入した。 | | |
| 現況 | 道路又は水路として使用されている。 | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |

| | |
|------------------|----------------------|
| 整理番号 | 財産管理課26 |
| 月額賃料 | 該当なし |
| 今後の見込み | 引き続き処分等の有効活用を検討していく。 |
| 修繕等 | 該当なし |
| 利用状況 (H21 年度) | 道路又は水路として使用されている。 |
| 利用状況 (H20 年度) | 道路又は水路として使用されている。 |



<経緯>

福島工業高等専門学校敷地として国に交換渡すために購入した土地だが、現況は道路又は水路として使用されている。

<指摘>

当該土地の地目は雑種地だが、現況では大部分が水路となっている。このため、30,000 円/㎡という現在の評価額は過大評価であり、道路部分や更地部分を除き、「公有財産評価替え要領」第9に基づいて、大幅に評価を引き下げるべきである。

<意見>

現場視察を行ったところ、対象地は水路及び道路として使用されている状況である。今回の包括外部監査において普通財産 A46、B20 として計上されている部分も隣接地であり、ほぼ同様の使用状況であることから、一括して管理者であるいわき市へ譲渡することが望ましいものとする。

| | | | | |
|------------------------|------------------------------------|----|------|-------------|
| 整理番号 | 財産管理課27 | | | |
| 財産管理者 | 財産管理課 | | | |
| 財産名 | 小名浜港湾背後地 | | | |
| 所在地 | いわき市小名浜字辰巳町38-2外 | | | |
| 取得年月日 | 土地 昭和55年4月1日(土木部から引受け) | 建物 | 該当なし | |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 38,503.23 ㎡ 857,372,200 円 | 建物 | 該当なし | 工作物 該当なし |

| | |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 財産管理課27 |
| 当初保有目的 | 港湾施設用地として埋立て取得した(当初所管:土木部)。 |
| 現況 | 住宅敷地として個人に、庁舎敷地として国に、並びに鉄道施設等敷地として民間鉄道会社に有償貸付けを行っている。個人2名については、賃貸料の支払が滞りがちである。 |
| 貸付先 | 個人2名、横浜税関、第二管区海上保安本部、東北運輸局及び福島臨海鉄道株式会社 |
| 月額賃料 | 各 50,399 円、9,844 円、82,567 円、203,976 円、71,499 円、991,121 円 |
| 今後の見込み | 当面は貸付けを継続する。なお、個人1名に対しては買受けの勧奨を行っていく。もう1名に対しては建物を撤去し契約を解除することを求めていく。 |
| 修繕等 | 該当なし |
| 利用状況 (H21 年度) | 住宅敷地等としての利用 |
| 利用状況 (H20 年度) | 住宅敷地等としての利用 |

<経緯>

当初は港湾施設用地として埋立てにより取得した土地である。現在は住宅敷地として個人へ、庁舎敷地として国へ、更に鉄道施設等敷地として民間鉄道会社へ有償貸付けを行っている。なお、住宅敷地として貸し付けている個人2名については、賃貸料の支払が滞りがちである。

<意見>

個人2名への貸付けに関しては住宅として貸し付けているものあり、県が保有する意味はない。1名に対しては買受けの勧奨を行い、もう1名に対しては建物を撤去し契約を解除することを求めていくとされているが、いずれも早期処理を図るべきである。

| | | | |
|------------------------|-------------------------------|---------------------------------------|---------------------|
| 整理番号 | 財産管理課28 | | |
| 財産管理者 | 財産管理課 | | |
| 財産名 | 旧白河警察署職員公舎敷地 | | |
| 所在地 | 白河市向新蔵96 | | |
| 取得年月日 | 土地 昭和62年2月16日(県南地方振興局から引受け) | | 建物 該当なし |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 518.18 m ² 15,867,700 円 | 建物 該当なし 工作物 該当なし |
| 当初保有目的 | 職員公舎敷地のために購入した(当初所管:県南地方振興局)。 | | |
| 現況 | 道路又は水路として使用されている。 | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見込み | 引き続き処分等の有効活用を検討していく。 | | |

| | |
|------------------|-------------------|
| 整理番号 | 財産管理課28 |
| 修繕等 | 該当なし |
| 利用状況 (H21 年度) | 道路又は水路として使用されている。 |
| 利用状況 (H20 年度) | 道路又は水路として使用されている。 |

<経緯>

当初は職員公舎敷地のために購入したもののだが、現在は更地であり、平成 14 年に一般競争入札による売却を試みたが応募者がなかった。市道整備地のため売却を保留していたが中止となったため、再度入札を行う予定である。

<意見>

場所は白河市役所及び JR 白河駅に近い宅地であり、落札の可能性は認められ、早期売却を図るべきである。

<指摘>

なお、平成 14 年の入札時の予定価格が 9,220,000 円であり、公有財産台帳の評価額は実態に合わないため、「公有財産評価替え要領」第 9 に基づいて、再度の入札時の予定価格に基づいて評価替えすべきと考える。

| | | | |
|------------------------|--------------------------------------|----|------|
| 整理番号 | 財産管理課29 | | |
| 財産管理者 | 財産管理課 | | |
| 財産名 | 旧田島建設事務所長公舎敷地 | | |
| 所在地 | 南会津郡南会津町田島字後原甲3812-13 | | |
| 取得年月日 | 土地 昭和62年3月31日(南会津地方振興局から引受け) | 建物 | 該当なし |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 38.33 m ² 427,100 円 | 建物 | 該当なし |
| 当初保有 目的 | 廃川敷地を国から譲与受けした(当初所管:土木部)。 | | |
| 現況 | 未利用 | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見込み | 引き続き処分等の有効活用を検討していく。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 未利用 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 未利用 | | |

<経緯>

廃川敷地を国から譲与受けした土地であり、平成2年に分筆して個人に売却した残地である。

<意見>

河川（大門川）に隣接した堤防の一部のようであり、当該残地部分の処分は困難であることから、南会津町に譲与するのが現実的と考える。

| | | | |
|------------------------|--------------------------------------------|----|---------------------|
| 整理番号 | 財産管理課30 | | |
| 財産管理者 | 財産管理課 | | |
| 財産名 | 道路化財産 | | |
| 所在地 | 会津若松市追手町81A | | |
| 取得年月日 | 土地 昭和41年2月25日(会津地方振興局から引受け) | 建物 | 該当なし |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 233.07 m ² 1,870,400 円 | 建物 | 該当なし 工作物 該当なし |
| 当初保有 目的 | 国から交換受けした(当初所管:会津地方振興局)。 | | |
| 現況 | 市道敷地として会津若松市に無償貸付けを行っている。 | | |
| 貸付先 | 会津若松市 | | |
| 月額賃料 | 無償 | | |
| 今後の見込み | 当面は貸付けを継続する。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 市道敷地としての利用 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 市道敷地としての利用 | | |

<経緯>

国から交換により譲り受けた土地であり、現在は市道敷地として会津若松市に無償貸付けを行っている。

<意見>

市道として利用されているのであれば県で保有する意味は乏しいため、管理者である会津若松市に譲渡することが望ましい。

| | |
|-------|-----------------------|
| 整理番号 | 財産管理課31 |
| 財産管理者 | 財産管理課 |
| 財産名 | 処分予定財産①(旧郡山食肉衛生検査所敷地) |

| | | | |
|------------------------|--------------------------------------------|---------|----------|
| 整理番号 | 財産管理課31 | | |
| 所在地 | 郡山市富久山町久保田古担95-2 | | |
| 取得年月日 | 土地 平成9年4月1日(保健福祉部から引受け) | 建物 | 該当なし |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 2,430.35 m ² 64,371,300 円 | 建物 該当なし | 工作物 該当なし |
| 当初保有 目的 | 庁舎敷地のために郡山市から購入した(当初所管:保健福祉部)。 | | |
| 現況 | 郡山市食肉衛生検査所敷地として郡山市に無償貸付けを行っている。 | | |
| 貸付先 | 郡山市 | | |
| 月額賃料 | 無償 | | |
| 今後の見込み | 当面は貸付けを継続するが、買受けの勧奨を行っていく。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 郡山市食肉衛生検査所敷地としての利用 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 郡山市食肉衛生検査所敷地としての利用 | | |

<経緯>

庁舎敷地のために郡山市から購入した土地だが、現在は郡山市食肉衛生検査所敷地として郡山市に無償貸付けしている。

<意見>

現在の土地利用者である郡山市に譲渡することが望ましい。なお、財産管理課 14 の旧郡山警察署敷地及び財産管理課 32 の旧畜産試験場熱海支場敷地を含めて、土地の交換協議を進めていくことも考えられる。

| | | | |
|------------------------|--------------------------------------------------|---------|----------|
| 整理番号 | 財産管理課32 | | |
| 財産管理者 | 財産管理課 | | |
| 財産名 | 処分予定財産②(旧畜産試験場熱海支場敷地) | | |
| 所在地 | 郡山市熱海町石筵萩岡2-2外 | | |
| 取得年月日 | 土地 平成11年4月1日(農林水産部から引受け) | 建物 | 該当なし |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 469,713.33 m ² 154,653,600 円 | 建物 該当なし | 工作物 該当なし |
| 当初保有 目的 | 国から譲与受けした(当初所管:農林水産部)。 | | |
| 現況 | 郡山石筵ふれあい牧場敷地として郡山市及び財団法人郡山市観光交流振興公社に無償貸付けを行っている。 | | |
| 貸付先 | 郡山市及び財団法人郡山市観光交流振興公社 | | |

| | |
|------------------|----------------------------|
| 整理番号 | 財産管理課32 |
| 月額賃料 | 無償 |
| 今後の見込み | 当面は貸付けを継続するが、買受けの勧奨を行っていく。 |
| 修繕等 | 該当なし |
| 利用状況 (H21 年度) | 郡山石筵ふれあい牧場敷地としての利用 |
| 利用状況 (H20 年度) | 郡山石筵ふれあい牧場敷地としての利用 |

<経緯>

国から譲与受けしたが、現在は郡山石筵ふれあい牧場敷地として、郡山市及び財団法人郡山市観光交流振興公社に無償貸付けを行っている。平成6年以後、郡山市との間で相互に無償貸付けしている土地の交換協議を行ったが、県及び市ともに交換差金を支払う考えがないことから、合意に至らず現在に至っている。

<意見>

現在の土地利用者である郡山市に譲渡することが望ましい。なお、財産管理課14の旧郡山警察署敷地及び財産管理課31の郡山市食肉衛生検査所敷地を含めて、土地の交換協議を進めていくことも考えられる。

| | | | |
|------------------------|------------------------------------------|----|---------------|
| 整理番号 | 財産管理課33 | | |
| 財産管理者 | 財産管理課 | | |
| 財産名 | 処分予定財産③(旧いわき南警察署職員公舎敷地) | | |
| 所在地 | いわき市植田町南町二丁目4-35 | | |
| 取得年月日 | 土地 平成16年2月9日(警察本部から引受け) | 建物 | 該当なし |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 769.34 m ² 15,650,000 円 | 建物 | 該当なし 工作物 該当なし |
| 当初保有目的 | 職員待機宿舎敷地のために勿来市から購入した(当初所管:警察本部)。 | | |
| 現況 | 未利用 | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見込み | 引き続き処分等の有効活用を検討していく。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 未利用 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 未利用 | | |

<経緯>

職員待機宿舎敷地のために勿来市から購入したが、現況は更地であり、平成16年度以後一般競争入札による売却を図っている。しかし、当該物件（2筆）がいずれも鮫川と渋川の合流点の近くにあることによる浸水の不安と、国道6号線へのアクセスが良くないことから、いまだに落札されていない。なお、公有財産台帳の評価額は鑑定価額である。

<意見>

当該物件は2筆に分けて入札しており、入札価格の引下げは行っていないとのことである。しかし、土地の条件が余り良くないことから、入札が不調であれば、早期売却を図るために価格の引下げも検討すべきと考える。

| | | | |
|------------------------|------------------------------------------|----|------|
| 整理番号 | 財産管理課37 | | |
| 財産管理者 | 財産管理課 | | |
| 財産名 | 旧県営分譲住宅(松浪団地)敷地 | | |
| 所在地 | 福島市松浪町80-21 | | |
| 取得年月日 | 土地 昭和31年6月19日買入れ (当課で引受けした年月日については不明) | 建物 | 該当なし |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 396.59 m ² 3,913,100 円 | 建物 | 該当なし |
| 当初保有 目的 | 県営分譲住宅(松浪団地)敷地のために購入した(当初所管:土木部)。 | | |
| 現況 | 道路化財産(福島市道敷地)。市と貸付契約は結んでいない。 | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見込み | 引き続き処分等の有効活用を検討していく。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 市道敷地としての利用 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 市道敷地としての利用 | | |



<経緯>

旧県営分譲住宅（松浪団地）敷地のために購入したとのことであるが、現在、団地はなく敷地は処分済みであり、当該地は市道として使用されている。

<意見>

現在は福島市の市道として利用されており、周辺は全て住宅地になっていることから、今後の利用状況の変化は考えられない。したがって、土地の利用者である福島市に譲渡することが望ましいものとする。

| | | | |
|------------------------|-----------------------------------------------|------------|-------------|
| 整理番号 | 財産管理課38 | | |
| 財産管理者 | 財産管理課 | | |
| 財産名 | 旧職員公舎敷地(遠瀬戸) | | |
| 所在地 | 福島市遠瀬戸18 | | |
| 取得年月日 | 土地 平成3年4月24日(施設管理課から引受け) | 建物 | 該当なし |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 2,189.73 m ² 71,707,000 円 | 建物 該当なし | 工作物 該当なし |
| 当初保有 目的 | 職員公舎敷地のために国から購入した(当初所管:施設管理課)。 | | |
| 現況 | 未利用。都市計画街路計画の線上にある。 | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見込み | 引き続き処分等の有効活用を検討していく。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 未利用 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 未利用 | | |

<経緯>

職員公舎敷地のために国から購入した土地だが、現在は未利用の更地であり、福島市の都市計画道路計画の線上にある。また、隣地は普通財産 A51 に計上している会計課が所管する県有地である。

<意見>

福島県としては今後の利用計画がない土地であるため、普通財産 A51 とともに都市計画道路確定後に処分すべきある。

| | | | | |
|------------------------|--------------------------------------------|----|------|------------------------|
| 整理番号 | 財産管理課39 | | | |
| 財産管理者 | 財産管理課 | | | |
| 財産名 | 旧飯坂警察署長公舎敷地 | | | |
| 所在地 | 福島市飯坂町字下川原31-5 | | | |
| 取得年月日 | 土地 平成9年3月11日(警察本部から引受け) | 建物 | 該当なし | |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 423.66 m ² 6,190,000 円 | 建物 | 該当なし | 工作物 1 件 37,400 円 |
| 当初保有目的 | 職員公舎敷地のために交換受けした(当初所管:警察本部)。 | | | |
| 現況 | 未利用 | | | |
| 貸付先 | 該当なし | | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | | |
| 今後の見込み | 引き続き処分等の有効活用を検討していく。 | | | |
| 修繕等 | 該当なし | | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 未利用 | | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 未利用 | | | |

<経緯>

職員公舎敷地のために交換受けした土地だが現在は未利用地のため、売却する方向で入札にかけているが、いまだ落札していない。なお、上表の価額は鑑定評価額となっている。

<意見>

平成 15 年以来入札にかけているが、地形が扇型であることや、公道から奥まった位置にあることなどから、いまだ落札していない。入札が不調であれば、早期売却を図るために価格の引下げも検討すべきと考える。

| | | | |
|------------------------|-----------------------------------------|------------|-------------|
| 整理番号 | 財産管理課42 | | |
| 財産管理者 | 財産管理課 | | |
| 財産名 | 旧農業試験場いわき支場 | | |
| 所在地 | いわき市平下神谷字南内記25-3 | | |
| 取得年月日 | 土地 平成19年3月28日(農林水産部から引受け) | 建物 | 該当なし |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 65.69 m ² 765,200 円 | 建物 該当なし | 工作物 該当なし |
| 当初保有 目的 | 試験場用地のために購入した(当初所管:農林水産部)。 | | |
| 現況 | 未利用 | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見込み | 引き続き処分等の有効活用を検討していく。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 未利用 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 未利用 | | |

<経緯>

農業試験場いわき支場が廃止されたことから、入札用地として財産管理課で受け入れた土地の残地である。現況はいわき市の市道として使用されている。

<意見>

市道として使用されているのであれば、今後の他の利用方法は考えにくいいため、現在の土地利用者であるいわき市に譲渡することが望ましいものとする。

| | | | |
|------------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------|-------------------------|
| 整理番号 | 財産管理課44 | | |
| 財産管理者 | 財産管理課 | | |
| 財産名 | 旧霞町職員公舎敷地 | | |
| 所在地 | 福島市霞町21-8 | | |
| 取得年月日 | 土地 平成20年3月31日(施設管理課から引受け) | 建物 平成20年3月31日(施設管理課から引受け) | |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 883.26 m ² 56,837,700 円 | 建物 126.30 m ² 2,344,600 円 | 工作物 5 件 741,000 円 |
| 当初保有 目的 | 職員公舎敷地のために購入・新築した(当初所管:施設管理課)。 | | |

| | |
|-----------------|----------------------|
| 整理番号 | 財産管理課44 |
| 現況 | 未利用 |
| 貸付先 | 該当なし |
| 月額賃料 | 該当なし |
| 今後の見込み | 引き続き処分等の有効活用を検討していく。 |
| 修繕等 | 該当なし |
| 利用状況 (H21年度) | 未利用 |
| 利用状況 (H20年度) | 未利用 |

<経緯>

職員公舎敷地のために購入・新築したが、現在は未利用である。土地が2筆あり、うち1筆には建物が現存する。

<意見>

福島市役所に近い市の中心部に所在する土地であり、評価額も5,600万円あることから、早期処分を図るべきであると考えます。なお、建物については売却の障害になるのであれば撤去すべきである。

① 財産管理課所管以外

財産管理課以外が所管する普通財産のうち、実態調査を行った結果、指摘又は意見がある物件を以下のとおり記載する。

なお、記載の順序は普通財産、行政財産それぞれについて、福島県行政機構図の部局の配列によっているものであり、問題の重要度との関連はない。また、各物件の表中の土地、建物等の面積及び価額は平成22年3月31日現在の数値である。

| | | | |
|-----------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|--------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A2-1 | | |
| 財産管理者 | 県南地方振興局 | | |
| 財産名 | 旧棚倉町古町管理職公舎 | | |
| 所在地 | 東白川郡棚倉町大字棚倉字古町 56-2 | | |
| 取得年月日 | 土地 該当なし | 建物 | 昭和43年3月30日 |
| 面積・価額 (H22.3.31現在) | 土地 該当なし | 建物 78.30 m ² 989,700 円 | 工作物 2件 35,700 円 |
| 当初保有 目的 | 建物は職員公舎として使用するため建築。 土地は個人からの借受け。 | | |

| | |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A2-1 |
| 現況 | 建物は老朽化が進んでおり、平成 17 年度以降 4 年間入居者がなく、以後、入居希望が見込まれなかったため、平成 21 年 3 月 31 日、一般用普通財産へ区分換え 今後利用する見込みもなく、防火防犯上の観点からも問題があることから、取り壊すこととしていたが、予算措置が行われたため、平成 22 年度取壊しに向けて現在手続中 |
| 貸付先 | 該当なし |
| 月額賃料 | 該当なし |
| 今後の見込み | 平成 22 年度中に取壊し予定 |
| 修繕等 | 該当なし |
| 利用状況 (H21 年度) | 利用なし |
| 利用状況 (H20 年度) | 利用なし |
| コメント | 年間借受料 75,339 円 |

< 経緯 >

建物は老朽化が進んでおり、平成 17 年度以降 4 年間入居者がなく、以後、入居希望が見込まれなかったため、平成 21 年 3 月 31 日、一般用普通財産へ区分換えしたものである。

今後利用する見込みもなく、防火防犯上の観点からも問題があることから、平成 22 年度取壊しに向けて現在手続中である。

< 意見 >

建物は築 40 年が経過しており老朽化が著しい状態であり、防犯上の問題もあるため、建物を早急に取り壊して土地を返却し、個人との間の土地の借受契約を終了すべきである。

| | | | |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A2-2 | | |
| 財産管理者 | 県南地方振興局 | | |
| 財産名 | 旧羅漢前公舎 A 号棟 | | |
| 所在地 | 白河市大羅漢前 179-2 | | |
| 取得年月日 | 土地 昭和 46 年 4 月 2 日(管財課から所管換え) | 建物 | 昭和 46 年 12 月 4 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 650.00 m ² 12,403,200 円 | 建物 645.78 m ² 42,411,600 円 | 工作物 該当なし |
| 当初保有 目的 | 職員公舎として利用するために建築 | | |
| 現況 | 老朽化のために改修を行わなければ利用できない状況。管内職員公舎への入居希望者の減少、今後入居希望者が大きく増加する見込みもない。多額の改修費用による維持は適当ではないため、平成 20 年 3 月 31 日付で一般普通財産へ区分換え | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |

| | |
|------------------|--------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A2-2 |
| 月額賃料 | 該当なし |
| 今後の見込み | 建物を書庫に転用する予定。書庫の面積不足と耐震診断の実施が必要 |
| 修繕等 | 住居利用の場合には修繕費用総額約 21,900 千円、書庫利用の場合には耐震診断による耐荷重性の確認 |
| 利用状況 (H21 年度) | 利用なし |
| 利用状況 (H20 年度) | 利用なし |
| コメント | 書庫として利用している旧しらゆり寮の代替え書庫として使用提供の見込み。ただし、旧しらゆり寮売却の見込み低い。 |



<経緯>

建物は昭和 46 年職員公舎として建設したものであり、老朽化により改修を行わなければ利用できない状態である。管内職員公舎への入居希望者が減少し、今後入居希望者が大きく増加する見込みもないことから一般普通財産へ区分換えしたものである。

<意見>

建物は築 40 年が経過しており老朽化が著しい状態であるが、使用継続する見込みもあることから、耐震診断を受けて必要であれば改修等の適切な措置を図るべきである。

| | | | |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A5、普通財産 B2 | | |
| 財産管理者 | 保健福祉総務課 | | |
| 財産名 | 旧矢吹更生寮 | | |
| 所在地 | 西白河郡矢吹町滝八幡 105-5 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 昭和 42 年 3 月 10 日 | 建物 昭和 43 年 12 月 12 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 20,347.00 m ² 128,023,300 円 | 建物 129.60 m ² 3,296,100 円 工作物 該当なし |
| 当初保有 目的 | 土地は、精神薄弱者更生施設・矢吹更生寮敷地として取得。 建物は矢吹更生寮作業舎として新築。 | | |
| 現況 | 知的障害者更生施設・矢吹更生寮は老朽化のため平成 6 年に矢吹町内に移転し、現存する作業舎以外の建物は解体した。移転後は現在まで遊休となっている。 | | |
| 貸付先 | ①矢吹町(水道管敷) ②東北電力(株)白河営業所(電柱敷) | | |
| 月額賃料 | ①8,760 円 ②45 円 | | |
| 今後の見込み | 土地売却に向け、平成 22 年度中に作業舎の解体工事を行う。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 該当なし | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 該当なし | | |
| コメント | 該当なし | | |

<経緯>

土地は精神薄弱者更生施設・矢吹更生寮敷地として取得したものであり、建物は矢吹更生寮作業舎として新築。知的障害者更生施設・矢吹更生寮は老朽化のため平成 6 年に矢吹町内に移転し、現存する作業舎以外の建物は解体した。移転後は現在まで遊休となっている。

<意見>

平成 22 年度中に作業舎の解体工事を行うとのことだが、当該地は矢吹更生寮の移転後既に 17 年を経過しており、評価額も 12,800 万円と金額的重要性も高いことから、解体後は早期売却を図るべきである。

| | | | |
|-------|----------------------|------|---------|
| 整理番号 | 普通財産 A7 | | |
| 財産管理者 | 保健福祉総務課 | | |
| 財産名 | 太陽の国さつき荘 | | |
| 所在地 | 西白河郡西郷村大字真船字芝原 341-6 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 該当なし | 建物 該当なし |

| | | | |
|------------------------|--------------------------------------|---------|-------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A7 | | |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 該当なし | 建物 該当なし | 工作物 13 件 6,972,500 円 |
| 当初保有 目的 | 該当なし | | |
| 現況 | 該当なし | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見込 み | 該当なし | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 該当なし | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 該当なし | | |
| コメント | 平成 20 年 4 月 1 日社会福祉法人福島県社会福祉事業団譲与済み。 | | |

<経緯>

既に平成 20 年 4 月 1 日社会福祉法人福島県社会福祉事業団に譲与済みだが、公有財産台帳における処理が洩れていたもの。工作物の内容は電気・給排水設備、舗装・外構設備等である。

<指摘>

社会福祉法人福島県社会福祉事業団への譲与から既に 2 年以上経過しており、公有財産台帳の管理が不十分であることを示すものである。今後はこのような処理洩れがないよう、特に譲与や用途変更などが行われた時には、十分留意すべきである。

| | | | |
|------------------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A10 | | |
| 財産管理者 | 保健福祉総務課 | | |
| 財産名 | 旧いわき光風学園 | | |
| 所在地 | いわき市平馬目崎 52 | | |
| 取得年月日 | 土地 昭和 60 年 4 月 1 日(教育庁から所管換え) | 建物 | 昭和 35 年 3 月 31 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 1,614.10 m ² 25,837,500 円 | 建物 710.44 m ² 14,288,400 円 | 工作物 12 件 2,739,400 円 |
| 当初保有 目的 | 建物は昭和 35 年ろうあ児施設・いわき光風学園として新築。 土地は聳学校平分校敷地の一部を昭和 60 年に所管換え。 | | |
| 現況 | 障害者自立支援法に基づく児童デイサービス及び相談支援事業を運営する特定非営利活動法人母子通園センターに貸付け。 | | |
| 貸付先 | ①特定非営利活動法人母子通園センター ②東北電力(株)いわき営業所(電柱敷) | | |

| | |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A10 |
| 月額賃料 | ①50,000 円 ②250 円 |
| 今後の見込み | 当面は特定非営利活動法人母子通園センターへの貸付けを継続するが、貸付料の段階的な引き上げや、中長期的には移転、買取り等を検討するよう申入れを行っていく。 |
| 修繕等 | 老朽化により補修等の必要がある。(過去 3 年の修繕費用平均 332,880 円) 建物の雨漏りに対する屋根の大規模修繕が必要であり、概算で 200 万円程度要する見込み。 |
| 利用状況 (H21 年度) | 児童デイサービス利用者数: 1,688 名 相談支援事業相談件数: 154 件 |
| 利用状況 (H20 年度) | 児童デイサービス利用者数: 2,151 名 相談支援事業相談件数: 131 件 |
| コメント | 構築物は土地従物として物干場、舗床、物置等。 建物従物として浄化槽、配水設備等。 |

<経緯>

建物は昭和 35 年ろうあ児施設・いわき光風学園として建設したものであり、土地は^{ろう}聾学校平分校敷地の一部を昭和 60 年に所管換えしたものである。現在は障害者自立支援法に基づく児童デイサービス及び相談支援事業を運営する特定非営利活動法人母子通園センターに貸し付けている。

<意見>

建物は築 50 年が経過しており老朽化が著しい状態であり、近く雨漏りに対する 200 万円程度の大規模修繕が必要とされている。県としては使用予定がないのであれば売却処分が優先されるべきであるとする。ただし、現利用者の事業が公的事業であるため、今後の処分等については、公有財産としての有効な利活用を図ることを目的として決定することが望ましい。

| | | | |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A15 | | |
| 財産管理者 | 商工労働総室商工総務課 | | |
| 財産名 | 福島県商工労働部大町施設 | | |
| 所在地 | 福島市大町 50-1 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 昭和 36 年 5 月 11 日 | 建物 平成 15 年 10 月 2 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 940.65 m ² 131,109,700 円 | 建物 4,214.08 m ² 131,913,600 円 工作物 16 件 120,634,200 円 |
| 当初保有目的 | 福島駅西口のクラッセふくしまの開館に伴い、入居者の大半が移転した施設を活用して、中心市街地における賑わい創出を図ろうとするものである。 土地はもともと県有地であったが、建物は(社)福島県商工会館から県に、平成 15 年 9 月に無償譲渡されたものである。県では、平成 15 年～16 年にかけて大規模改修を行い、新たな入居者を募った上で平成 16 年 10 月 1 日にリニューアルオープンしたものである。 | | |
| 現況 | 各フロアに中心市街地の賑わいを創出するテナントが入居中(B1F:精華苑、1F:福島市(チャレンジショップ)・日本赤十字社福島県支部、2F:NHK 文化センター、3F:福島市(市民活動サポートセンター)、4F:(社)福島県銀行協会・福島経営者協会) | | |

| | |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A15 |
| 貸付先 | ①精華商事株式会社(B1F) ②福島市(チャレンジショップ、1F) ③日本赤十字社福島県支部(1F) ④NHK 文化センター(2F) ⑤福島市(市民活動サポートセンター、3F) ⑥(社)福島県銀行協会(4F) ⑦福島経営者協会(4F) |
| 月額賃料 | ①560,572 円(年 6,726,864 円) ②無償 ③無償 ④388,408 円(年 4,660,896 円) ⑤無償 ⑥293,481 円(年 3,521,772 円) ⑦76,431 円(年 917,172 円) |
| 今後の見込み | 現入居者については、今後も入居継続の見込み。 |
| 修繕等 | 平成 22 年度に排煙設備等設置工事(1,300 万円程度)を実施。 その他の修繕等については、必要に応じてその都度対応していく。 |
| 利用状況 (H21 年度) | 上記記載のとおり、各フロアに貸付けを実施している。 なお、4F に一部賃貸不能なスペースがある。 |
| 利用状況 (H20 年度) | 上記記載のとおり、各フロアに貸付けを実施している。 なお、4F に一部賃貸不能なスペースがある。 |
| コメント | 工作物は、衛生設備、空調設備、昇降機設備、電気設備等 |

<経緯>

福島駅西口のコラッセふくしまの開館に伴い、入居者の大半が移転した施設を活用して、テナントを入居させている。土地はもともと県有地であったが、建物は平成 15 年 9 月に(社)福島県商工会館から県に無償譲渡されたものである。

<意見>

4 階北東部にフロアの半分程度 (243 m²) の改修 (約 2,000 万円) をしなければ賃貸不能なスペースがあるが、有効活用に関する十分な検討が行われていない。県有財産の利活用を図るために空室部分について十分な検討を行うべきである。

| | | | | |
|-------|--------------|------------------|----|------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A17 | | | |
| 財産管理者 | 商工総務課 | | | |
| 財産名 | 会津若松公共職業安定所 | | | |
| 所在地 | 会津若松市西栄町 246 | | | |
| 取得年月日 | 土地 | 昭和 49 年 12 月 4 日 | 建物 | 昭和 49 年 3 月 23 日 |

| | | | |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A17 | | |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 307.70 m ² 20,592,500 円 | 建物 71.50 m ² 2,558,000 円 | 工作物 3 件 589,800 円 |
| 当初保有 目的 | 土地については昭和 49 年 12 月 4 日に管財課より所管換え。 会津若松公共職業安定所敷地、建物の一部として所有(所有当時公共職業安定所は、機関委任事務として知事の指揮命令の下運営されていた) | | |
| 現況 | 会津若松職業安定所敷地及び建物として貸付けを行っている。 | | |
| 貸付先 | 福島労働局長 | | |
| 月額賃料 | 土地:年 823,700 円(平成 21 年度:890,580 円)、建物:年 246,355 円(平成 21 年度:267,355 円) | | |
| 今後の見込み | 今後も保有し、貸付けを継続していく。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 新規求職数:13,943 人 新規求人数:10,497 人 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 新規求職数:13,140 人 新規求人数:10,926 人 | | |
| コメント | 工作物は、下水設備、電気設備、給水設備 | | |

<経緯>

土地は昭和 49 年 12 月に管財課より所管換えしたものであり、会津若松公共職業安定所の敷地として所有、建物は同職業安定所として使用していた。平成 12 年の機関委任事務廃止後は、土地所有権及び建物共有持分権について、会津若松公共職業安定所敷地及び建物として貸付けを行っている。

<指摘>

建物に関しては厚生労働省との共有財産であり、公有財産台帳による県の所有面積が 71.5 m²となっているが、登記上の共有持分(1 万分の 948)に基づく保有面積は 67.87 m²であり、台帳記載面積を修正する必要がある。今後はこのような差異が発生しないように適正なチェックを行うべきである。

<意見>

建物の共有持分相当は県として使用を続ける意味があるとは考えられず、使用者である国への売却処分が相当と考える。更に、底地に関しても県としての使用見込みがないのであれば売却を検討すべきと考える。

| | |
|-------|-------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A18 |
| 財産管理者 | 商工総務課 |
| 財産名 | 会津若松公共職業安定所南会津出張所 |
| 所在地 | 南会津郡南会津町田島字行司 12 |

| | | | |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A18 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 該当なし | 建物 昭和 51 年 12 月 24 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 該当なし | 建物 17.30 m ² 883,700 円 工作物 3 件 158,600 円 |
| 当初保有 目的 | 会津若松公共職業安定所南会津出張所建物の一部として所有(所有当時公共職業安定所は、機関 委任事務として知事の指揮命令の下運営されていた) | | |
| 現況 | 会津若松職業安定所南会津出張所建物の一部として貸付けを行っている。 | | |
| 貸付先 | 福島労働局長 | | |
| 月額賃料 | 建物:年 80,673 円(平成 21 年度:87,553 円) | | |
| 今後の見込 み | 今後も保有し、貸付けを継続していく。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 新規求職数:1,609 人 新規求人数:1,360 人 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 新規求職数:1,573 人 新規求人数:1,080 人 | | |
| コメント | 工作物は、下水設備、電気設備、給水設備 | | |

<経緯>

会津若松公共職業安定所の南会津出張所建物を共有していたものであり、現在は同出張所に貸付けを行っている。

<指摘>

建物に関しては厚生労働省との共有財産であり、公有財産台帳による県の所有面積が 17.3 m²となっているが、登記上の共有持分(1 万分の 363)に基づく保有面積は 14.97 m²となっており、台帳記載面積を修正する必要がある。今後はこのような差異が発生しないように適正なチェックを行うべきである。

<意見>

建物の共有持分相当及び工作物は県として使用を続ける意味があるとは考えられず、使用者である国への売却処分が相当と考える。

| | | | |
|------------------------|---------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A22 | | |
| 財産管理者 | 商工総務課 | | |
| 財産名 | ものづくり支援センター | | |
| 所在地 | 須賀川市並木町 153-1 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 平成 16 年 4 月 1 日 | 建物 平成 16 年 4 月 1 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 12,430.48 m ² 414,473,300 円 | 建物 2,110.76 m ² 92,093,500 円 工作物 64 件 31,756,600 円 |

| | |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A22 |
| 当初保有 目的 | 技能検定実施施設確保のため整備した。 当初、旧あさか開成高校須賀川分校として使用されていたが、当該施設を平成 16 年度に引き受けた。 |
| 現況 | 職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定(国家検定制度)の常設会場及び県民の職業能力開発や技能の向上のための各種講習会、研修会等の会場又は地域に開かれたコミュニティセンターとして福島県職業能力開発協会に貸付けし、使用している。 |
| 貸付先 | ①福島県職業能力開発協会 ②東北電力(株)須賀川営業所 |
| 月額賃料 | ①無償貸付け ②7,500 円/年 |
| 今後の見込み | 職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定(国家検定制度)を実施するため、また県民の職業能力開発や技能の向上に寄与するため、現在の貸付契約を継続する。 |
| 修繕等 | 該当なし |
| 利用状況 (H21 年度) | 技能検定:1,267 人(63 回)、産業関係講習会:1,131 人(50 回)、会議等:858 人(24 回)、その他:765 人(30 回) |
| 利用状況 (H20 年度) | 技能検定:1,275 人(54 回)、産業関係講習会:1,606 人(56 回)、会議等:420 人(14 回)、その他:1,224 人(31 回) |
| コメント | 工作物は、換気設備、給湯設備。 |



<経緯>

当初は旧あさか開成高校須賀川分校として使用されていたが、分校の閉鎖後の平成 16 年度に当該施設を引き受けた。職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定(国家検定制度)の常設会場及び県民の職業能力開発や技能の向上のための各種講習会、研修会等の会場又は地域に開かれたコミュニティセンターとして、福島県職業能力開発協会に貸し付けている。

<意見>

旧分校の施設全体を貸し付けているが、旧武道場は床の状態が悪く倉庫としても使用不可能な状態である。安全確保のためにも使用していない建物は早期に撤去すべきである。

| | | | |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A23、普通財産 B4 | | |
| 財産管理者 | 農林総務課 | | |
| 財産名 | 旧農業試験場本場 | | |
| 所在地 | 郡山市富田町若宮前 20 外 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 平成 18 年 4 月 2 日 | 建物 該当なし |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 179,728.53 m ² 1,573,117,600 円 | 建物 該当なし 工作物 11 件 48,462,800 円 |
| 当初保有 目的 | 農業試験場本場敷地のため購入したが、用途廃止により平成 18 年 4 月 2 日に管理替えした。 | | |
| 現況 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年 4 月 1 日農業試験場廃止により用途廃止。 ・飛び地部分(郡山市富田町稲川原地内)については、2 度一般競争入札を行ったが参加の申し込みはなかった。再度入札するかについては、財産管理課で検討中。 ・その他の部分については、平成 22 年 3 月に建物すべてと工作物の一部の取壊しを行った。 ・敷地の一部で発見された地下埋設物(一般廃棄物)について、撤去作業中。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年 11 月 1 日、旧農業試験場本場跡地有効活用プロジェクトチームを設置。 ・平成 21 年度業務委託により跡地周辺地区土地利用計画を作成。東側民有地の地権者及び跡地へ進出が想定される企業に対するアンケート調査を実施した。 <p>平成 22 年度は郡山市と跡地の有効活用について定期的(毎月)に協議中。</p> | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見込み | <ul style="list-style-type: none"> ・地下埋設物(一般廃棄物)の撤去について、平成 23 年度までに完了する予定。 ・跡地の有効活用について方向性を見いだすべく郡山市と定期的な協議を継続していく予定。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 特に利用していない。 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 特に利用していない。 | | |
| コメント | <p>工作物、土留設備、用水路等</p> <p>飛び地部分は 3 分割して売却・入札したが買手が見つかず、残地の埋蔵物は現在撤去中である。</p> | | |





<経緯>

農業試験場本場敷地として取得したが、平成 18 年 4 月に郡山市日和田に福島県農業総合センターが開設されたことに伴い農業試験場が廃止され、用途廃止となったものである。飛び地部分（郡山市富田町稲川原地内）については、2 度一般競争入札を行ったが参加の申込みはなかった。

その他の部分については、平成 22 年 3 月に建物全てと工作物の一部の取壊しを行った。敷地の一部で発見された地下埋設物（一般廃棄物）について、撤去作業中。

平成 20 年 11 月 1 日に旧農業試験場本場跡地有効活用プロジェクトチームを設置し、平成 21 年度は業務委託により跡地周辺地区土地利用計画を作成し、東側民有地の地権者及び跡地へ進出が想定される企業に対するアンケート調査を実施した。平成 22 年度は郡山市と跡地の有効活用について定期的（毎月）に協議中である。

<意見>

現場は郡山駅から 3km 程度の場所であり、国道 4 号線の郡山バイパスや郡山インターチェンジにも近く位置しており、交通至便な土地である。現地調査を行ったところ、旧農業試験場本場跡地の建物は全て撤去されており、高低差はあるが 16.8ha の広大な土地が開けている。

また、上段の旧農地は養鶏分場（行政財産 A14 外）の 4.6ha の土地と隣接している。今回、監査人が現地を視察したところ、養鶏分場敷地内には利用されていない職員公舎があり、鶏舎も地鶏に特化したことから空いているものが多いため、養鶏分場用地を旧農業試験本場跡地とともに一体としての利活用を図ることも検討に値するものとする。

以上の状況から、飛び地部分（郡山市富田町稲川原地内）は引き続き早期売却を図るべきである。また、旧農業試験場本場跡地は有効な利活用が行われるように、引き続き郡山市との協議を進めていくことが望まれる。

| | | | |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A25、普通財産 B6 | | |
| 財産管理者 | 農林総務課 | | |
| 財産名 | 旧たばこ試験場 | | |
| 所在地 | 田村市船引町船引字 67 外 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 平成 18 年 4 月 2 日 | 建物 平成 18 年 4 月 2 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 60,866.68 m ² 218,626,000 円 | 建物 2,917.79 m ² 56,357,500 円 工作物 42 件 12,674,000 円 |
| 当初保有 目的 | たばこ試験施設として、福島県たばこ試験場整備拡充期成同盟会長より寄附受納。 建物は昭和 40 年代に建築したものである。 | | |

| | |
|------------------|------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A25、普通財産 B6 |
| 現況 | 平成 18 年 4 月 1 日、たばこ試験場廃止により用途廃止。 処分については、田村市と協議中。 |
| 貸付先 | 東日本電信電話株 |
| 月額賃料 | 11,550 円/年 |
| 今後の見込み | 処分について、今後も田村市と協議を継続する。 |
| 修繕等 | 該当なし |
| 利用状況 (H21 年度) | 特に利用していない。 |
| 利用状況 (H20 年度) | 特に利用していない。 |
| コメント | 工作物、給水設備、舗床等 |



<経緯>

土地はたばこ試験施設として寄附受納を受けたものであり、建物は昭和 40 年代に建築したが、前述の旧農業試験場本場跡地と同様、福島県農業総合センター開設に伴い平成 18 年 4 月にたばこ試験場が廃止され、用途廃止となった。

処分については田村市と協議中であり、引続き交渉を進めていく方針である。

<意見>

現地調査を行ったところ、使用廃止後 4 年経過していることから建物は使用できる状態ではなく、更地としての利用が現実的である。また、土地は国道から離れた高台の山間地にあり、地面にも起伏があることから民間への売却処分は困難と考えられる。

よって、田村市との交渉を進めるとともに、県有地としての利活用の可能性についても検討することが望ましい。

| | | | | |
|------------------------|------------------|-------------------------------------------|-----|------------------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A26、普通財産 B7 | | | |
| 財産管理者 | 農林総務課 | | | |
| 財産名 | 旧梁川支場 | | | |
| 所在地 | 伊達市梁川町字北本町 21-1 | | | |
| 取得年月日 | 土地 | 平成 18 年 4 月 2 日 | 建物 | 平成 18 年 4 月 2 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 61,674.46 m ² 752,568,900 円 | 建物 | 4,852.32 m ² 153,319,300 円 |
| | | | 工作物 | 110 件 36,511,500 円 |

| | |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A26、普通財産 B7 |
| 当初保有目的 | 蚕業試験場敷地として梁川町より寄附受納。 |
| 現況 | 平成 18 年 4 月 1 日、農業試験場梁川支場廃止により用途廃止。 土地は伊達市との間で処分について協議中。農地部分の内一部は、国道 349 号バイパス用地として平成 21 年度に国に譲渡した。 |
| 貸付先 | 東日本電信電話(株) |
| 月額賃料 | 65,640 円/年 |
| 今後の見込み | 平成 22 年度中に残存している建物及び工作物の解体撤去を行う。 処分については今後も伊達市と協議を継続する。 |
| 修繕等 | 該当なし |
| 利用状況 (H21 年度) | 特に利用していない。 |
| 利用状況 (H20 年度) | 特に利用していない。 |
| コメント | 工作物、給水設備、浄化槽設備等 |



<経緯>

梁川町より寄附受納した敷地に蚕業試験場(後に農業試験場梁川支場に組織及び名称を改正)を設置していたが、福島県農業総合センター開設に伴い平成 18 年 4 月に廃止され、用途廃止となった。土地については、宅地部分をはじめとして伊達市と処分について協議中である。農地部分の一部は、国道 349 号バイパス用地として平成 21 年度において国に譲渡済みである。

<意見>

現地調査を行ったところ、現在は宅地部分(2.2ha)に存在する建物及び工作物の解体撤去工事中であった。

宅地部分は南側が道路に面しており、土地の形状も良くアクセス道路も整備されていることから、伊達市への譲渡交渉を進めていくべきである。また、立地が良いことから、伊達市への譲渡が進まないのであれば入札による売却も考えられる。

一方、農地部分(3.9ha)は市街化調整区域である上、国道 349 号バイパスにより分断されたこともあり、宅地部分に比して処分には長期を要する可能性があるが、近隣工場等への売却を推進していくべきである。

| | | | |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A28、普通財産 B9 | | |
| 財産管理者 | 農林総務課 | | |
| 財産名 | 南湖県有地 | | |
| 所在地 | 白河市鬼塚 118-1 外 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 昭和 32 年 10 月 29 日 | 建物 該当なし |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 46,414.85 m ² 139,440,600 円 | 建物 該当なし 工作物 該当なし |
| 当初保有 目的 | 農水省種羊場白河支場として寄附受納。 | | |
| 現況 | 不法投棄及び住民からの苦情を受け、現在は県南農林事務所に予算を配分し、雑草作業を委託している。平成 21 年度に一部において、一般競争入札公告を行ったが、地区内に県指定の絶滅危惧種が生息している情報が寄せられ、平成 22 年度に財産管理課で調査することになったため、一般競争入札を中止した。なお、調査には 2、3 年が必要なため、当該期間中には売却が不可能である。 | | |
| 貸付先 | 東日本電信電話株式会社福島支店 | | |
| 月額賃料 | 16,140 円/年 | | |
| 今後の見込み | 調査により絶滅危惧種が確認されなければ、再度一般競争入札の公告を行う。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 特に利用なし。 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 特に利用なし。 | | |



<経緯>

農水省種羊場白河支場として寄附受納した土地だが、現在は未利用地となっている。平成 21 年度に池下裏の 31,877 m²について一般競争入札公告を開始したが、地区内に県指定の絶滅危惧種が生息するとの情報が寄せられ、平成 22 年度に財産管理課で調査することになったため、一般競争入札を中止した。なお、調査には 2、3 年が必要なため、当該期間中には売却が不可能である。

<指摘>

当該物件の評価額は 13,900 万円となっているが、平成 21 年の入札時の最低売却価格が 31,877 m²で 10,100,000 円である。現在の評価額は最低売却価格の 9.5 倍となっており、実態とかけ離れた評価額となっている。通常の評価額が実態に比して著しく不相当であるため、「公有財産評価替え要領」第 9 に基づいて、予定売却価格に基づく評価額とすべきである。

<意見>

現地調査を行ったところ当該地は市道の東西に面した土地であり、前述の入札手続においても、当初は応札した会社があったことから、売却可能性は認められる。ただし、絶滅危惧種の存在を調査した後となることから、処分が長期化するのはやむを得ないものと考えられるが、調査終了を待って引続き売却手続を進めていくべきである。

| | | | |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A29 | | |
| 財産管理者 | 農林総務課 | | |
| 財産名 | のり仮植保全施設 | | |
| 所在地 | 相馬市尾浜字蔵前 1 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 該当なし | 建物 昭和 36 年 3 月 31 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 該当なし | 建物 該当なし 3 件 工作物 5,439,300 円 |
| 当初保有 目的 | 松川浦漁場内にある他県へ販売用ののり種網や展開直後ののり網を、海水の高温化による発芽障害から回避するために、一時的に收容して被害防止を図る。 | | |
| 現況 | <ul style="list-style-type: none"> ・池井 (1)潜堤:水張り・水位調整用の板をはめるガイド柱は、半数以上が崩壊、残存するものの表面が崩れガイド溝が全く見られない。 (2)擁壁:概ね垂直に残る部分が総延長の 1/3 であるが、1~2mおきにクラックがある。内側に倒れている部分が 1/3、完全に崩壊が 1/3 見られた。 ・物置、のり仮植攪拌機は現在なし。 | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見込み | 池井はかなり崩壊しており、使用するに当たってはかなりの修繕経費が見込まれる。仮に修繕したとしても、現在の松川浦の対象種は、当時主体で高温に弱い黒のりに代わって、高温に強い青のりが主体となったことから、当初の目的での利用見込みは考えられない。 | | |
| 修繕等 | 当時の目的、また、それ以外での有効利用策も考えられないことから、修繕等の必要性はない。 | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 該当なし | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 該当なし | | |

<経緯>

松川浦漁場内ののり種網や展開直後ののり網を、海水の高温化による発芽障害からの被害防止を図るために設置された。しかし、平成 22 年 8 月の県の調査によると潜堤及び擁壁はかなり崩壊しており、物置及びのり仮植攪拌機は現存しない。

<意見>

現在、のり仮植保全施設は機能していない状態であり、既に多くの部分が崩壊、滅失しており、今後再建して使用するなどの利用策も考えられないとのことである。このまま設備を放置

しておくことは事故につながる可能性も否定できないため、残存部分の設備についても早期に撤去することが望ましい。

| | | | |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A13、行政財産 B8、普通財産 A35 | | |
| 財産管理者 | 農業総合センター | | |
| 財産名 | 畜産研究所本所 | | |
| 所在地 | 福島市荒井字地蔵原 107 外 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 昭和 58 年 1 月 24 日 | 建物 昭和 45 年 10 月 30 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 457,926.99 m ² 308,822,200 円 | 建物 791.92 m ² 8,380,100 円 工作物 該当なし |
| 当初保有 目的 | 土地は、畜産試験場敷地のため購入した。 建物は、当初、職員公舎として建築した。 | | |
| 現況 | 土地は、県有林敷地(0011 団地の字地蔵原 106-1)は山林であり、その他は採草放牧地である。 建物は、職員公舎であったが老朽化が激しく、入居者もいない、現在は管理建物として管理している。 (行政財産 A13:建物 434.16 m ² 特別公舎 4 棟のうち 1 棟のみ使用中 4,679,500 円、普通財産 A35: 建物 357.76 m ² その他の建物(旧一般職員公舎) 6 棟全て使用していない 3,600,400 円) | | |
| 貸付先 | 土地:15 件(東北電力(株)福島支店ほか) | | |
| 月額賃料 | 土地:年額計 1,086,426 円 | | |
| 今後の見込み | 採草放牧地は、今後も継続した使用を見込んでいる。県有林敷地(0011 団地の字地蔵原 106-1)も、防風林として今後も必要である。 管理建物については、現在老朽化が激しいため取壊しが望ましい。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 牧草:作付面積 24.7ha、収穫量 293.2t 飼料用トウモロコシ:作付面積 4.5ha、収穫量 141.9t | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 牧草:作付面積 26.2ha、収穫量 346.3t 飼料用トウモロコシ:作付面積 4.2ha、収穫量 103.9t | | |
| 備考 | リストに掲載されている整理番号:行政財産 A13 の用途は職員公舎である。(面積等及び現在価額には含んでいるが、当初保有目的以下の項目の記入は現況を除き省略している。) | | |

<経緯>

土地は畜産試験場敷地のため購入し、最後に取得した土地は昭和 58 年 1 月 24 日に福島農地事務所より所管換えとなったものであり、建物は職員公舎として建築したものである。現在は、県有林敷地(0011 団地の字地蔵原 106-1)の山林部分と、その他の採草放牧地に分かれる。

建物は、特別公舎は 4 棟中 1 棟のみ使用中であるが、老朽化が進んでいる。その他の建物 6 棟は一般職員公舎として使用していたものだが、老朽化が激しく入居者もいない状態であり、現在は管理建物として管理している。

<意見>

採草放牧地は、今後も継続した使用を見込んでおり、県有林敷地は防風林として今後も必要とのことであり、利活用に関して特に問題ないものとする。しかし、建物のうち職員公舎 6

棟 3,600,400 円については、老朽化が激しく入居者もないとのことであり、早急に撤去することが望ましい。

| | | | |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産A37、行政財産A14、行政財産B10 | | |
| 財産管理者 | 農業総合センター | | |
| 財産名 | 畜産研究所養鶏分場 | | |
| 所在地 | 郡山市富田町字満水田地内 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 平成19年3月30日 | 建物 昭和40年 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 3,905.92㎡ 64,009,400 円 | 建物 200.36㎡ 2,952,200円 工作物 該当なし |
| 当初保有目的 | 土地は、当初一部を旧養鶏試験場敷地として、その他を旧農業試験場敷地として購入したが、平成19年3月30日に農林総務課より所管換えした。 建物は、昭和40年に職員公舎として建築したが、平成18年4月1日に管理建物に区分換えした。 | | |
| 現況 | 一部の土地は、以前は近隣住民が生活道として利用していたが、現在は鳥インフルエンザ防疫対策として利用を認めていない。その他は、養鶏分場、県中家畜保健衛生所への進入路のため、職員、業者、近隣住民が利用している。 建物については、老朽化が激しく、入居希望者もないため管理建物として管理している。 | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見込み | 土地については現状のまま管理し、建物については老朽化が激しいため取壊しが望ましい | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 交通量50台/日 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 交通量50台/日 | | |





<経緯>

土地は当初一部を旧養鶏試験場敷地として、その他を旧農業試験場敷地として購入したが、平成19年3月30日に農林総務課より所管換えした。建物は、昭和40年に職員公舎として建築したが、平成18年4月1日に管理建物に区分換えした。

一部の土地は、以前は近隣住民が生活道として利用していたが、現在は鳥インフルエンザ防疫対策として利用を認めていない。その他は、養鶏分場、県中家畜保健衛生所への進入路のため、職員、業者、近隣住民が利用している。建物は老朽化が激しく入居希望者もいないため、管理建物として管理している。

<意見>

(老朽化した公舎建物の撤去)

監査人が現場視察した結果、地鶏に特化した業務内容に移行したことから、空いている鶏舎が多く利用度が低い状況である。また、5棟ある公舎建物は3棟が普通財産、2棟が行政財産となっているが、いずれも築40年以上経過しており老朽化が著しく入居者がおらず、今後の使用も見込めないことから、早急に撤去することが望ましい。

(土地の有効な利活用)

上表の財産は畜産研究所養鶏分場全体の一部であり、庁舎や鶏舎等の建物及び敷地は含まれていない。養鶏分場用地全体の敷地は4.6haの広さがあり、普通財産A23、B4の旧農業試験場本場跡地(16.8ha)と隣接している。養鶏分場の西側には内環状線の延伸が予定されており、また、本場跡地の売却処分も含めた有効利用については郡山市と協議を進めている。

これらを総合的に判断すると、畜産研究所養鶏分場を移転して本場跡地と一体として処分することも、県有地の有効な利活用の方法として、十分検討に値するものとする。

| | | | | | |
|------------------------|-------------------|------|----|------|---------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A39 | | | | |
| 財産管理者 | 水産種苗研究所 | | | | |
| 財産名 | 水産種苗研究所(焼却炉) | | | | |
| 所在地 | 双葉郡大熊町大字夫沢字北台 205 | | | | |
| 取得年月日 | 土地 | 該当なし | 建物 | 該当なし | |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 該当なし | 建物 | 該当なし | 工作物 2件 717,100 円 |

| | |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A39 |
| 当初保有目的 | へい死した試験魚等の焼却処分のために行政財産として設置。 |
| 現況 | 塩害による金属部の腐食等により劣化が進み故障頻度が高くなり、更に煙突が折れるなど、使用できない状況となったため、解体撤去に向けて用途を廃止した。 |
| 貸付先 | 該当なし |
| 月額賃料 | 該当なし |
| 今後の見込み | へい死魚の処分について、委託による焼却処分の方法に変更したことから、撤去処分を予定している。 |
| 修繕等 | 該当なし |
| 利用状況 (H21 年度) | 破損、故障により使用していない。 |
| 利用状況 (H20 年度) | 平成20年4月まで、へい死魚発生の都度利用。平成20年5月以降、煙突破損、パーナー等故障により使用していない。 |

<経緯>

へい死した試験魚等の焼却処分のために設置したものだが、塩害による金属部の腐食等により劣化が進み故障頻度が高くなり、更に煙突が折れ、現状は使用不可能であり、解体撤去に向けて平成20年に用途を廃止したものの。

<意見>

平成20年5月以後使用しておらず、故障により今後の使用見込みもないため、早急に優先順位をつけて撤去することが望ましい。

| | | | |
|------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A40、普通財産 B16 | | |
| 財産管理者 | 内水面水産試験場 | | |
| 財産名 | 内水面水産試験場(東関下養魚施設) | | |
| 所在地 | 耶麻郡猪苗代町大字壺楊字東関下 1377 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 昭和 41 年 3 月 29 日 | 建物 該当なし |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 2,920.00 m ² 10,522,500 円 | 建物 該当なし 工作物 9 件 3,098,100 円 |
| 当初保有目的 | 養魚施設用地として使用 昭和 40 年に設置し、イワナ、ヤマメ種苗生産していた。 | | |
| 現況 | 平成 9 年まで使用していたが、用途廃止後使用不能。 コンクリート水槽(3 面) | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見込み | 可能であれば売却処分する。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |

| | |
|------------------|-------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A40、普通財産 B16 |
| 利用状況 (H21 年度) | 該当なし |
| 利用状況 (H20 年度) | 該当なし |

<経緯>

養魚施設用地として昭和 40 年に設置し、イワナ、ヤマメを種苗生産していたが、平成 9 年に用途廃止となり、普通財産となった。コンクリート水槽が 3 面あるが現在は使用不能である。

<意見>

工作物として計上されているコンクリート水槽は使用不能であることから、その評価額は 0 円とすべきである。また、土地は利用見込みがないため早期売却を図るべきである。

| | | | |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------|
| 整理番号 | 普通財産 A42 | | |
| 財産管理者 | 県中建設事務所 | | |
| 財産名 | 中小企業賃貸住宅 | | |
| 所在地 | 郡山市富久山町久保田字古町 250-1 | | |
| 取得年月日 | 土地 平成 11 年 4 月 1 日 | 建物 昭和 41 年 3 月 22 日、昭和 53 年 3 月 25 日 昭和 55 年 2 月 13 日、昭和 55 年 4 月 1 日 | |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 該当なし | 建物 788.88 m ² 46,098,900 円 | 工作物 該当なし |
| 当初保有 目的 | 中小企業に勤務する従業員の住宅難を緩和する目的で、県が厚生年金保険積立金の還元融資を受けて住宅を建設し、中小企業者に貸し付けている住宅で、貸付料を完納すると貸付先に住宅を無償譲渡する。 | | |
| 現況 | 貸付契約期間が昭和 53 年 4 月から平成 10 年 3 月の 20 年間となっているが、昭和 53 年前後より、経営不振に陥り貸付料の未納額が年々累積され、平成 10 年 3 月 30 日に平成 10 年 4 月から平成 20 年 3 月を契約期間とする変更契約を締結したが、その契約期間を過ぎた現在でも貸付料の返済が未了となっている。平成 22 年 7 月 31 日現在残額は 16,227,934 円。 | | |
| 貸付先 | 当初契約 郡山市富久山町 有限会社 A 代表取締役 B 変更契約 郡山市富久山町 有限会社 A 代表取締役 C | | |
| 月額賃料 | 当初月額賃料 476,315 円（現在返済月額 180,000 円） | | |
| 今後の見込み | 現在は変更した月額 18 万円の返済を滞りながらも実施しているため、年間の返済額を確保するため、電話訪問等により督促する。 平成 20 年度返済額 86 万円、平成 21 年度返済額 90 万円、平成 22 年度返済額 54 万円（平成 22 年 7 月 28 日現在） | | |
| 修繕等 | 昭和 52 年建築の建物であり、老朽化が進んでいる。現在は建物内部等について有限会社 A の連帯保証人である D が修繕をしている。 | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 12 戸中 11 戸入居（平成 22 年 7 月 29 日現在入居者 12 戸中 8 戸） | | |

| | |
|------------------|--------------|
| 整理番号 | 普通財産 A42 |
| 利用状況 (H20 年度) | 12 戸中 12 戸入居 |

<経緯>

中小企業の従業員の住宅難を緩和する目的で、県が厚生年金保険積立金の還元融資を受けて住宅を建設し、中小企業者に貸し付けている住宅である。貸付料を完納すると貸付先に住宅を無償譲渡することになる。

<意見>

貸付先の有限会社は昭和 55 年 12 月以後営業停止しており、現在は連帯保証人として当該有限会社の未納の貸付料にかかる債務を引継いだ保証人 D が、本件住宅各戸の賃貸借を行うとともに返済を行っている。ただし、本来月額 18 万円（年間 216 万円）返済すべきところ、最近 3 年間の平均返済額は 77 万円に過ぎず、家賃残額の 1,600 万円の返済には 20 年を要するペースである。

延滞債権額は 1,600 万円と多額であり、県としては延滞額の確実な支払を求めるべきである。なお、延滞債権の回収方法として、有限会社との建物の賃貸借契約を解除して無償譲渡を行わないこととして、県が入居者へ直接貸付けを行う方法も検討すべきである。

| | | | |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|---------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A43 | | |
| 財産管理者 | 会津若松建設事務所 | | |
| 財産名 | 会津若松建設事務所(旧県営住宅敷地) | | |
| 所在地 | 河沼郡会津坂下町白狐字北原甲 374-1 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 平成 17 年 9 月 8 日 | 建物 該当なし |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 2,592.36 m ² 20,340,000 円 | 建物 該当なし 工作物 該当なし |
| 当初保有 目的 | 平成 17 年 9 月 8 日、用途廃止。 県営住宅敷地 | | |
| 現況 | 平成 18 年 3 月 28 日、会津坂下町へ公衆用道路敷地として 152.52 m ² を譲与した。 現在は宅地が管理地となっている。 | | |
| 貸付先 | ①東日本電信電話(株)福島支店 ②会津坂下町 | | |
| 月額賃料 | ①年 6,000 円 ②無償貸付け | | |
| 今後の見込み | 予定なし | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 利用なし | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 利用なし | | |

<経緯>

県営住宅の敷地だったが、平成 17 年 9 月 8 日に用途廃止となり、現在は入札により売却を図っている。なお入札対象地の面積及び予定価格は以下のとおりである。

会津坂下町白狐字北原甲 374-1 1,572.63 m² 予定価格 12,080,000 円
 会津坂下町白狐字北原甲 377-1 1,019.73 m² 予定価格 6,960,000 円

<意見>

平成 18 年より入札にかけているが、面積が広大なこともあり落札できない状態である。分筆による売却単位の引下げや価格引下げにより、早期売却を図るべきである。

<指摘>

上記の予定売却価格に対して現在の評価額は 3.1 倍であり、実態とかけ離れた評価額となっている。通常の評価額が実態に比して著しく不相当であるため、「公有財産評価替え要領」第 9 に基づいて、予定売却価格による評価とすべきである。

| | | | |
|------------------------|----------------------------|-----------------------------------|---------------------|
| 整理番号 | 普通財産 B18 | | |
| 財産管理者 | 喜多方建設事務所 | | |
| 財産名 | 旧水防用倉庫敷地 | | |
| 所在地 | 喜多方市松山町鳥見山字間々下 6119-7 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 昭和 57 年 11 月 9 日 | 建物 該当なし |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 39.00 m ² 230,200 円 | 建物 該当なし 工作物 該当なし |
| 当初保有 目的 | 水防倉庫敷地とするため。 | | |
| 現況 | 用途廃止 旧水防倉庫敷(雑種地) | | |
| 貸付先 | 喜多方市 | | |
| 月額賃料 | 無償貸付け | | |
| 今後の見込み | 当面は貸付けを継続するが、買受けの勧奨を行っていく。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 消防ポンプ車庫 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 消防ポンプ車庫 | | |

<経緯>

水防倉庫敷地として取得したものであるが用地廃止により昭和 57 年 11 月 9 日に普通財産となった。現在は喜多方市に消防ポンプの車庫として無償貸付けしている。

<意見>

県としての利用見込みがないのであれば、現在使用している喜多方市への早期譲渡を図るべきである。

| | | | | |
|------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|----|------|
| 整理番号 | 普通財産 B19 | | | |
| 財産管理者 | いわき建設事務所 | | | |
| 財産名 | いわき失業対策事業所 | | | |
| 所在地 | いわき市内郷宮町峰根 60-13, 60-14 | | | |
| 取得年月日 | 土地 | 昭和 52 年 4 月 1 日 | 建物 | 該当なし |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 8,075.76 m ² 559,600 円 | 建物 | 該当なし |
| 当初保有 目的 | いわき失業対策事業のため取得。 | | | |
| 現況 | 平成 12 年 11 月 20 日で失業対策事業終了のため、用途廃止した。 | | | |
| 貸付先 | 該当なし | | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | | |
| 今後の見 込み | 当該県有地は他の所有者に囲まれた飛び地であり、山林も含まれていることから、現在のままでの利 活用は困難な状況となっている。 | | | |
| 修繕等 | 該当なし | | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 特に利用していない。 | | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 特に利用していない。 | | | |



<経緯>

いわき失業対策事業のために取得したが、平成 12 年 11 月 20 日で失業対策事業終了のため、用途廃止した。

<意見>

当該物件は山林の中の比較的平坦な土地であるが、現地調査を行った結果、現地への進入経路は未舗装の山道を行かなければならず、宅地等としての利用・売却は不可能と考えられる。

しかし、県としての利用見込みがないのであれば、早期売却を図るべきであるため、隣地の地権者への購入の働き掛けなどを検討すべきである。

| | | | | | |
|------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------|----|------|----------|
| 整理番号 | 普通財産 A46、普通財産 B20 | | | | |
| 財産管理者 | 財務課 | | | | |
| 財産名 | 平上荒川県有地 | | | | |
| 所在地 | いわき市平荒川字長尾 116-3 | | | | |
| 取得年月日 | 土地 | 平成 17 年 9 月 8 日 | 建物 | 該当なし | |
| (H22.3.31 現在) 面積・価額 | | 111.06 m ² | | | |
| (普通財産 A46) | 土地 | 4,717,400 円 | 建物 | 該当なし | 工作物 該当なし |
| (普通財産 B20) | 土地 | 1,171.01 m ² 49,738,900 円 | 建物 | 該当なし | 工作物 該当なし |
| 当初保有目的 | 国立福島工業高等専門学校の誘致のための関連用地 昭和 37 年に上記高専を開校。 | | | | |
| 現況 | いわき市道及び高専の排水路、道路等として使用 | | | | |
| 貸付先 | 該当なし | | | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | | | |
| 今後の見込み | 引き続き処分等の有効活用を検討していく。 | | | | |
| 修繕等 | 該当なし | | | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 管理地 | | | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 管理地 | | | | |

<経緯>

国立福島工業高等専門学校の誘致のため、主に当時の学校敷地予定地内の地権者への代替地として県が購入した土地である。現況は財産管理課の管理地は水路及び市道となっており、教育庁所管分については、排水路又は市道となっている。

<指摘>

現在の土地の評価額は地目と面積を基に近隣地の固定資産税評価額を適用しているものだが、土地の形状や利用状況からすると総額 24,000 万円（単価 36,000 円/m²）がというのは実態からかけ離れているものとする。道路部分や更地部分を除き、「公有財産評価替え要領」第 9 に基づいて、大幅に評価を引き下げるべきである。

<意見>

道路及び排水路は主にいわき市が市道敷などで占有している状況となっているため、払下げを検討しているとのことである。県での利活用は考えられない状態であるため、早期処分を図るべきである。

なお、自治体への貸与は無償となるが、譲渡する場合は原則有償譲渡となる。また、今回の包括外部監査において財産管理課 26 として計上されている部分も隣接地であり、ほぼ同様の使用状況であることから、一括して管理者であるいわき市へ譲渡することが望ましいものと考えられる。

| | | | |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A48 | | |
| 財産管理者 | 県南教育事務所 | | |
| 財産名 | 県南教育事務所(旧西郷養護学校公舎敷地) | | |
| 所在地 | 西白河郡西郷村大字小田倉字上野原 433-A | | |
| 取得年月日 | 土地 | 昭和 42 年 11 月 29 日 | 建物 該当なし |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 251.32 m ² 5,175,100 円 | 建物 該当なし 工作物 該当なし |
| 当初保有 目的 | 西郷養護学校長公舎敷地のため取得(当初管理:西郷養護学校)。 公舎は昭和 56 年に建設し、平成 17 年に普通財産を区分。 | | |
| 現況 | 西郷養護学校長公舎敷地に接続する管理地として管理している。 | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見込み | 道路に接続していない土地であるため、当面は管理地として管理を行っていく。 なお、道路に接続している部分は公舎敷地のため普通財産(区分:職員公舎)としている。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 利用なし | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 利用なし | | |

<経緯>

西郷養護学校長公舎敷地のため取得して公舎は昭和 56 年に建設したが、平成 17 年に上表の部分を公舎敷地とは別な財産として区分したもの。ただし、登記簿謄本を確認したところ、小田倉字上野原 433 の土地面積は 580.73 m²であり、西郷養護学校長公舎敷地と当該普通財産の土地は分筆されていない。

<意見>

上表の土地は直接公道に接続していないことから、売却等は困難である。このような状況からすれば、公舎の土地建物として別途普通財産に計上されている部分と区分する意義は乏しく、一体として管理すれば足りるものとする。

| | | | |
|------------------------|-------------------------------------------------------|------|-------------------------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A49 | | |
| 財産管理者 | 会津教育事務所 | | |
| 財産名 | 会津教育事務所(城西教職員公舎物置) | | |
| 所在地 | 会津若松市城西町 363-1 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 該当なし | 建物 昭和 61 年 2 月 27 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 該当なし | 建物 56.58 m ² 7,080,100 円 工作物 該当なし |
| 当初保有 目的 | 城西教職員公舎の物置等として設置。 | | |
| 現況 | 城西教職員公舎の物置等として利用。 | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見込 み | 城西教職員公舎の物置等として利用。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 城西教職員公舎の物置等として利用。 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 城西教職員公舎の物置等として利用。 | | |
| コメント | 電算上の不具合により当該建物のみ別枠となっているが、城西教職員公舎の土地の建物として財産管理課で修正する。 | | |

< 経緯 >

当初取得時より城西教職員公舎の物置等として設置されたものであり、現在も同一用途で使用されている。公有財産表上の住所は「会津若松市追手町 7-5」となっているが、正しい住所は財産台帳上の「会津若松市城西町 363-1」である。

< 指摘 >

財産台帳上では城西教職員公舎の建物として管理されているが、公有財産表を作成する際に、物置についてのみ電算処理の不具合により別の住所として記載されたものとのことである。今後同表を作成する際は、このような誤りがないよう、電算入力結果が正しく反映されているかについて、事後確認を行うようにすべきである。

| | | | |
|-------|--------------------|-------------|---------|
| 整理番号 | 普通財産 B21 | | |
| 財産管理者 | 田島高等学校 | | |
| 財産名 | 田島高等学校(旧田島高校実習畑用地) | | |
| 所在地 | 南会津郡南会津町田島字田部原 260 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 昭和 31 年 9 月 | 建物 該当なし |

| | | | |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|
| 整理番号 | 普通財産 B21 | | |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 32,105.71 m ² 27,453,300 円 | 建物 該当なし | 工作物 該当なし |
| 当初保有 目的 | 土地は田島町より寄附受納。 学校実習畑として取得した。 | | |
| 現況 | 農林科の廃止により農地として使用しなくなったため用途廃止。 平成 18 年 7 月より財団法人福島県農業振興公社を通じて、近隣農家に貸し付けている。 | | |
| 貸付先 | 個人農家 | | |
| 月額賃料 | 年 44,927 円 | | |
| 今後の見込 み | 平成 22 年 11 月で契約期間が満了となるため、再契約を締結する見込みである。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 牧草畑として利用されている。 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 牧草畑として利用されている。 | | |

<経緯>

田島町より寄附受納を受けた土地であり、当初は学校実習畑として取得したが、農林科の廃止により農地として使用しなくなったため用途廃止したもの。平成 18 年 7 月より財団法人福島県農業振興公社を通じて、旧田島町の標準小作料を基準とした賃料により、近隣農家に貸し付けている。

<指摘>

当物件の平成 21 年 3 月末の評価額は 427,769,700 円であったが、平成 22 年 3 月末には 27,453,300 円と大幅に引下げられている。土地の^{ほとんど}殆どが農地であることから、実勢価格を踏まえると、平成 21 年 3 月末までの評価額には誤りがあった可能性が高い。適切な評価であったかどうか再確認し、再発防止策を検討することが望ましい。

<意見>

県としての利用見込みがなく、かつ、農地以外に転用することが困難であれば、(財)福島県農業振興公社を通じて、利用者への売却処分を図るべきである。

| | | | |
|------------------------|-----------------------------------------------|------------|-------------|
| 整理番号 | 普通財産 A51 | | |
| 財産管理者 | 会計課 | | |
| 財産名 | 会計課管理地 | | |
| 所在地 | 福島市古川 1 | | |
| 取得年月日 | 土地 昭和 27 年 2 月 1 日 | 建物 該当なし | |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 2,646.81 m ² 86,675,000 円 | 建物 該当なし | 工作物 該当なし |

| | |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A51 |
| 当初保有目的 | 職員公舎敷地のため取得。 |
| 現況 | 更地 |
| 貸付先 | ①東日本電信電話株式会社 ②東北電力株式会社 |
| 月額賃料 | 合計 16,500 円/年 |
| 今後の見込み | 現在のところ、利用計画なし。 |
| 修繕等 | 該当なし |
| 利用状況 (H21 年度) | 特に利用していない |
| 利用状況 (H20 年度) | 特に利用していない |
| コメント | 当該県有地は、道路に接していない袋地となっているため、売却困難となっている。 また、現在は計画が進んでいないが、隣接する県有地とともに道路用地となる可能性もあり、現状維持としている。 |



<経緯>

もともとは県の職員公舎敷地であったが、現況は更地となっている。公道には直接面しておらず、袋地のため、現況での売却は困難な状態である。

<意見>

当物件は財産管理課が所管する土地（財産管理課 38）の隣接地であり、財産管理課所管地 2,189.73 m²の一部は福島市の都市計画道路予定地となっている。隣接地に道路が敷設された場合には土地の価値は大幅に上昇すると考えられ、単体ではなく隣接地と一体での売却を検討すべきである。当面は利活用の手段がないのであれば、隣地とともに財産管理課が一括管理すべきと考える。

| | |
|-------|--------------|
| 整理番号 | 普通財産 A52-1 |
| 財産管理者 | 二本松警察署 |
| 財産名 | 職員公舎物置 |
| 所在地 | 二本松市小沢字陣場 45 |

| | | | |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A52-1 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 該当なし | 建物 昭和 58 年 3 月 18 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 該当なし | 建物 3.34 m ² 40,600 円 工作物 該当なし |
| 当初保有 目的 | 土地は二本松市から借入れ。 駐在所用物置として使用するため。 | | |
| 現況 | 平成 18 年 3 月 29 日に駐在所廃止に伴い、現在は職員公舎物置として使用している。 | | |
| 貸付先 | 二本松警察職員 | | |
| 月額賃料 | 6,120 円(職員公舎入居料) | | |
| 今後の見込み | 職員公舎(上川崎単独職員公舎)物置として使用する。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 職員公舎(上川崎単独職員公舎)物置として使用。 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 職員公舎(上川崎単独職員公舎)物置として使用。 | | |
| コメント | 当該物置は、財産区分を「職員公舎」とすべきものであったが、「その他の施設」としていた。平成 22 年 8 月 2 日付で財産異動報告書により区分を「職員公舎」へ訂正。 | | |

<経緯>

以前は駐在所の物置として使用していたが、平成 18 年 3 月 29 日に駐在所廃止に伴い、現在は上川崎単独職員公舎の物置として使用している。

<指摘>

平成 18 年 3 月の駐在所廃止による用途変更時に財産区分を「職員公舎」とすべきところ、「その他の施設」としていたもの。平成 22 年 8 月 2 日付で財産異動報告書により区分を「職員公舎」へ訂正したとのことだが、建物の用途変更があった時点において遅滞なく財産区分の変更を行う必要がある。

| | | | |
|------------------------|-------------------------------|------|------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A52-2 | | |
| 財産管理者 | 二本松警察署 | | |
| 財産名 | 駐在所工作物 | | |
| 所在地 | 二本松市渋川字上払川 80-8 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 該当なし | 建物 昭和 44 年 11 月 30 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 該当なし | 建物 該当なし 工作物 4 件 245,700 円 |
| 当初保有 目的 | 土地は二本松市より借入れ。 駐在所工作物として取得。 | | |

| | |
|------------------|----------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A52-2 |
| 現況 | 駐在所廃止により、現在建物及び工作物はない(現在、滅失登記申請準備中)。 また、二本松市から土地の借用は行っていない。 |
| 貸付先 | 該当なし |
| 月額賃料 | 該当なし |
| 今後の見込み | 現地は二本松市の土地であり、現在は借用していない。 |
| 修繕等 | 該当なし |
| 利用状況 (H21 年度) | 利用なし |
| 利用状況 (H20 年度) | 利用なし |
| コメント | 平成 22 年 7 月に滅失登記申請を行い、登記後、財産移動報告書により「用途廃止」予定。 |

<経緯>

以前は駐在所の工作物が存在したが、平成 18 年 3 月 29 日に駐在所廃止しており、現時点では工作物は存在しない。平成 22 年 7 月 9 日付けで滅失登記申請を行っており、登記完了後に財産移動報告書により用途廃止とする予定である。

<指摘>

平成 18 年 3 月の駐在所廃止に伴う建物及び施設の撤去時に本件工作物の用途廃止処理が洩れ^もていたもの。平成 22 年 7 月 9 日付けの滅失登記完了後に用途廃止処理予定とのことだが、建物の撤去等があった時点において、滅失登記及び用途廃止の財産移動報告を遅滞なく行い、台帳上の財産区分を変更する必要がある。

| | | | |
|------------------------|----------------------------------------------------|------|-----------------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A53-1 | | |
| 財産管理者 | 猪苗代警察署 | | |
| 財産名 | 職員公舎 | | |
| 所在地 | 耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字家北 798-1 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 該当なし | 建物 昭和 55 年 3 月 31 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 該当なし | 建物 100.95 m ² 2,051,900 円 |
| | | | 工作物 6 件 267,700 円 |
| 当初保有 目的 | 土地は、猪苗代町から借入れ。 翁島駐在所新築のため。 | | |
| 現況 | 平成 4 年 7 月 31 日に駐在所廃止に伴い、区分換えし単独普通公舎(翁島職員公舎)として使用。 | | |
| 貸付先 | 猪苗代警察職員 | | |
| 月額賃料 | 5,890 円(職員公舎入居料) | | |
| 今後の見込み | 単独普通公舎(翁島職員公舎)として使用する。 | | |

| | |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A53-1 |
| 修繕等 | 築 30 年となり老朽化しており、リフォームが必要。 |
| 利用状況 (H21 年度) | 単独普通公舎(翁島職員公舎)として使用。 |
| 利用状況 (H20 年度) | 単独普通公舎(翁島職員公舎)として使用。 |
| コメント | 工作物は、電気設備、給水設備、ガス設備など 平成 22 年 7 月 9 日に財産移動報告書により区分を「その他の施設」から「職員公舎」に訂正。 |

<経緯>

平成 4 年 7 月 31 日に駐在所廃止に伴い、区分換えし単独普通公舎（翁島職員公舎）として使用している。

<指摘>

建物の区分変更時の平成 4 年 7 月において財産区分を「職員公舎」とすべきところ、「その他の施設」としていたもの。平成 22 年 7 月 9 日付の財産異動報告書により区分を「職員公舎」へ訂正したとのことだが、建物の区分変更時点における財産区分の適切な管理が必要である。

| | | | |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------|------|----------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 普通財産 A53-2 | | |
| 財産管理者 | 猪苗代警察署 | | |
| 財産名 | 署長公舎車庫 | | |
| 所在地 | 耶麻郡猪苗代町字御三壇 4054-1 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 該当なし | 建物 平成 16 年 3 月 19 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 該当なし | 建物 16.04 m ² 858,200 円 工作物 1 件 23,300 円 |
| 当初保有 目的 | 土地は、猪苗代町から借入れ。 署長公舎車庫のため。 | | |
| 現況 | 署長公舎車庫として使用。 | | |
| 貸付先 | 猪苗代警察署 | | |
| 月額賃料 | 6,220 円(職員公舎入居料) | | |
| 今後の見込み | 署長公舎車庫として継続使用。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 署長公舎車庫として使用。 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 署長公舎車庫として使用。 | | |
| コメント | 工作物は、電気設備。 平成 22 年 8 月 2 日に財産移動報告書により区分を「その他の施設」から「職員公舎」に訂正。 | | |

<経緯>

平成 16 年 3 月 19 日の建設時より猪苗代警察署の署長公舎車庫として使用している。

<指摘>

建設時の財産登録の区分誤りである。平成 22 年 8 月 2 日に財産移動報告書により区分を「その他の施設」から「職員公舎」に訂正したとのことだが、建物の取得時における財産区分の適切な管理が必要である。

(3) 行政財産

行政財産のうち、実態調査を行った結果、指摘又は意見がある物件、並びに視察対象物件を、以下のとおり記載する。

なお、記載の順序は、福島県行政機構図の部局の配列によっているものであり、問題の重要度との関連はない。また、各物件の表中の土地、建物等の面積及び価額は平成 22 年 3 月 31 日現在の数値である。

| | | | |
|------------------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A16 | | |
| 財産管理者 | 総務課 | | |
| 財産名 | ふくしま自治研修センター | | |
| 所在地 | 福島市荒井字地蔵原乙 15-1, 26-15B | | |
| 取得年月日 | 土地 | 平成元年 4 月 1 日 | 建物 平成元年 4 月 1 日、平成 3 年 12 月 6 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 53,486.12 m ² 988,188,000 円 | 建物 10,950.64 m ² 1,279,172,400 円 工作物 59 件 278,062,600 円 |
| 当初保有 目的 | 農業短期大学校(矢吹町に移転)の敷地として畜産試験場から所管換え。 | | |
| 現況 | 県内地方公共団体職員を対象とする研修施設として使用している。 | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見込み | 今後も研修施設として継続して使用する。 | | |
| 修繕等 | 建物の老朽化による修繕工事が必要となっている。 平成 21 年度実績額:42,720,000 円 | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 研修受講者数:5,792 人/年(年間 6,000 人前後で推移している。) | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 研修受講者数:5,884 人/年 | | |
| コメント | 工作物は、電気設備、空調設備、給排水設備等 | | |



<経緯>

当初は農業短期大学の敷地として使用していたが、農業短期大学の矢吹町への移転により所管換えされ、その後、県内地方公共団体職員を対象とする宿泊研修施設を建設し、使用している。

なお、宿泊施設の平成 21 年度の稼働率（不稼働日の金曜～日曜、祝日、年末年始を除く）は、客室数で換算して 43.7%、収容人員数で換算して 21.9%だが、不稼働日を含めて計算すると客室数で換算して 22.3%、収容人員数で換算して 11.1%となる。

<意見>

当該施設は、県内の地方公共団体職員を対象とした研修施設であるため、平日のみの利用となっており、土日は閉鎖されている。ただし、グラウンド・体育館・及びテニスコートは土日のみ市民に無償貸し出ししている。

総事業費 37 億 5 千万円をかけて整備した施設であることから、土曜日・日曜日等の利用を含め、公有財産の有効活用を図る必要がある。宿泊施設を除いた研修室や講堂等に関しては、住民のニーズを踏まえながら土曜日・日曜日等の住民利用の可否について今後検討が必要なものとする。

宿泊施設の稼働率は経緯に示したとおりであるが、民間の感覚でいえば、設備を保有する限り、その投資額を回収するために稼働率を少しでも上げようとするはずである。公共施設であれば稼働させても収入が増えるわけではないが、施設を保有する上では有効活用を図るべきであり、稼働率を上昇させるために最善の努力をすべきである。

| | | | |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A2 | | |
| 財産管理者 | 施設管理課 | | |
| 財産名 | 荒町駐車場 | | |
| 所在地 | 福島市荒町 62-2 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 昭和 27 年 3 月 1 日 | 建物 該当なし |
| 面積・価額 (H22 年度) | 土地 | 1,532.07 m ² 115,020,100 円 | 建物 該当なし 工作物 5 件 579,200 円 |
| 当初保有目的 | 公用車駐車場のため購入した(当初所管:総務部管財課)。 | | |
| 現況 | 土地:公用車駐車場として使用。工作物:駐車場維持管理のため使用。 アスファルト舗装、守衛が施錠・開錠。 駐車可能台数 73 台、H22.7.29 現状 23 台となった。 | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見込み | 公用車駐車場として今後も継続した使用を見込んでいる。 今後、耐震改修工事(本庁舎)を行う際の代替駐車場用地等として確保しておく必要がある。 | | |
| 修繕等 | 今後も公用車駐車場として利用が予定されており、修繕等は必要。 | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 60 台 | 最大の台数。 平成 22 年 3 月に東分庁舎 2 号館を解体し、公用車約 40 台を移動した結果として、当該駐車場の利用台数減となった。 | |
| 利用状況 (H20 年度) | 60 台 | | |

<経緯>

当初は公用車駐車場のため購入したが、平成 22 年 3 月に東分庁舎 2 号館を解体したため、当該更地を公用車 40 台の駐車場とした。この結果、現状の駐車場利用台数は大幅に減少している。今後本庁舎の耐震改修工事を予定しており、当該工事期間中の代替駐車場用地等として確保しておく必要がある。

<意見等>

現状は 73 台の駐車可能台数に対して 23 台しか駐車していない。今後本庁舎改修予定があるとのことなので現状はやむを得ないが、庁舎改修後の利用計画を明確にし、利用見込みがないのであれば売却処分を含めて検討する必要がある。

| | | | | | | |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|----|-------------------------------------------|-----|-----------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A54 | | | | | |
| 財産管理者 | 企画調整課 | | | | | |
| 財産名 | 文化センター(文化会館・歴史資料館等) | | | | | |
| 所在地 | 福島市春日町 81-1 | | | | | |
| 取得年月日 | 土地 | 平成 20 年 4 月 1 日 | 建物 | 平成 20 年 4 月 1 日 | | |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 20,592.47 m ² 1,576,351,300 円 | 建物 | 12,405.07 m ² 653,981,400 円 | 工作物 | 63 件 179,334,000 円 |
| 当初保有 目的 | 文化センター建設のため取得。 当初所管は、教育庁。 | | | | | |
| 現況 | 文化センターとして利用。なお、管理運営については、指定管理者である(財)福島県文化振興事業団が行っている。 | | | | | |
| 貸付先 | 該当なし | | | | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | | | | |
| 今後の見込み | 引続き、文化センターとして利用。 | | | | | |
| 修繕等 | <small>しゅんこう</small> 竣工から 40 年を経過しており、各施設・設備において老朽化が著しく、予算措置に応じて修繕対応。 メインホール壁面改修工事:3,308 千円、構内ベンチ等改修工事:6,877 千円、大ホール迫り上げ設備改修工事:33,191 千円、楽屋棟屋上防水改修工事:13,766 千円、空調設備改修工事:37,530 千円外。 | | | | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 利用者数:316,534 人 | | | | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 利用者数:308,649 人 | | | | | |
| コメント | 工作物は、駐車場、電気設備等 | | | | | |

<経緯>

文化センター建設のため用地取得し、建物は昭和 45 年に完成しており、以後文化センターとして利用している。管理運営については、指定管理者である(財)福島県文化振興事業団が行っている。

しゅんこう
竣工から 40 年を経過しており、各施設・設備において老朽化が著しく、予算措置に応じて修繕対応している。中央棟は耐震度が C 判定、ホールは B 判定であり、中央棟は平成 23 年度から 5 年以内に耐震工事を行う予定である。

<意見>

建物の老朽化は著しいが、今後も長期にわたり使用を継続するのであれば、効果的かつ効率的な修繕を図るために必要な長期の計画が策定されていないので、長期的な修繕計画を策定し、計画的な設備維持を図るべきである。

| | |
|-------|--------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A58 |
| 財産管理者 | 企画調整課 |
| 財産名 | 奥の細道自然歩道 |
| 所在地 | 二本松市太田字川口 204-16 外 |

| | | | | | | |
|------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------|----|-----------------------------------|-----|------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A58 | | | | | |
| 取得年月日 | 土地 | 平成 20 年 4 月 1 日 | 建物 | 平成 20 年 4 月 1 日 | | |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 28,866.58 m ² 522,000 円 | 建物 | 54.00 m ² 825,200 円 | 工作物 | 8 件 296,800 円 |
| 当初保有 目的 | 「奥の細道自然歩道」として整備及び設置。 当初所管は、生活環境部。 | | | | | |
| 現況 | 市町村に管理を委託している。 ただし、委託料は無償。 | | | | | |
| 貸付先 | 該当なし | | | | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | | | | |
| 今後の見込み | 施設等については、老朽化による汚損、破損が見にくいものから順次撤去していく。 | | | | | |
| 修繕等 | 修繕等は行わず、順次撤去していく。 現時点では撤去計画なく、予算化されていない。 | | | | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 「奥の細道自然歩道」として利用。 | | | | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 「奥の細道自然歩道」として利用。 | | | | | |
| コメント | 工作物は、 ^{あずまや} 東屋及び案内板。 | | | | | |

<経緯>

「奥の細道自然歩道」として整備及び設置したものであり、施設の管理は市町村に委託している。建物は公衆トイレであり、工作物は^{あずまや}東屋3件と案内板5件である。これらの施設の今後の取扱いに関しては、老朽化による汚損、破損がひどいものから順次撤去していく方針である。

<意見>

撤去方針ということであるが具体的な撤去計画はなく、撤去費用の予算化も策定されていない。現状において撤去すべき対象物を特定するとともに、撤去時期を定めて計画的な処理を行うべきである。

| | | | | | | |
|------------------------|----------------------------------------|------|----|------------------------------------------|-----|-----------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A34 | | | | | |
| 財産管理者 | 消防防災航空センター | | | | | |
| 財産名 | 消防防災航空センター | | | | | |
| 所在地 | 石川郡玉川村大字北須釜字懸金沢 97-8 | | | | | |
| 取得年月日 | 土地 | 該当なし | 建物 | 平成 13 年 11 月 15 日 | | |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 該当なし | 建物 | 2,003.76 m ² 345,503,200 円 | 工作物 | 24 件 125,337,600 円 |
| 当初保有 目的 | 消防防災航空センター庁舎として新築。 土地は県有地であり、土木部所管。 | | | | | |

| | |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A34 |
| 現況 | 当初から変更なし。 |
| 貸付先 | 該当なし |
| 月額賃料 | 該当なし |
| 今後の見込み | 消防防災航空センター庁舎として使用し、消防防災ヘリコプターの運航基地として重要な役割を果たしており、消防防災ヘリコプターが存在する限り継続使用する。 |
| 修繕等 | 該当なし |
| 利用状況 (H21 年度) | 消防防災ヘリコプターの運航基地として使用している。 |
| 利用状況 (H20 年度) | 消防防災ヘリコプターの運航基地として使用している。 |
| コメント | 消防防災ヘリコプターは 1 機のみ、アメリカ製で帳簿価額 75,000 万円、メンテナンス代 3,000 万円程度 |



<経緯>

消防防災航空センター庁舎として新築し、消防防災ヘリコプター運航基地として運用している。

<現場視察の結果>

ヘリコプターは、利用時間が 5,000 時間になると数ヶ月に渡る大規模な点検が必要となる。現在 4,100 時間利用しており、今年度中には点検が必要になる。今後はヘリコプター研修場としての利用向上を検討しているが、現状では利活用や管理方法に関して特に問題ないものと考えられる。

| | | | | |
|------------------------|----------------|-------------------------------------------|-----|--------------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A59 | | | |
| 財産管理者 | 生活環境総務課 | | | |
| 財産名 | 男女共生センター | | | |
| 所在地 | 二本松市郭内 1-196-1 | | | |
| 取得年月日 | 土地 | 平成 10 年 6 月 30 日 | 建物 | 平成 12 年 11 月 14 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 16,150.17 m ² 726,552,900 円 | 建物 | 7,250.90 m ² 1,981,110,300 円 |
| | | | 工作物 | 17 件 67,144,300 円 |

| | |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A59 |
| 当初保有 目的 | 男女共生センターとして新築。 ホール、研修、宿泊施設として利用。 |
| 現況 | 当初から使用目的変更なし。 |
| 貸付先 | 該当なし |
| 月額賃料 | 該当なし |
| 今後の見込 み | 現在、指定管理者制度により施設の管理・運営を委託しており、今後も同様の予定である。 委託先は、(財)福島県青少年育成・男女共生推進機構 |
| 修繕等 | 歩道修繕:27万円、テラス柱修繕:76万円、冷温水発生機抽気ポンプ交換:60万円 |
| 利用状況 (H21年度) | 施設来場者数:91,905人 宿泊施設は、合計22室・50名の利用が可能で、平成21年度の稼働率は38.0% |
| 利用状況 (H20年度) | 施設来場者数:86,046人 |
| コメント | 工作物は、案内板等。 |



<経緯>

男女共生センターとして平成10年に土地を取得し、建物は平成12年に完成し、以後、ホール、研修、宿泊施設として利用している。現在、指定管理者制度により施設の管理・運営を委託しており、委託先は・福島県青少年育成・男女共生推進機構である。

<意見>

平成 21 年度のホール及び研修室の利用率は全館平均で 63.6%であり、まずまずの水準である。しかし、同期間の宿泊室の稼働率は 38.0%であり、休館により宿泊できない休館前日と当日(日、月曜日)を分母に含めた場合の稼働率は 26.6%である。

宿泊室は 22 室あり、施設全体における重要度も認められることから、施設の有効活用という観点から言えば、稼働率を上げて増収を図るべきである。そのためには、施設の PR の他、施設全体が休館であっても宿泊は常時受け入れるなどの柔軟な対応が必要と考える。なお、施設休館日にも宿泊を受け入れるためには、指定管理者側での勤務体制の変更も求められる。

また、休館前日は開館時間が午後 5 時までとなっており、日曜夜は午後 5 時閉館というのも、利用者の利便性を考えれば再考の余地があると考ええる。

| | | | |
|------------------------|--------------------------------------------------|------|------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A70 | | |
| 財産管理者 | 保健福祉総務課 | | |
| 財産名 | 太陽の国塵埃焼却場 | | |
| 所在地 | 西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原 122-1 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 該当なし | 建物 昭和 51 年 3 月 25 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 該当なし | 建物 95.06 m ² 2,697,500 円 工作物 6 件 4,735,400 円 |
| 当初保有 目的 | 太陽の国塵埃焼却場(焼却場機械室)として新築。 | | |
| 現況 | 平成初めに撤去した。(財産台帳からの削除漏れ) 定期的な台帳の棚卸しはしていない。 | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見込 み | 該当なし | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 使用実績なし | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 使用実績なし | | |
| コメント | 工作物(焼却炉、煙突、電気設備、給排水設備、油ブローア設備、困障等)もすべて撤去し、現在は更地。 | | |

<経緯>

平成初めに撤去済みの物件である。

<指摘>

既に撤去済みの物件の台帳上の除却処理が遅れていたものであり、撤去時期も明確ではない。平成初めに撤去したとすれば 20 年程度は経過していることになるが、定期的な棚卸しを義務付

けるなど、台帳管理の在り方をもう一度見直し、今後はこのような処理洩れがないようにすべきである。

| | | | |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A83、普通財産 A8 | | |
| 財産管理者 | 保健福祉総務課 | | |
| 財産名 | 浪江救護院 | | |
| 所在地 | 双葉郡浪江町大字室原字仲沢 15-1 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 昭和 46 年 2 月 23 日 | 建物 平成 2 年 12 月 27 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 13,173.64 m ² 71,585,500 円 | 建物 71.72 m ² 8,239,900 円 工作物 16 件 19,918,600 円 |
| 当初保有 目的 | 土地は、救護施設・浪江救護院用地として浪江町より寄附受納。 建物は、浪江救護院の給水施設、取水ポンプ舎、倉庫、ポンプ室等として新築。 | | |
| 現況 | 浪江救護院は名称を浪江ひまわり荘に改め移転、新築しており、浪江救護院本体建物は平成 9 年度に取壊し済み。 | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見込み | 県での利用計画はなく土地売却に向け、平成 22 年度に建物の解体工事を行う。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 該当なし | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 該当なし | | |
| コメント | 工作物は、給水設備、電気設備、浄水ユニット設備等 | | |





<経緯>

土地は、救護施設・浪江救護院用地として浪江町より寄附受納したものの。浪江町救護院の建物は移転新築に伴い平成9年に取壊し済みであり、現存する建物は浪江救護院の給水施設（取水ポンプ舎、倉庫、ポンプ室等）として平成2年に建築されたものである。

なお、給水施設の廃棄を見送っていたのは、当該物件は厚生省（当時）の補助事業として取得したものであり、10年以内に廃棄処理すると補助金返還のおそれがあったためとのことである。

<意見>

現場視察した結果、当該物件の所在地は国道114号から側道に入った山間部にあり、傾斜地であり背後は山林である。県としての有効な利活用の可能性はないことから、建物の撤去後は早期売却を図るべきである。なお、立地条件から売却が難航するのであれば、浪江町への無償譲渡等も検討すべきである。

| | | | |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A89 | | |
| 財産管理者 | 会津児童相談所 | | |
| 財産名 | 会津児童相談所 | | |
| 所在地 | 会津若松市花春町 48、会津若松市一箕町大字八幡字門田 1-3 | | |
| 取得年月日 | 土地 昭和 36 年 6 月 1 日(花春町)、 平成 18 年 2 月 8 日(一箕町) | 建物 平成 18 年 3 月 23 日 | |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 8,051.65 m ² 369,709,300 円 | 建物 987.90 m ² 164,106,300 円 | 工作物 23 件 64,750,500 円 |
| 当初保有 目的 | 会津児童相談所設置のため取得。 花春町から一箕町へ移転するため、平成 18 年に会津大学から所管換えした。 | | |
| 現況 | 花春町の建物・工作物は平成 19 年 3 月 29 日に撤去し、更地となっている。 一箕町については、会津児童相談所として利用。 | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見込み | 花春町の土地について、今後の方針を保健福祉総務課に確認している。 一箕町については、会津児童相談所として継続した使用を見込んでいる。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |

| | |
|------------------|--------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A89 |
| 利用状況 (H21 年度) | 会津児童相談所として継続した使用を見込んでいる。 |
| 利用状況 (H20 年度) | 会津児童相談所として継続した使用を見込んでいる。 |
| コメント | 工作物は、舗床、囲障、電気設備、衛生設備。 |



<経緯>

花春町の土地は昭和 36 年に会津児童相談所設置のために建物とともに取得したものであり、建物・工作物は平成 19 年 3 月に撤去しており更地となっている。一箕町の土地建物は会津児童相談所が花春町から一箕町へ移転したことに伴い、平成 18 年に会津大学から所管換えしたものである。

<指摘>

既に平成 19 年 3 月に撤去済みの花春町の旧児童相談所建物 574.63 m²、27,266,900 円が、公有財産台帳において廃棄処理されていなかった。定期的な棚卸しを義務付けるなど、台帳管理の在り方をもう一度見直し、今後はこのような処理洩れがないようにすべきである。

<意見>

花春町の土地については現場視察したが、当該土地は公道に面していない。このため、第三者への売却は困難であるが、公道に面している会津若松市の保育所の隣接地であることから、会津若松市への譲渡を基本として早期処分を図るべきである。

| | | | | |
|------------------------|----------------|-------------------------------------------|-----|------------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A93 | | | |
| 財産管理者 | 福島学園 | | | |
| 財産名 | 福島学園 | | | |
| 所在地 | 須賀川市森宿字中新田 128 | | | |
| 取得年月日 | 土地 | 平成 5 年 7 月 16 日 | 建物 | 平成 6 年 12 月 21 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 36,509.70 m ² 415,060,500 円 | 建物 | 3,475.22 m ² 356,132,700 円 |
| | | | 工作物 | 106 件 108,550,300 円 |

| | |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A93 |
| 当初保有 目的 | 児童自立支援施設敷地として購入。 寮の定員は当初 75 名(1 部屋 5 名×15 室)だったが、平成 7 年に定員 50 名に変更した。 |
| 現況 | 当初から使用目的変更なし。 |
| 貸付先 | 該当なし |
| 月額賃料 | 該当なし |
| 今後の見込み | 今後も継続した使用を見込んでいる。 |
| 修繕等 | 老朽化により建物・設備等の修繕が必要になってきている。 直近 3 年間の年間修繕費平均: 1,300 千円) |
| 利用状況 (H21 年度) | 1 日平均措置児童数: 17 名(月初日措置人員の平均)、定員は 22 名 |
| 利用状況 (H20 年度) | 1 日平均措置児童数: 20 名(月初日措置人員の平均)、定員は 20 名 |
| コメント | 工作物は、駐車場、給排水設備、電気設備等。 |



<経緯>

児童自立支援施設として、昭和 31 年 6 月に相馬市から現在地に移転した。寮は昭和 59 年築であり、本館及び体育館は平成 6 年に新築されている。寮の定員は当初 75 名（1 部屋 5 名×15 室）だったが、平成 7 年に定員 50 名に変更した。

<意見>

現場視察したところ、寮の一部には現在使用していない居室が 4 室あった。定員 50 名に対して最近 5 年間(平成 17 年度～21 年度)の平均入所児童数は 17.3 名であり、暫定定員は 22 名(平

成 21 年度) としている。寮の建物は築 26 年を経過しており、設備を含めた大規模修繕が必要となっているが、現在の入所児童数に見合った規模での維持修繕とすべきである。

| | | | |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A94 | | |
| 財産管理者 | 郡山光風学園 | | |
| 財産名 | 郡山光風学園 | | |
| 所在地 | 郡山市大槻町字西ノ宮西 6-2 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 昭和 49 年 8 月 31 日 | 建物 昭和 49 年 6 月 30 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 3,319.03 m ² 152,495,800 円 | 建物 2,143.87 m ² 85,465,500 円 工作物 43 件 52,638,100 円 |
| 当初保有 目的 | 高等学校(安積高校大槻分校)敷地として購入(当初所管は教育庁) | | |
| 現況 | 昭和 49 年より郡山光風学園敷地(土地)及び園舎(建物)として使用している。(なお、平成 20 年 9 月より建物の一部(500 m ² 程度)は、県中児童相談所一時保護所が使用している。)また、土地については、昭和 49 年 8 月 31 日に厚生部社会課より所管換えしている。 ※敷地の一部を公共事業用敷地(電柱敷)として使用させている。 | | |
| 貸付先 | ※NTT 東日本及び東北電力㈱ | | |
| 月額賃料 | ※年額 4,500 円(1,500 円×3 本) | | |
| 今後の見込み | 土地、建物ともに郡山光風学園用として継続した使用を見込んでいる。 | | |
| 修繕等 | 当該地区は公共下水道が、平成 22 年 4 月 1 日から供用開始されたため、下水道への接続工事が必要となる。(概算額 10,000 千円) 更に、建物・設備の老朽化による修繕工事が必要な状況となっている。 (直近 3 年間の修繕費用の平均:約 580 万円) 平成 21 年度に外壁改修(1,100 万円)を行い、耐震工事は不要。 | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 学園在籍者 9 名 日中一時利用者 延べ 106 人回(郡山光風学園による学童預かり) 一時保護所入所者 延べ 1,792 人日(県中児童相談所一時保護所による児童預かり) なお、郡山光風学園の定員は 20 名(以前は定員 110 名) | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 学園在籍者 9 名 日中一時利用者 延べ 131 人回 短期入所者 延べ 28 人日 一時保護所入所者 延べ 966 人日(県中児童相談所一時保護所が平成 20 年 9 月から開始) | | |
| コメント | 工作物は、電気設備、暖房設備、給湯設備、合併浄化槽、消火設備など | | |

<経緯>

安積高校大槻分校の敷地として購入使用していたが、昭和 49 年より郡山光風学園敷地(土地)及び園舎(建物)として使用している。また、平成 20 年 9 月より建物の一部(500 m²程度)は、県中児童相談所一時保護所が使用している。

<意見>

建物が2棟あり、児童相談所一時保護所として使用している部分を除いても1,500㎡を超えるスペースがあるが、郡山光風学園の最近2年間（平成20年度～21年度）の在籍者数は9名である。建物は築40年以上経過しており、設備を含めた大規模修繕が必要となっているが、現在の在籍者数及び日中一時利用者、一時保護所入所者の利用状況に見合った規模での維持修繕とすべきである。

| | | | | |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|----|-------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A114、行政財産 B4、行政財産 B24 | | | |
| 財産管理者 | 農林総務課 | | | |
| 財産名 | 県民の森、鳥獣保護センター | | | |
| 所在地 | 安達郡大玉村玉井字長久保 65 | | | |
| 取得年月日 | 土地 | 平成 8 年 3 月 19 日 | 建物 | 複数あるため記載なし |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 864,097.48 ㎡ 59,881,800 円 | 建物 | 6,201.90 ㎡ 1,006,600,300 円 |
| 当初保有目的 | 森林とのふれあいを通じて自然の大切さを学ぶ場及び保健休養の場を提供することにより、自然との共生に関する理解の向上に資する。 | | | |
| 現況 | 昭和 47 年に「福島県県民の森」として開園し、県北農林事務所管理のもと大玉村で委託を受け管理を行ってきたが、平成 9 年度「財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団」が設立され、その後、県北農林事務所から農林総務課へ所管換えし、また、管理は財団で行い、更に、地方自治法の改正により平成 18 年度からは「公の施設の指定管理者制度への移行」に伴い、財団が指定管理者として指定され、県民の森の管理運営を行っている。 | | | |
| 貸付先 | 東日本電信電話(株)福島支店 | | | |
| 月額賃料 | 90,750 円/年 | | | |
| 今後の見込み | 当面は、委託により継続して管理運営を行う。 | | | |
| 修繕等 | 施設の老朽化が進み、ビジターセンター（管理棟）の屋根及び温泉ポンプの更新が必要である。 修繕費用：70,000 千円 | | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 年間利用者数：201,031 人 | | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 年間利用者数：208,953 人 | | | |
| コメント | 工作物は、電気設備や給水設備、給湯設備等 | | | |

<経緯>

自然の大切さを学ぶとともに保健休養の場を提供し、自然との共生に関する理解の向上に資することを目的として、昭和 47 年に「福島県県民の森」として開園した。県北農林事務所管理のもと大玉村で委託を受け管理を行ってきたが、現在は財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団が指定管理者として指定され、県民の森の管理運営を行っている。

<意見>

年間利用者数は20万人だが、コテージ及び常設トレーラーの宿泊施設の平成20～21年度の年間延べ宿泊者数は12,600～12,700人である。計画時利用見込み14,280人に対しては88%程度となる。平成21年度のコテージ・トレーラーハウスの合計稼働率は22.3%となっている。閑散期の稼働率が低いことから、稼働率を上昇させるためのさらなる工夫が必要と考えられる。

| | | | | |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|----|--------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 B9、普通財産 A36 | | | |
| 財産管理者 | 農業総合センター | | | |
| 財産名 | 畜産研究所沼尻分場 | | | |
| 所在地 | 耶麻郡猪苗代町大字蚕養字日影山乙 3696 | | | |
| 取得年月日 | 土地 | 昭和 43 年 5 月 27 日 | 建物 | 昭和 43 年 12 月 3 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 2,397,290.00 m ² 457,658,800 円 | 建物 | 171.70 m ² 2,067,700 円 |
| 当初保有 目的 | 土地・・・採草地放牧地、試験林敷地、道路敷地 建物・・・寄宿舍、寮 | | | |
| 現況 | 土地・・・採草地放牧地、試験林敷地、道路敷地 建物・・・寄宿舍、寮であったが老朽化が激しく、利用者もいないため、現在は管理建物として管理している。 | | | |

<経緯>

土地は採草地放牧地、試験林敷地、道路敷地として使用されており、建物は寄宿舍、寮であったが、老朽化が激しく、利用者もいないため、現在は管理建物として管理している。

<意見>

土地は採草地放牧地、試験林敷地、道路敷地として使用されているが、建物は築40年以上経過しており老朽化が激しく利用者もいないとのことである。今後の使用見込みも低いことから、早急に撤去することが望ましい。

| | | | | |
|------------------------|----------------------------|----------------------------------------------|----|--------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 B12、普通財産 A38、普通財産 B15 | | | |
| 財産管理者 | 林業研究センター | | | |
| 財産名 | 林業研究センター | | | |
| 所在地 | 郡山市安積町成田西島坂 1 | | | |
| 取得年月日 | 土地 | 昭和 42 年 2 月 20 日 | 建物 | 昭和 44 年 8 月 11 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 1,031,179.54 m ² 328,164,450 円 | 建物 | 220.72 m ² 2,472,800 円 |
| 当初保有 目的 | 森林・林業に関する試験研究・技術開発 | | | |
| 現況 | 当初保有目的のとおり | | | |

<経緯>

行政財産としている土地は森林・林業の試験研究・技術開発用地として使用しているが、普通財産の一部の埴町大字台宿の土地 2,751 m²、825,300 円は用途廃止している。職員公舎は 5 棟であり、うち 1 棟は使用中。

<意見>

用途廃止した埴町大字台宿の土地に関しては、県での今後の使用見込みがないのであれば、畑地としての貸付けなどの利活用や早期処分を図るべきである。

| | | | | |
|------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------|----|------|
| 整理番号 | 行政財産 A119 | | | |
| 財産管理者 | 県南建設事務所 | | | |
| 財産名 | 県南建設事務所(砂防環境整備事業用地) | | | |
| 所在地 | 西白河郡西郷村小田倉字上上野原 2-2E 外 | | | |
| 取得年月日 | 土地 | 平成 11 年 4 月 9 日 | 建物 | 該当なし |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 14,660.22 m ² 93,919,200 円 | 建物 | 該当なし |
| 当初保有 目的 | 砂防環境整備事業用地。 土地は、平成 11 年に医務福祉課から所管換え。 | | | |
| 現況 | 砂防環境整備事業用地(宅地)として利用している。 | | | |
| 貸付先 | 該当なし | | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | | |

<経緯>

砂防環境整備事業用地として取得したが現況は公園になっている。

<指摘>

地目を宅地として平成 21 年度の評価額を 249,892,200 円 (17,045 円/m²) としていたが、平成 22 年度の評価額は上表のとおり 93,919,200 円 (6,406 円/m²) と約 1/3 まで評価を引き下げている。

修正前評価額には造成費等が含まれていたとのことだが、福島県の「公有財産評価替え要領」によれば宅地の評価は土地課税台帳等に登録された近傍類似地の単価に時価倍率 (1.43) を乗じた価額とされており、平成 21 年度の評価額はこの基準に従っていない。公有財産の評価額決定に係る手続を再検証し、今後は適正な評価が行われるようにする必要がある。

| | | | | |
|-------|------------------------|------------------|----|------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A10 | | | |
| 財産管理者 | 喜多方建設事務所 | | | |
| 財産名 | 喜多方合同庁舎 | | | |
| 所在地 | 喜多方市松山町鳥見山字下天神 6-3、6-4 | | | |
| 取得年月日 | 土地 | 昭和 62 年 3 月 31 日 | 建物 | 昭和 53 年 9 月 26 日 |

| | | | |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A10 | | |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 16,159.44 m ² 442,217,700 円 | 建物 4,466.72 m ² 203,353,200 円 | 工作物 55,190,200 円 |
| 当初保有 目的 | 庁舎敷地並びに庁舎、試験研究棟、車庫、機械室及び倉庫 平成 10 年 4 月 1 日 医務福祉課から所管換え | | |
| 現況 | 庁舎敷地並びに庁舎、試験研究棟、車庫、機械室及び倉庫 | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| コメント | 6-3 14,574.57 m ² 、6-4 1,584.87 m ² 平成 12 年 1 月 21 日増築 電気設備、衛生設備、消火設備、ガス設備、排水設備、暖房設備、給水設備、冷房設備、昇降機設備、下水設備、焼却炉、諸標、自転車等置場、貯槽、囲障、土留設備、舗床、煙突、換気設備 | | |



<経緯>

本庁舎は昭和 53 年築、分庁舎は昭和 51 年築で平成 9 年に保険事務所移転により、平成 10 年 4 月 1 日より所管換えしている。

<現場視察の結果>

本庁舎は全室使用、分庁舎 1 階は倉庫、2 階は会議室として入札等にも利用している。境界杭など確認したが、特に問題ないものとする。

| | | | |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A120、行政財産 A121、行政財産 B29、行政財産 B30 | | |
| 財産管理者 | 福島空港事務所 | | |
| 財産名 | 福島空港、拡張予定地、空港附帯施設 | | |
| 所在地 | 須賀川市狸森字広平 1 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 該当なし | 建物 複数あるため記載なし |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 3,369,624.45 m ² 7,563,145,900 円 | 建物 2,890.03 m ² 425,882,100 円 |
| | | | 工作物 5 件 12,939,310,000 円 |
| 当初保有 目的 | 福島空港及び拡張予定地として取得。 | | |
| 現況 | 福島空港として利用。拡張予定地は未利用。 | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見込み | 【平成 22 年度需要予測】 旅客需要:1,580,400 人/年 計画便数:36 便/日(13,140 便/年、1 年 365 日換算) 【平成 26 年度目標】 利用者数:300,000 人以上 | | |
| 修繕等 | 直近 3 年間の修繕費用の平均:15,290,151 円 | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 利用者数:283,014 人、便数:5,538 便 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 利用者数:427,769 人、便数:6,164 便 | | |
| コメント | 工作物は、着陸帯、滑走路、誘導路、エプロン、駐車場、場周道路、保安道路、消防水利施設、航空保安施設、照明施設、無線施設、除雪施設、消防施設、器資材倉庫、標準式進入灯、進入灯台 | | |



<経緯>

工作物は上表のとおり滑走路及び空港附帯施設である。建物は空港ビル本体を除く管理施設等である。

<意見>

行政財産 A120 の工作物 2 件の評価額は 12,901,683,300 円であり、その内訳は以下のとおりである。財産管理課が管理する公有財産表の金額は、購入価額が判明しているものは買入金額(取

得価額)で記載されており、上記の金額は土地従物 12,782,065,500 円及び建物従物 119,617,800 円に分かれている。その他、A121 の工作物は 3 件あり、37,626,700 円である。

これらの工作物の内訳は上表のとおり、着陸帯、滑走路、誘導路、エプロン、駐車場、場周道路、保安道路、消防水利施設、航空保安施設、照明施設、無線施設、除雪施設、消防施設、器資材倉庫、進入灯などと多岐にわたる。しかし、現在の公有財産表では A120 は土地従物 1 件 1,278,200 万円及び建物従物 1 件 11,900 万円、A121 は 3 件 3,700 万円の区分しかなく、それぞれの取得価額の年度ごとの増加額及び残高はわかるが、多岐にわたる施設ごとの取得価額、取得年度、耐用年数等が区分把握されていない。

空港設備は特定事業用財産に該当することから、現行の県の規則等では個別財産ごとの台帳整備は求められていない。このため、個別物件ごとの管理台帳が作成されていなかったものである。しかし、このような状況は、129 億円の投資を要した施設の資産管理としては甚だ不十分なものであったと考える。

福島県の「県有財産台帳調製要領」の「第 6 5 工作物 (4)」においては、「原則として、工作物 1 個 (名称ごと) につき一覧に登載し、同工作物について増改設がある場合は別欄とする」とあり、同一種類のものでも取得時期が異なれば別に記載される。また、県有財産台帳には耐用年数も記載されることから、耐用年数別の記載が必要となる。従来、空港設備に関しては、特定事業用財産に該当するという理由により、取得価額の区分も耐用年数の判定も行われていなかったというのが実情である。

なお、県では現在、「総務省方式改訂モデル」による評価替えのため、原価の内訳を調査中とのことである。新方式では貸借対照表の作成が求められ、減価償却も実施する必要がある。更に、これらの財務情報は今後の資産管理のために重要なものであるため、これを機会に、空港附帯設備の取得年月、取得価額、耐用年数等に関して、十分な調査検討が必要と考える。

| | | | |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A51 | | |
| 財産管理者 | 福島空港事務所 | | |
| 財産名 | 福島空港公園 | | |
| 所在地 | 石川郡玉川村北須釜字懸金沢 67 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 平成 21 年 11 月 13 日 | 建物 平成 16 年 4 月 1 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 2,596,483.93 m ² 5,280,164,000 円 | 建物 1,350.23 m ² 490,274,500 円 工作物 285 件 3,069,935,100 円 |
| 当初保有 目的 | 公園用地として取得。 | | |
| 現況 | 公園として利用。 | | |
| 貸付先 | 該当なし | | |
| 月額賃料 | 該当なし | | |
| 今後の見 込み | 引続き、公園として利用する。 なお、当初公園整備を更に実施する計画となっていたが、計画見直し中のため整備は中断している。 | | |
| 修繕等 | 該当なし | | |

| | |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A51 |
| 利用状況 (H21 年度) | 利用者: 471,253 人 なお、利用者の測定はスポーツ施設等の利用者及び駐車場への駐車台数等から概算で算出しているものであり、正確に利用者数をカウントしているものではない。 |
| 利用状況 (H20 年度) | 利用者: 469,838 人 |
| コメント | 公園用地として、緑のスポーツエリア、エアフロントエリア、地球科学エリアに分かれている。 |



<経緯>

福島空港の建設時に設置した公園関連の固定資産である。現在供用されているのは、空港東側のエアフロントエリア（公園）、北西側の緑のスポーツエリア（多目的運動広場・テニスコート、フットサルコート等）、そして南西側の地球科学エリア（野外活動広場、お花見広場）である。

<意見>

空港東側のエアフロントエリアの公園は、ほぼ当初の計画とおりの施設となっているが、緑のスポーツエリア及び地球科学エリアは大幅に施設の規模・内容を縮小して供用している。また、当初計画されていた空港西側のフラワーアーケードエリアは、現在供用されていない。

空港公園は平成 22 年 3 月 31 日現在で土地 528,000 万円、建物 49,000 万円、工作物 306,900 万円、総額 88.4 億円の評価額である。この公園は、20 年以上前の昭和 62 年に都市計画決定、そして整備を開始し、その後の平成 6 年には、福島空港の拡張計画に伴い、公園計画の見直しをなされ整備が進められ、平成 15 年度から新たな整備を休止している。平成 21 年度より、福島空港公園整備計画の見直しを進めており、平成 22 年度中に取りまとめめ予定とのことであるが、現在の県の財政状況からすると、更に多額の費用をつぎ込んでこの公園の整備を進めることには疑問がある。

当初の計画では、「緑のスポーツエリア」には多目的ドーム、温水プール、陸上競技場、ジェットコースター等、「フラワーアーケードエリア」にはホテル、野外劇場、常設イベント広場等、地球科学エリアには地球未来科学館、サイクルモノレール等の設置が予定されていた。今回の計画見直しにおいては、これらの施設の設置の必要性を十分に検討した上、必要性が高い場合を除き、廃止、縮小する方向が望ましいものとする。

また、当初計画に含まれていたホテルやジェットコースターやサイクルモノレールなどを設置することは、郡山市や那須町（栃木県）などに大規模な遊園施設があることから、疑問がある。更に、スーパースライダー、バギーサーキット、BMX コースなどの施設や、多目的ドーム、クアハウス・温水プール・トレーニングセンター、野球場、陸上競技場等のスポーツ施設は、他の公営施設の設置状況と比較して必要性を十分に検討すべきとする。

なお、いわゆる箱物の施設に関しては、建設時に国庫負担がある（県の負担額が少ない）ことを理由に決定するのではなく、建設後のメンテナンスコストも十分考慮した上で決定すべきものとする。

| | | | |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A123 | | |
| 財産管理者 | 財務課 | | |
| 財産名 | 埋蔵文化財保管施設 | | |
| 所在地 | 福島市渡利字北ノ内 28-1 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 平成 11 年 8 月 26 日 | 建物 平成 11 年 8 月 26 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 2,014.00 m ² 126,859,100 円 | 建物 1,853.12 m ² 124,710,600 円 | 工作物 7 件 8,560,600 円 |
| 当初保有 目的 | 平成 10 年 7 月 7 日に日本赤十字社福島県支部及び福島県赤十字血液センター移転に伴い、埋蔵文化財保管施設として譲与受けした。 | | |
| 現況 | 埋蔵文化財保管施設として、福島県文化財センター白河館(まほろん)への搬送前の物件を保管しており、一時保管するとともに劣化防止の処置を行っている。 | | |
| 貸付先 | ①福島市(道路照明灯) ②県社会福祉協議会(案内板設置) | | |
| 月額賃料 | 無償貸付け | | |
| 今後の見込み | 埋蔵文化財保管施設として、今後も継続した使用を見込んでいる。 | | |
| 修繕等 | 建物の老朽化による修繕工事(照明器具、保管用エアコン修繕等)が必要な状況となっている。 直近 2 年間の修繕費用の平均:約 20 万円 | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 資料整理搬送 822 箱、データベース構築 8,568 件、劣化防止 13,720 点 (財)福島県文化振興事業団職員 3 名配置 ただし、3 階は遊休状態にある。 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 資料整理搬送 450 箱、データベース構築 8,616 件、劣化防止 13,845 点 (財)福島県文化振興事業団職員 3 名配置 | | |



<経緯>

平成 10 年 7 月 7 日に日本赤十字社福島県支部及び福島県赤十字血液センターの移転に伴い、埋蔵文化財保管施設として譲与を受けたものである。現在は福島県文化財センター白河館（まほろん）への搬送前に文化財の保管のための劣化防止処理の作業場及び一時保管場所として利用している。

<意見>

建物は昭和 46 年築で老朽化が進んでおり、現在 3 階は危険なため使用禁止となっている。埋蔵文化財の最終保管場所は平成 12 年に建設された白河市に所在する福島県文化財センター白河館（まほろん）であることから、今後は、文化財の搬送や人員移動にかかる経費及び老朽化した建物にかかる維持・修繕経費と、白河館の敷地内又は近隣地に同様の施設を設置する場合の経費を比較し、安全性とコストを十分に検討した上で、より望ましい方法を選択すべきと考える。

なお、当物件の所在場所は県庁から 1km 程度の福島市の中心部に位置しており、更地であれば売却可能性は高いものと認められる。また、県立福島南高校の隣接地であるため、高校用地としての利用も考えられる。

| | | | | |
|------------------------|------------------------------|------|-----|---------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A125 | | | |
| 財産管理者 | 財務課 | | | |
| 財産名 | ふくしま海洋科学館 | | | |
| 所在地 | いわき市小名浜下神白字松下 13-2 | | | |
| 取得年月日 | 土地 | 該当なし | 建物 | 該当なし |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 該当なし | 建物 | 該当なし |
| | | | 工作物 | 9 件 11,895,300 円 |
| 当初保有 目的 | ふくしま海洋科学館のろ過送水のための設備として購入した。 | | | |

| | |
|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A125 |
| 現況 | 企画調整部へ平成 20 年度所管換えをしているものであるが、その際の電算処理上で反映していなかったもの。平成 22 年 7 月 30 日付けで修正済み。 |

<経緯>

ふくしま海洋科学館のろ過送水のための設備として購入したものである。

<指摘>

本来、企画調整課の所管とされるべきものが財務課所管の固定資産として公有財産台帳に登録されていたものである。平成 22 年 7 月 30 日付けで修正されているが、台帳の管理が不十分であることを示すものである。今後台帳を作成する際は、このような誤りがないよう、電算入力結果が正しく反映されているかについて、事後確認を行うようにすべきである。

| | | | |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A129 | | |
| 財産管理者 | 財務課 | | |
| 財産名 | かもしか救護舎 | | |
| 所在地 | 安達郡大玉村玉ノ井字長久保 67 福島県鳥獣保護センター敷地内 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 該当なし | 建物 該当なし |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 該当なし | 建物 該当なし 工作物 1 件 14,500 円 |
| 当初保有 目的 | 保護されたかもしかを収容する目的で設置した工作物(小屋)。 | | |
| 現況 | 壁がもろくなり、大型のかもしかを収容することは危険が伴うため、かもしかの収容は行っていない。現在は鳥小屋になっており、かもしかは年間 1~2 頭保護され、管理棟内の収容スペースで保護されている。 | | |

<経緯>

保護されたかもしかを収容する目的で、福島県鳥獣保護センター敷地内に設置した工作物(小屋)であるが、現状は鳥小屋として使用している。

<指摘>

本来、所管課である農林総務課の所管とされるべきものが財務課所管の固定資産として公有財産台帳に登録されているものである。台帳管理が不十分であることを示すものであり、本来の所管である農林総務課所管に早急に台帳を訂正する必要がある。また、今後はこのような処理誤りがないように十分留意すべきである。

| | |
|-------|---------------|
| 整理番号 | 行政財産 A38 |
| 財産管理者 | 教育センター |
| 財産名 | 教育センター |
| 所在地 | 福島市瀬上町字五月田 16 |

| | | | | |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----|-------------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A38 | | | |
| 取得年月日 | 土地 | 昭和 40 年 2 月 21 日 | 建物 | 昭和 46 年 3 月 31 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 13,465.34 m ² 677,791,300 円 | 建物 | 10,686.62 m ² 504,122,100 円 |
| | | | 工作物 | 124 件 171,048,600 円 |
| 当初保有 目的 | 理科教育センター用敷地として取得。 当初所管は、建築課。 | | | |
| 現況 | 教育センター(小中高の教職員の研修施設)として利用している。 | | | |
| 貸付先 | ①アサヒカルピスピバレッジ(株)(自動販売機敷地) ②東日本電信電話(株)(電話柱等) | | | |
| 月額賃料 | ①750,925 円/年 ②1,500 円/年(×2 箇所) | | | |
| 今後の見込み | 教育センターの庁舎であり、今後も継続した使用を見込んでいる。 | | | |
| 修繕等 | 昭和 46 年建築で老朽化しているため、平成 22～23 年度において、本館(東棟・西棟)の耐震改修工事を予定しているが、具体的な計画はまだ作成されていない。 | | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 研修受講者数: 4,186 名 | | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 研修受講者数: 2,833 名 | | | |
| コメント | 年間スケジュールを確認する限り、研修日程はほぼ隙間なく予定されている。 | | | |



<経緯>

当初は理科教育センター用敷地として取得し、現在は土地建物ともに教育センター（小中高の教職員の研修施設）として使用している。

<意見>

現地調査を行ったところ、宿泊施設も含めて使用しており、利活用に関しては特に問題ないものとする。ただし、建物は老朽化しており、本館は耐震 D ランク（大地震時に倒壊・崩壊の危険性高い）、宿泊棟は C ランク（大地震時に倒壊・崩壊の危険性あり）であり、早急な対応が必要である。

| | | | |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A131 | | |
| 財産管理者 | 図書館 | | |
| 財産名 | 図書館 | | |
| 所在地 | 福島市森合字西養山 1 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 該当なし | 建物 昭和 59 年 3 月 19 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 該当なし | 建物 9,156.86 m ² 1,298,200,700 円 |
| 当初保有 目的 | 図書館新築のため。 | | |
| 現況 | 当初目的のとおり、図書館として利用している。 県立図書館は県内市町村立図書館（一部の町村公民館図書館を含む）、福島大学附属図書館、県立医大附属図書館とネットワークを構築している。 更に、移動図書館による図書館未設置町村への支援も実施している。 | | |
| 今後の見込 み | 継続使用。 収蔵可能冊数は 86 万冊程度。 | | |
| 修繕等 | 建物の老朽化による修繕工事（温冷水管、電気設備等）が必要な状況となっている。 直近 3 年間の修繕費用の平均：約 1,100 千円 | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 1 日あたり来館者数：840 人 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 1 日あたり来館者数：848 人 | | |
| コメント | 工作物は、電気設備や給水設備、昇降機、消火設備等 | | |

<経緯>

土地は美術館敷地として一括管理している。建物は当初より図書館として建設して使用している。

<意見>

直近 3 年間の修繕費用の平均は約 1,100 千円だが、建築後 26 年を経過しており、建物の老朽化による温冷水管、電気設備等に係る大規模な修繕工事が必要な状況となっている。効果的か

つ効率的な修繕を図るために必要な長期の計画が策定されていないので、長期の修繕計画を策定し、計画的な設備維持を図るべきである。

| | | | |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A132 | | |
| 財産管理者 | 美術館 | | |
| 財産名 | 美術館 | | |
| 所在地 | 福島市森合字西養山 1 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 昭和 57 年 3 月 31 日 | 建物 昭和 59 年 3 月 19 日 |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 | 60,324.16 m ² 4,152,727,200 円 | 建物 9,689.85 m ² 1,643,050,900 円 工作物 111 件 492,565,100 円 |
| 当初保有 目的 | 土地は美術館・図書館敷地のため購入した。 また、土地は国より買い入れたことにより取得した。 | | |
| 現況 | 美術館として使用している。 | | |
| 今後の見込み | 今後も美術館として使用する。 | | |
| 修繕等 | 建物の老朽化による修繕工事(空調設備、電気設備、外構設備等)が必要な状況となっている。 直近 3 年間の修繕費用の平均: 約 3,500 千円 | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 年間入館者数: 61,100 人 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 年間入館者数: 89,998 人 | | |
| コメント | 工作物は、駐車場や電気設備、給水・排水設備等 | | |

< 経緯 >

県立図書館及び美術館の敷地として土地を取得し、図書館及び美術館を建設して使用している。

< 意見 >

直近 3 年間の修繕費用の平均は約 3,500 千円だが、図書館と同様、建築後 26 年を経過しており、建物の老朽化による温冷水管、電気設備等に係る大規模な修繕工事が必要な状況となっている。効果的かつ効率的な修繕を図るために必要な長期の計画が策定されていないので、長期の修繕計画を策定し、計画的な設備維持を図るべきである。

| | | | |
|-------|------------|------|--------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A133 | | |
| 財産管理者 | 博物館 | | |
| 財産名 | 博物館 | | |
| 所在地 | 会津若松市城東町 8 | | |
| 取得年月日 | 土地 | 該当なし | 建物 昭和 61 年 4 月 1 日 |

| | | | |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------|
| 整理番号 | 行政財産 A133 | | |
| 面積・価額 (H22.3.31 現在) | 土地 該当なし | 建物 11,131.07 m ² 1,914,307,900 円 | 工作物 138 件 502,562,800 円 |
| 当初保有 目的 | 土地は、会津若松市より無償借入れ。 博物館用建物として建築。 | | |
| 現況 | 博物館用建物として使用している。 一部をレストラン、飲料水自動販売機置場として使用許可を出している。 | | |
| 貸付先 | 会津若松飲食業組合 | | |
| 月額賃料 | レストラン:410,970 円/年、自販機置場:14,769 円/年 | | |
| 今後の見込 み | 引続き、博物館用建物として使用する。 使用許可についても、継続する予定である。 | | |
| 修繕等 | 建物の老朽化による修繕工事(設備、屋根等)が必要な状況となっている。 直近 3 年間の修繕費用の平均:約 12,565 千円 | | |
| 利用状況 (H21 年度) | 年間入館者数:93,596 人 | | |
| 利用状況 (H20 年度) | 年間入館者数:83,275 人 | | |
| コメント | 工作物は、電気設備や給水排水設備等 | | |

<経緯>

土地は会津若松市より無償借入れしており、建物は当初より博物館用として建築、使用している。

<意見>

直近 3 年間の修繕費用の平均は約 12,565 千円だが、築後 24 年を経過しており、建物の老朽化による電気設備、給水排水設備、屋根等の大規模修繕工事が必要な状況である。効果的かつ効率的な修繕を図るために必要な長期の計画が策定されていないので、長期の修繕計画を策定し、計画的な設備維持を図るべきである。

7. 個別財産の実態調査の詳細内容（その他の調査先）

今回の外部監査で実態調査の対象としたが、特に問題が確認されなかった物件について、以下（1）普通財産、（2）行政財産、（3）普通財産・行政財産の順に記載する。

（1）普通財産

各物件の表中の土地、建物等の面積及び価額は平成 22 年 3 月 31 日現在の数値であり、同日現在譲渡済みである物件については括弧書きにより平成 21 年 3 月 31 日の数値を記載している。

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|--------|--------------|----------|-------------|-------|--------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 普通 A1 | 総務部 | 総務課 | 杉妻会館 | 土地 | 604,835,700 円 | 福利厚生施設(杉妻会館)敷地として取得。 | 地方職員共済組合福島県支部に施設運営を委託し、宿泊、会議、会食等に利用している。 |
| | | | | | 6,904.49 m ² | | |
| | | | | 建物 | 975,853,500 円 | | |
| | | | | | 5,285.70 m ² | | |
| 工作物 | 31,346,500 円 | | | | | | |
| 普通 A12 | 総務部 | いわき地方振興局 | 旧いわき保健所 | 土地 | 0 円 | いわき保健所の建物従物(工作物)として設置した。 | いわき合同庁舎南分庁舎の建物従物(工作物)として現在している。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| 工作物 | 12,642,700 円 | | | | | | |
| 普通 A3 | 企画調整部 | 企画調整課 | 信夫ヶ丘総合運動場敷地 | 土地 | 3,127,781,800 円 | 昭和 25 年 5 月に福島市より寄附を受けた。信夫ヶ丘総合運動場敷地として利用するため。 | 信夫ヶ丘総合運動場敷地として福島市へ無償貸与している。無償貸与物件は、陸上競技場及び野球場の敷地である。 |
| | | | | | 60,926.46 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| 工作物 | 0 円 | | | | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|--------|--------------|---------|---------|-------|---------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 普通 B1 | 生活環境部 | 自然保護課 | 裏磐梯県有地 | 土地 | 65,606,000 円 | 裏磐梯管理区として購入。 | 当初から変更なし。 |
| | | | | | 946,698.36 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| 工作物 | 0 円 | | | | | | |
| 普通 A4 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 飯坂ホーム | 土地 | 33,935,700 円 | 飯坂ホーム新築のため、 県立飯坂病院敷地の一部 を医務課より所管換え。 | 特別養護老人ホーム・飯坂ホーム運営のため、 社会福祉法人福島県社会福祉事業団に無償貸付けを行っている。 |
| | | | | | 1,332.32 m ² | | |
| | | | | 建物 | 99,542,800 円 | | |
| | | | | | 2,198.37 m ² | | |
| 工作物 | 11,004,600 円 | | | | | | |
| 普通 A9 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | はまなす荘 | 土地 | 206,520,200 円 | 知的障害者更生施設はまなす荘敷地としていわき市より交換受け。 | 障害者支援施設はまなす荘を運営する社会福祉法人いわき福音協会へ無償貸付け。 |
| | | | | | 18,202.64 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| 工作物 | 210,300 円 | | | | | | |
| 普通 A11 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 浪江ひまわり荘 | 土地 | 223,301,300 円 | 救護施設・浪江救護院の移転改築に伴い、移転先敷地として買い入れ。 | 救護施設・浪江ひまわり荘を運営する社会福祉法人福島県社会福祉事業団へ無償貸付け。 |
| | | | | | 21,993.63 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| 工作物 | 0 円 | | | | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|--------|---------------|-----------|---------------|-------|----------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 普通 A13 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 希望ヶ丘ホーム | 土地 | (184,961,200)円 | 郡山職業訓練所敷地として購入した。 | 養護老人ホーム希望ヶ丘ホームを運営する社会福祉法人郡山清和救護園へ無償貸付け。(なお、土地の一部については、平成22年3月16日付で法務省福島地方方法務局及び同省仙台入国管理局と売払代金107,116,000円で譲渡契約を締結した。先の数字は譲渡前の平成21年3月31日の数値である。) |
| | | | | | (2,895.04)㎡ | | |
| | | | | 建物 | 0円 | | |
| | | | | | 0.00㎡ | | |
| 工作物 | 0円 | | | | | | |
| 普通 A14 | 保健福祉部 | 県南保健福祉事務所 | 県南保健福祉事務所棚倉支所 | 土地 | (85,643,800)円 | 庁舎敷地(白河建設事務所)として、棚倉町より買い入れ | 平成21年10月15日付で棚倉町と土地については売払代金46,870,000円で譲渡契約を、建物及び工作物については譲与契約を締結した。なお、先の数字は譲渡前の平成21年3月31日の数値である。 |
| | | | | | (2,479.95)㎡ | | |
| | | | | 建物 | (54,829,700)円 | | |
| | | | | | (839.03)㎡ | | |
| 工作物 | (26,875,300)円 | | | | | | |
| 普通 A16 | 商工労働部 | 商工総務課 | 迎賓館 | 土地 | 37,210,600円 | 高松宮宣仁親王殿下が有栖川宮威仁親王妃慰子殿下の御保養のため建設。その後、県に御下賜された。 | 庭園・外観のみ一般公開。館内は文化財保護のため一般公開はせず、特別公開を年間70日程度実施している。 |
| | | | | | 9,035.21㎡ | | |
| | | | | 建物 | 14,417,700円 | | |
| | | | | | 854.19㎡ | | |
| 工作物 | 1,110,300円 | | | | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|-----------------|--------------|-------|-----------------|-------|---------------------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 普通 A19 | 商工労働部 | 商工総務課 | 須賀川公共職業安定所石川出張所 | 土地 | 0 円 | 須賀川公共職業安定所石川出張所建物の一部として所有。 | 旧須賀川公共職業安定所石川出張所建物の一部。平成 22 年 10 月 7 日付で譲渡、同年 10 月 29 日付で所有権移転登記が完了。 |
| | | | | | 0 m ² | | |
| | | | | 建物 | 19.99 円 | | |
| | | | | | 669,200 m ² | | |
| 工作物 | 173,100 円 | | | | | | |
| 普通 A20 | 商工労働部 | 商工総務課 | 相馬公共職業安定所敷地 | 土地 | 70,983,400 円 | 相馬公共職業安定所敷地として所有。 | 相双公共職業安定所相馬出張所の敷地として貸付けを行っている。 |
| | | | | | 1,244.08 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| 工作物 | 0 円 | | | | | | |
| 普通 B3 | 商工労働部 | 商工総務課 | 沼尻山県有地 | 土地 | 213,300 円 | (財) 沼尻山勤労者保護センターが設置するテニスコート用地として貸し付けるため、沼尻山県有林の一部を用途廃止の上所管替え。 | (財) 沼尻山勤労者保護センターテニスコートとして貸付けを行っている。 |
| | | | | | 3,078.50 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0 m ² | | |
| 工作物 | 0 円 | | | | | | |
| 普通 A24 普通 B5 | 農林水産部 | 農林総務課 | 旧冷害試験地 | 土地 | (41,961,100)円 | 冷害試験地敷地として国より取得。 | 平成 18 年 4 月 1 日冷害試験地廃止により用途廃止。現在、猪苗代町に 14,040,000 円で土地等を譲渡した。なお、先の数字は譲渡前の平成 21 年 3 月 31 日の数値である。 |
| | | | | | (11,856.00)m ² | | |
| | | | | 建物 | (10,409,900)円 | | |
| | | | | | (1,013.31)m ² | | |
| 工作物 | (5,763,300)円 | | | | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|------------------|-------|-------|-------------------|-------------|---------------------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 普通 A27 普通 B8 | 農林水産部 | 農林総務課 | 旧畑作原種農場 | 土地 | 240,313,400 円 | 国より払下げを受け、畑作原種農場敷地として取得。 | 土地の一部を福島県酪農協同組合へ飼料作物実証展示として貸付け。 |
| | | | | | 217,979.64 m ² | | |
| | | | | 建物 | 28,939,500 円 | | |
| | | | | | 1,731.00 m ² | | |
| | | | 工作物 | 2,039,200 円 | | | |
| 普通 A30 | 農林水産部 | 農林総務課 | 福島県家畜市場敷地 | 土地 | 435,364,600 円 | 県家畜市場敷地のため購入した。 | 社団法人福島県畜産振興協会へ、県家畜市場敷地として無償貸付けを行っている。 |
| | | | | | 31,386.68 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | 工作物 | 0 円 | | | |
| 普通 A31 普通 B11 | 農林水産部 | 農林総務課 | 旧畜産試験場地蔵原牧草地 | 土地 | 82,341,500 円 | 畜産試験場地として福島市開発公社より交換譲受け。 | 野菜・花き優良種苗生産供給のため、JA 全農福島へ園芸種苗センター敷地として貸与を行っている。 |
| | | | | | 7,497.28 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | 工作物 | 0 円 | | | |
| 普通 A32 | 農林水産部 | 農林総務課 | 第 19 回全国豊かな海づくり大会 | 土地 | 0 円 | 平成 11 年に開催された第 19 回全国豊かな海づくり大会の基本理念の浸透を図るため。 | 石碑、記念オブジェ |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | 工作物 | 3,062,100 円 | | | |
| 普通 B10 | 農林水産部 | 農林総務課 | 岩子護岸敷地 | 土地 | 284,700 円 | 松川浦浅海漁場開発事業に伴う掘削土砂を、当該地区に埋立てを行い、原始取得した土地の護岸用地。 | 漁船、漁具等資材置場として、地元漁協に有償貸付けを行っている。 |
| | | | | | 19,921.17 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | 工作物 | 0 円 | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|------------------|-------------|-------|----------|-------|-----------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 普通 B12 | 農林水産部 | 森林整備課 | 翁島造林地 | 土地 | 94,435,400 円 | 大正 14 年に、県営林造林地として高松宮より御下賜 | 昭和 27 年に、高松宮より追加で御下賜し、県営林造林地として管理している。なお、分収林契約があるため普通財産としている。 |
| | | | | | 1,288,342.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| 工作物 | 0 円 | | | | | | |
| 普通 B13 | 農林水産部 | 森林整備課 | 青松ヶ浜造林地 | 土地 | 2,377,500 円 | 昭和 27 年に、県営林造林地として高松宮より御下賜 | 県営林造林地として管理 |
| | | | | | 32,436.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| 工作物 | 0 円 | | | | | | |
| 普通 B14 | 農林水産部 | 森林整備課 | 船津造林地 | 土地 | 3,458,500 円 | 昭和 27 年に、県営林造林地として高松宮より御下賜 | 県営林造林地として管理 |
| | | | | | 47,183.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| 工作物 | 0 円 | | | | | | |
| 普通 A41 普通 B17 | 土木部 | 土木総務課 | 旧建設技術研究所 | 土地 | 331,957,800 円 | 建設技術研究所用地及び建物(8 棟) | 建設技術研究所廃止のため用途廃止。平成 22 年 12 月 20 日に(財)ふくしま市町村建設支援機構に譲渡。 |
| | | | | | 6,868.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 22,924,300 円 | | |
| | | | | | 1,284.23 m ² | | |
| 工作物 | 5,296,600 円 | | | | | | |
| 普通 A44 | 教育庁 | 財務課 | 相馬海浜青年の家 | 土地 | 0 円 | 土地については相馬市より借入れ。相馬海浜青年の家の職員公舎として新築。 | 平成 22 年 6 月に解体・更地化し、相馬市へ返却した。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 2,536,000 円 | | |
| | | | | | 137.46 m ² | | |
| 工作物 | 1,352,200 円 | | | | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|--------|-----|----------|-----------------|---------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 普通 A45 | 教育庁 | 財務課 | 磐梯青年の家 第二体育館 | 土地 | 0 円 | 土地については、猪苗代町から借入れ。磐梯青年の家の第二体育館として建築 | 磐梯青年の家第二体育館として活用。敷地内にある他の施設は国が設置したものである。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 14,556,100 円 | | |
| | | | | | 332.50 m ² | | |
| | | | 工作物 | 0 円 | | | |
| 普通 A47 | 教育庁 | 県中教育事務所 | 県中教育事務所 | 土地 | (11,840,000)円 | 昭和 61 年 10 月 31 日に ^{ろう} 聾学校より所管換えをして、 ^{ろう} 聾学校校長公舎敷地とする。 | 平成 22 年 7 月に個人へ 11,240,000 円で売却済みである。なお、先の数字は譲渡前の平成 21 年 3 月 31 日の数値である。 |
| | | | | | 399.90 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | 工作物 | 0 円 | | | |
| 普通 A50 | 教育庁 | 会津工業高等学校 | 旧会津工業高等学校本郷分校 | 土地 | (370,616,000)円 | 会津工業高等学校本郷分校校舎 | 平成 22 年 2 月 24 日付で会津美里町へ譲渡済み。譲渡金額は 69,773,450 円。なお、先の数字は譲渡前の平成 21 年 3 月 31 日の数値である。 |
| | | | | | (13,347.00)m ² | | |
| | | | | 建物 | (111,277,300)円 | | |
| | | | | | (2,561.88)m ² | | |
| | | | 工作物 | (12,791,800)円 | | | |

(2) 行政財産

各物件の表中の土地、建物等の面積及び価額は平成 22 年 3 月 31 日現在の数値であり、同日現在譲渡済みである物件については括弧書きにより平成 21 年 3 月 31 日の数値を記載している。

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|--------|-----|-------|--------------|-------------|--------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政 A17 | 総務部 | 総務課 | 東北自治総合研修センター | 土地 | 0 円 | 東北 6 県の共同研修施設として新築した。建築費 59.4 億円、5 階建て。 | 引き続き、研修施設として使用している。建物は共有であり、県の持分は 2.84%。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 116,399,000 円 | | |
| | | | | | 14,576.87 m ² | | |
| | | | 工作物 | 4,502,800 円 | | | |
| 行政 A1 | 総務部 | 施設管理課 | 舟場町分庁舎 | 土地 | 172,804,700 円 | 県庁分庁舎敷地のため購入した（当初所管：総務部管財課） | 土地は舟場町職員駐車場として使用、建物：赤レンガ倉庫（書庫として利用） |
| | | | | | 2,554.81 m ² | | |
| | | | | 建物 | 800,500 円 | | |
| | | | | | 117.18 m ² | | |
| | | | 工作物 | 0 円 | | | |
| 行政 A3 | 総務部 | 施設管理課 | 舟場町分館 | 土地 | 96,977,300 円 | 公共用地等先行取得として購入した（当初所管：総務部管財課）。 | 土地：公用車及び来庁者駐車場として使用。建物：（財）下水道公社、私学団体総連合会、（財）国際交流協会の計 3 団体の執務室として使用。3 階建てで 1 階は駐車場、2・3 階が執務室。 |
| | | | | | 1,098.40 m ² | | |
| | | | | 建物 | 94,373,600 円 | | |
| | | | | | 928.97 m ² | | |
| | | | 工作物 | 0 円 | | | |
| 行政 A4 | 総務部 | 施設管理課 | 上町県有地 | 土地 | 70,816,600 円 | 公共用地等先行取得として購入した（当初所管：総務部管財課） | 福島警察署分庁舎底地として使用。 |
| | | | | | 542.34 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | 工作物 | 0 円 | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|--------|-------------|---------|---------------|-------|-------------------------|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 行政 A5 | 総務部 | 施設管理課 | 上浜町駐車場 | 土地 | 80,506,700 円 | 上浜町庭球場を職員駐車場として利用するため所管換え（当初所管：総務部財政課） | 土地：職員駐車場として使用。工作物：駐車場維持管理のため使用。 |
| | | | | | 1,536.53 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| 工作物 | 1,435,900 円 | | | | | | |
| 行政 A20 | 総務部 | 県北地方振興局 | 県北地方振興局（公害） | 土地 | 0 円 | 大気環境監視局観測局舎として新築（S54年に建設）H9年に福島保健所より所管換え。 | 当初から変更なし。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 894,900 円 | | |
| | | | | | 29.91 m ² | | |
| 工作物 | 650,400 円 | | | | | | |
| 行政 A18 | 総務部 | 県中地方振興局 | 県中地方振興局（石川相談） | 土地 | 71,781,500 円 | 県石川事務所庁舎敷地として所有権保存登記を行った。 | 県中保健福祉事務所石川相談コーナーの庁舎敷地となっている。上物の所有者は県の保健福祉部であり、公有財産リストに計上されている。 |
| | | | | | 1,786.62 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| 工作物 | 0 円 | | | | | | |
| 行政 A52 | 総務部 | 会津地方振興局 | スキー場案内標識 | 土地 | 0 円 | 地域の観光資源である磐梯山周辺のスキー場等への来訪者の利便性向上のため国道敷地に設置（平成7年3月8日）。 | 国道115号沿線で3か所、国道459号沿線で1か所にスキー場案内標識を設置し、道路管理者（福島県喜多方事務所）から道路敷地の占用許可を受けている。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| 工作物 | 7,299,700 円 | | | | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|--------|-------|----------|------------|---------------|--------------------------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 行政 B2 | 総務部 | 南会津地方振興局 | 南会津合同庁舎 | 土地 | 4,724,700 円 | 元郡役所庁舎間の道路を 県有地として認定し、取得した。 | 道路敷地として使用。(庁舎に入るための引込道路部分) |
| | | | | | 294.21 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | 工作物 | 0 円 | | | |
| 行政 A19 | 総務部 | 大阪事務所 | 大阪事務所 | 土地 | 198,232,600 円 | 大阪事務所敷地・庁舎として購入した。(財政課より所管換え) | 大阪事務所敷地・庁舎として使用している。 |
| | | | | | 23.97 m ² | | |
| | | | | 建物 | 36,590,900 円 | | |
| | | | | | 185.70 m ² | | |
| | | | 工作物 | 0 円 | | | |
| 行政 A53 | 企画調整部 | 企画調整課 | 福島体育館 | 土地 | 914,713,300 円 | 県営体育館建設のため(当初所管：県営体育館)。S39年築。 | 県営体育館として使用中。なお、福島市に運営を委託している。 |
| | | | | | 10,678.54 m ² | | |
| | | | | 建物 | 317,511,100 円 | | |
| | | | | | 6,788.92 m ² | | |
| | | | 工作物 | 45,501,700 円 | | | |
| 行政 A55 | 企画調整部 | 企画調整課 | クライミングウォール | 土地 | 0 円 | クライミングウォール(当初所管：教育庁)H13.4.1 設置 | クライミングウォールとして使用中。なお、管理運営については、指定管理者である財団法人都市公園・緑化協会が行っている。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | 工作物 | 11,602,800 円 | | | |
| 行政 A56 | 企画調整部 | 企画調整課 | 荻野漕艇場 | 土地 | 0 円 | 競艇場管理棟(H6.3 築)及び艇庫、油脂庫用(S56.10 築)(当初所管：教育庁)。土地は喜多方市所有地。 | 漕艇場施設として使用中。なお、管理運営を喜多方市に委託している(委託料：3,000 千円)。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 173,040,300 円 | | |
| | | | | | 1,615.45 m ² | | |
| | | | 工作物 | 135,308,100 円 | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|-----------------|-----------------|---------|----------------|-------|--------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 行政 A57 | 企画調整部 | 企画調整課 | ふくしま海洋科学館 | 土地 | 25,220,600 円 | H20 年に教育総務課より所管換え。土地はろ過送水棟敷地のみ保有し、その他国が保有している。 | ふくしま海洋科学館運営のように供している。なお、管理運営については、指定管理者である財団法人ふくしま海洋科学館が行っている。 |
| | | | | | 665.54 m ² | | |
| | | | | 建物 | 5,957,896,500 円 | | |
| | | | | | 15,017.80 m ² | | |
| 工作物 | 6,076,199,400 円 | | | | | | |
| 行政 A23 | 生活環境部 | 生活環境総務課 | モニタリングポスト | 土地 | 0 円 | 環境放射線測定モニタリングポストとして新築（原子力センターにデータを送付）。 | 当初から変更なし。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 280,400 円 | | |
| | | | | | 3.31 m ² | | |
| 工作物 | 553,400 円 | | | | | | |
| 行政 A24 | 生活環境部 | 生活環境総務課 | 原子力防災資機材保管庫 | 土地 | 0 円 | 原子力防災資機材保管庫として、大熊町の原子力センター内に新築。 | 当初から変更なし。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 1,824,500 円 | | |
| | | | | | 25.00 m ² | | |
| 工作物 | 0 円 | | | | | | |
| 行政 A25 | 生活環境部 | 生活環境総務課 | 震度情報ネットワークシステム | 土地 | 0 円 | 県内の震度状況を把握するため、計測震度計施設を市町村庁舎等に設置。県 90 市町村に H9 年に設置。 | 当初から変更なし。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| 工作物 | 124,974,400 円 | | | | | | |
| 行政 A26 行政 B3 | 生活環境部 | 生活環境総務課 | 鳥獣保護センター | 土地 | 467,000 円 | 保護鳥獣野生化復帰訓練所として建物を S57 年に新築。H11 年農林総務課より所管換え。 | 当初から変更なし。 |
| | | | | | 9,450.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 19,113,300 円 | | |
| | | | | | 297.67 m ² | | |
| 工作物 | 4,044,900 円 | | | | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|--------|-------|---------|------------|-----------------|-------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------|
| 行政 A27 | 生活環境部 | 生活環境課 | 檜原湖岸水質観測局舎 | 土地 | 0 円 | 水質観測局舎として建物を新築。 | H23.3 に局舎を撤去予定。 |
| | | | | | 0 m ² | | |
| | | | | 建物 | 10,252,000 円 | | |
| | | | | | 19.44 m ² | | |
| | | | 工作物 | 0 円 | | | |
| 行政 A60 | 生活環境部 | 生活環境総務課 | 消費生活センター | 土地 | 0 円 | 消費生活センター看板として設置。 | 当初から変更なし。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | 工作物 | 145,400 円 | | | |
| 行政 A28 | 生活環境部 | 災害対策課 | 防災行政無線中継局 | 土地 | 0 円 | 建物は防災行政無線中継局舎として新築。県内 10 ヲ所に設置されており、面積・価額は 10 ヲ所合計。 | 当初から変更なし。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 210,122,300 円 | | |
| | | | | | 1,015.05 m ² | | |
| | | | 工作物 | 4,435,180,100 円 | | | |
| 行政 A29 | 生活環境部 | 自然保護課 | 尾瀬資材小屋 | 土地 | 0 円 | 特別天然記念物尾瀬保護増殖事業のため新築。 | 当初から変更なし。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 229,600 円 | | |
| | | | | | 9.72 m ² | | |
| | | | 工作物 | 0 円 | | | |
| 行政 A61 | 生活環境部 | 自然保護課 | 自然保護用地 | 土地 | 0 円 | 細野園地における観察ステーションとして新築。 | 当初から変更なし。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 8,357,900 円 | | |
| | | | | | 72.87 m ² | | |
| | | | 工作物 | 0 円 | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|--------|-------------|-------|----------|-------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 行政 A62 | 生活環境部 | 自然保護課 | 環境保全施設 | 土地 | 0 円 | 登山者等のための便所等として新築。国立公園内を中心に磐梯山、桧原湖、雄国沼、尾瀬、中津川、吾妻山、不動沢、塩沢スキー場、智恵子の森公園の合計 9 か所に設置。 | 当初から変更なし。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 264,668,000 円 | | |
| | | | | | 381.30 m ² | | |
| 工作物 | 5,213,400 円 | | | | | | |
| 行政 A63 | 生活環境部 | 自然保護課 | 観光施設避難小屋 | 土地 | 0 円 | 登山者のための避難所として新築。酸ヶ平（吾妻山）、鉄山（安達太良山）、防主沼（那須）、谷地平（吾妻山）、家形山（吾妻山）、朝日岳（朝日岳） | 当初から変更なし。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 66,073,200 円 | | |
| | | | | | 184.69 m ² | | |
| 工作物 | 0 円 | | | | | | |
| 行政 A64 | 生活環境部 | 自然保護課 | 観光施設駐車場 | 土地 | 0 円 | 雄国沼への観光客のための休憩所として、駐車場に隣接し新築。 | 当初から変更なし。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 15,020,300 円 | | |
| | | | | | 121.73 m ² | | |
| 工作物 | 0 円 | | | | | | |
| 行政 B18 | 生活環境部 | 自然保護課 | 自然保護用地 | 土地 | 358,213,500 円 | 自然保護用地ほかとして購入。 | 当初から変更なし。 |
| | | | | | 7,238,647.66 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| 工作物 | 0 円 | | | | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|--------|-------|---------|-----------------|---------------|--------------------------|-------------------------------------------------------|-----------|
| 行政 B19 | 生活環境部 | 自然保護課 | 観光施設駐車場 | 土地 | 275,396,500 円 | 自然保護用地ほかとして購入。 | 当初から変更なし。 |
| | | | | | 36,228.54 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | 工作物 | 0 円 | | | |
| 行政 A30 | 生活環境部 | 環境センター | 環境センター | 土地 | 0 円 | 環境センターの庁舎として新築。 | 当初から変更なし。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 103,446,500 円 | | |
| | | | | | 1,577.00 m ² | | |
| | | | 工作物 | 59,203,400 円 | | | |
| 行政 A31 | 生活環境部 | 原子力センター | 原子力センター | 土地 | 0 円 | 原子力センターの庁舎として、全額国庫負担で新築。 | 当初から変更なし。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 172,798,800 円 | | |
| | | | | | 1,241.62 m ² | | |
| | | | 工作物 | 107,691,400 円 | | | |
| 行政 A32 | 生活環境部 | 原子力センター | 原子力センター 福島支所 | 土地 | 0 円 | 原子力センター福島支所の庁舎として新築。土地は保健福祉部所管の衛生研究所。 | 当初から変更なし。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 88,976,400 円 | | |
| | | | | | 478.18 m ² | | |
| | | | 工作物 | 20,381,500 円 | | | |
| 行政 A33 | 生活環境部 | 消防学校 | 消防学校 | 土地 | 804,241,100 円 | 消防学校公舎敷地として購入。建物は H12～17 年にかけて設置。120 名収容可能な 8 棟の寮を設置。 | 当初から変更なし。 |
| | | | | | 44,635.43 m ² | | |
| | | | | 建物 | 1,533,630,200 円 | | |
| | | | | | 9,487.24 m ² | | |
| | | | 工作物 | 994,990,700 円 | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|------------------|--------------|---------|----------------|-------|--------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 行政 A21 | 生活環境部 | 県南地方振興局 | 県南地方振興局（公害） | 土地 | 0円 | 大気環境監視局観測局舎として新築（S54年に建設）H9年に福島県環境センターより所管換え。 | 平成22年5月に局舎の撤去を実施した。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 408,000円 | | |
| | | | | | 20.35 m ² | | |
| 工作物 | 271,000円 | | | | | | |
| 行政 A22 | 生活環境部 | 相双地方振興局 | 相双地方振興局（公害） | 土地 | 0円 | 大気環境監視局観測局舎として新築（S55～H5年に整備）H9年にいわき公害センターより所管換え。 | 平成22年3月に新地2局ほか4局の撤去を実施した。その他の局は継続して大気常時監視を実施している。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 13,623,300円 | | |
| | | | | | 229.38 m ² | | |
| 工作物 | 1,939,800円 | | | | | | |
| 行政 A65 行政 B20 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 矢吹しらうめ荘 | 土地 | 221,739,000円 | 土地は矢吹町より寄附受納。建物は知的障害者更生施設矢吹しらうめ荘として新築。 | 知的障害者施設矢吹しらうめ荘として利用 |
| | | | | | 28,729.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 518,466,900円 | | |
| | | | | | 3,907.06 m ² | | |
| 工作物 | 153,256,300円 | | | | | | |
| 行政 A67 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 太陽の国厚生センター | 土地 | 0円 | 太陽の国厚生センターとして新築。 | 太陽の国厚生センターとして利用。宿泊施設であり、研修室等もある。家族との交流のためにも利用されている。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 52,906,000円 | | |
| | | | | | 937.24 m ² | | |
| 工作物 | 16,557,100円 | | | | | | |
| 行政 A68 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 太陽の国クリーニングセンター | 土地 | 0円 | 太陽の国クリーニングセンターとして新築。 | 太陽の国クリーニングセンターとして利用。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 17,633,500円 | | |
| | | | | | 582.33 m ² | | |
| 工作物 | 19,291,700円 | | | | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|--------|-------|---------|------------|-------|-------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------|
| 行政 A69 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 太陽の国給食センター | 土地 | 0 円 | 太陽の国給食センターとして新築。 | 太陽の国給食センターとして利用。養護学校への給食も供給している。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 195,960,200 円 | | |
| | | | | | 945.40 m ² | | |
| | | | | 工作物 | 56,523,000 円 | | |
| 行政 A71 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 太陽の国終末処理場 | 土地 | 0 円 | 太陽の国終末処理場汚水処理棟として新築。 | 太陽の国終末処理場汚水処理棟として利用。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 31,706,200 円 | | |
| | | | | | 619.35 m ² | | |
| | | | | 工作物 | 71,038,200 円 | | |
| 行政 A72 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 太陽の国白樺寮 | 土地 | 0 円 | 太陽の国施設勤務者用職員住宅として新築。当初4棟建設のため土地を取得したが、1棟のみ建設。 | 太陽の国施設勤務者用職員住宅として利用 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 63,062,700 円 | | |
| | | | | | 1,506.55 m ² | | |
| | | | | 工作物 | 19,158,600 円 | | |
| 行政 A73 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 太陽の国病院 | 土地 | 0 円 | 太陽の国病院として新築。入所者の健康管理目的。 | 太陽の国病院として利用。給食施設あり。21床あり、常勤2名。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 182,804,100 円 | | |
| | | | | | 3,109.05 m ² | | |
| | | | | 工作物 | 57,268,400 円 | | |
| 行政 A74 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 太陽の国体育館 | 土地 | 0 円 | 福島勤労身体障害者体育館として新築。職業安定課より所管換え。 | 福島勤労身体障害者体育館として利用。(フットサル場、消防訓練等に利用) |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 22,571,400 円 | | |
| | | | | | 1,299.71 m ² | | |
| | | | | 工作物 | 6,149,200 円 | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|--------|---------------|---------|-----------|-------|--------------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 行政 A75 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 太陽の国公園 | 土地 | 0 円 | 太陽の国公園便所として新築。 | 太陽の国公園便所として利用。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 1,805,000 円 | | |
| | | | | | 24.00 m ² | | |
| 工作物 | 8,384,300 円 | | | | | | |
| 行政 A76 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 太陽の国福祉農場 | 土地 | 0 円 | 福祉農場作業棟として新築（コンクリート）。 | 福祉農場作業棟として利用。未稼働部分あり。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 3,143,800 円 | | |
| | | | | | 83.59 m ² | | |
| 工作物 | 3,611,300 円 | | | | | | |
| 行政 A77 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 太陽の国運動場 | 土地 | 0 円 | 太陽の国運動場便所として新築。 | 太陽の国運動場及び駐車場の便所として利用。通常は使用不可。廃止の方向。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 523,000 円 | | |
| | | | | | 6.33 m ² | | |
| 工作物 | 682,500 円 | | | | | | |
| 行政 A78 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 太陽の国からまつ荘 | 土地 | 0 円 | 生活救護施設「からまつ荘」本館として新築。 | 平成 21 年 4 月 1 日に（社福）福島県社会福祉事業団に譲与（からまつ荘として利用）なお、先の数字は譲渡前の平成 21 年 3 月 31 日の数字である。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | (106,974,500)円 | | |
| | | | | | (2,551.63)m ² | | |
| 工作物 | (36,520,500)円 | | | | | | |
| 行政 A79 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 太陽の国けやき荘 | 土地 | 0 円 | 重度精神薄弱者更生施設「けやき荘」本館として新築。 | 知的障害者更生施設・けやき荘として利用。入所率は常に 90%超となっている。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 80,094,100 円 | | |
| | | | | | 2,111.43 m ² | | |
| 工作物 | 22,826,600 円 | | | | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|--------|---------------|---------|-----------|-------|-------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 行政 A80 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 太陽の国かしわ荘 | 土地 | 0 円 | 重度精神薄弱者更生施設「かしわ荘」本館として新築。 | 知的障害者更生施設・かしわ荘として利用 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 130,329,100 円 | | |
| | | | | | 2,456.54 m ² | | |
| 工作物 | 39,398,500 円 | | | | | | |
| 行政 A81 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 太陽の国かえで荘 | 土地 | 0 円 | 重度精神薄弱者更生施設「かえで荘」本館として新築。 | 知的障害者更生施設・かえで荘として利用 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 150,108,600 円 | | |
| | | | | | 2,622.25 m ² | | |
| 工作物 | 38,074,100 円 | | | | | | |
| 行政 A82 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 太陽の国ひばり荘 | 土地 | 0 円 | 太陽の国重度身体障害者更生援護施設「ひばり寮」本館として新築。 | 訓練による機能改装。病院に隣接している施設であり、障害者医療施設、リハビリ施設である。通常の入所率は95%以上である。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 258,159,800 円 | | |
| | | | | | 3,777.85 m ² | | |
| 工作物 | 57,280,200 円 | | | | | | |
| 行政 A84 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 矢吹しらうめ通勤寮 | 土地 | 0 円 | 知的障害者通勤寮・矢吹しらうめ通勤寮として新築。 | 矢吹しらうめ通勤寮として利用。矢吹しらうめ荘の敷地内に当該施設がある。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 79,174,500 円 | | |
| | | | | | 601.32 m ² | | |
| 工作物 | 18,433,200 円 | | | | | | |
| 行政 A85 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | ばんだい荘 | 土地 | 0 円 | 土地は、猪苗代町から有償借入れ。福島県ばんだい荘として新築。 | 知的障害者更生施設ばんだい荘あおば及び知的障害児施設ばんだい荘わかばとして利用。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 1,058,743,400 円 | | |
| | | | | | 5,522.40 m ² | | |
| 工作物 | 324,440,500 円 | | | | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|--------|-------|---------|----------|--------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 行政 A86 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 点字図書館 | 土地 | 0 円 | 福島光風学園として新築。 | 点字図書館として利用。点字図書館内に視覚障がい者生活支援センターを設置。土地は、県立盲学校所管のものを無償借入れ。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 42,484,700 円 | | |
| | | | | | 1,295.24 m ² | | |
| | | | 工作物 | 21,236,500 円 | | | |
| 行政 A91 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 喜多方しののめ荘 | 土地 | 160,727,700 円 | 喜多方救護院敷地として喜多方市より買入れ。建物は新築。 | 土地は、救護施設喜多方しののめ荘を運営する社会福祉法人天心会へ無償貸付け。建物、工作物及び立木竹は、平成 21 年 4 月に同社団法人へ譲渡済み。 |
| | | | | | 12,640.24 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | 工作物 | 0 円 | | | |
| 行政 A87 | 保健福祉部 | 社会福祉課 | 小田山忠霊堂 | 土地 | 67,819,600 円 | 戦没者の遺骨を分骨、一括安置する納骨堂として昭和 18 年に建設。戦後は陸軍から大蔵省へ。その後昭和 42 年、県に移管。 | 財団法人福島県遺族会に管理を委託している。また、忠霊堂は県内で 1 ヶ所のみであり、県内出身戦没者の位牌・遺骨の安置場となっている。 |
| | | | | | 5,420.15 m ² | | |
| | | | | 建物 | 3,945,900 円 | | |
| | | | | | 213.55 m ² | | |
| | | | 工作物 | 2,233,600 円 | | | |
| 行政 A88 | 保健福祉部 | 中央児童相談所 | 中央児童相談所 | 土地 | 91,705,400 円 | 中央児童相談所、精神薄弱者更生相談所、精神衛生センター庁舎として新築。 | 土地、建物共に中央児童相談所が単独で利用している。 |
| | | | | | 1,235.64 m ² | | |
| | | | | 建物 | 75,920,200 円 | | |
| | | | | | 1,802.72 m ² | | |
| | | | 工作物 | 27,490,000 円 | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|------------------|-------|----------|----------|-------|--------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 行政 A90 行政 B22 | 保健福祉部 | 浜児童相談所 | 浜児童相談所 | 土地 | 115,110,500 円 | 浜児童相談所の新築、進入道路敷地 | 浜児童相談所、進入道路敷地 |
| | | | | | 4,093.20 m ² | | |
| | | | | 建物 | 34,526,800 円 | | |
| | | | | | 729.25 m ² | | |
| | | | | 工作物 | 45,456,100 円 | | |
| 行政 A35 | 保健福祉部 | 食肉衛生検査所 | 食肉衛生検査所 | 土地 | 52,993,000 円 | 食肉衛生検査所庁舎建設敷地として取得。 | 食肉衛生検査所庁舎として使用。食鳥肉による病気予防、検査等。 |
| | | | | | 2,895.16 m ² | | |
| | | | | 建物 | 147,399,500 円 | | |
| | | | | | 1,186.95 m ² | | |
| | | | | 工作物 | 65,858,200 円 | | |
| 行政 A92 | 保健福祉部 | 若松乳児院 | 若松乳児院 | 土地 | 73,625,800 円 | 若松乳児院敷地として会津若松市より受納。建物は、鉄筋コンクリートで新築。 | 若松乳児院敷地として使用中。原則 2 歳まで入所可。 |
| | | | | | 1,362.08 m ² | | |
| | | | | 建物 | 20,567,800 円 | | |
| | | | | | 654.11 m ² | | |
| | | | | 工作物 | 12,240,300 円 | | |
| 行政 A95 | 保健福祉部 | 大笹生学園 | 大笹生学園 | 土地 | 263,096,400 円 | 土地は、大笹生学園用地として国より購入。建物は、大笹生学園庁舎として新築。 | 大笹生学園用地として保有継続。児童福祉法に基づくものであり、入所期間に制限はなく、小学生から高校生（18 歳）までが対象。 |
| | | | | | 17,035.51 m ² | | |
| | | | | 建物 | 40,814,900 円 | | |
| | | | | | 2,222.96 m ² | | |
| | | | | 工作物 | 17,708,300 円 | | |
| 行政 A96 | 保健福祉部 | 総合療育センター | 総合療育センター | 土地 | 54,099,200 円 | 心身障害児総合療育センター設置（児童福祉法、医療法に基づいて設置） | 建物は 3 階建て、新築、社会福祉課より引き受けた。土地は、郡山市からの借地と旧公舎敷地。旧公舎敷地部分は現在、駐車場として利用。 |
| | | | | | 1,471.06 m ² | | |
| | | | | 建物 | 837,457,500 円 | | |
| | | | | | 9,244.06 m ² | | |
| | | | | 工作物 | 266,244,500 円 | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|--------|---------------|------------------------|------------------------|-------|-------------------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 行政 A97 | 保健福祉部 | 女性のための 相談支援セン ター | 女性のための 相談支援セン ター | 土地 | 229,630,000 円 | 職員公舎敷地として昭和 30年1月に購入。 | 土地については、平成15 年1月9日に管財課より 所管換えしている。女性 のための相談支援センタ ーを平成16年4月から開 始。 |
| | | | | | 3,490.88 m ² | | |
| | | | | 建物 | 398,971,300 円 | | |
| | | | | | 1,867.24 m ² | | |
| 工作物 | 169,423,200 円 | | | | | | |
| 行政 A98 | 保健福祉部 | 総合衛生学院 | 総合衛生学院 | 土地 | 262,423,700 円 | 教育用施設設置のため取 得、建設 | 当初保有目的のとおり教 育用施設として使用。 |
| | | | | | 4,618.89 m ² | | |
| | | | | 建物 | 170,548,200 円 | | |
| | | | | | 4,613.81 m ² | | |
| 工作物 | 43,816,800 円 | | | | | | |
| 行政 A99 | 保健福祉部 | 会津若松看護 専門学院 | 会津若松看護 専門学院 | 土地 | 0 円 | 会津若松看護専門学院の 校舎及び学生寮として新 築。土地は、会津総合病 院からの借地。 | 会津若松看護専門学院の 校舎及び学生寮として使 用している。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 78,988,200 円 | | |
| | | | | | 2,185.77 m ² | | |
| 工作物 | 11,839,300 円 | | | | | | |
| 行政 A36 | 保健福祉部 | 衛生研究所 | 衛生研究所 | 土地 | 118,067,300 円 | 福島県衛生公害研究所庁 舎及び敷地として購入、 新築。 | 福島県衛生研究所の庁 舎、敷地として使用中。 |
| | | | | | 2,478.97 m ² | | |
| | | | | 建物 | 114,928,100 円 | | |
| | | | | | 2,698.80 m ² | | |
| 工作物 | 69,601,400 円 | | | | | | |
| 行政 A37 | 保健福祉部 | 環境医学研究 所 | 環境医学研究 所 | 土地 | 0 円 | 環境医学研究所庁舎 | 環境医学研究所研究室、 福島県第2次緊急時医療 施設として旧 RI 棟を利 用している。旧本館研究 棟は閉鎖中。 |
| | | | | | 0 m ² | | |
| | | | | 建物 | 110,279,600 円 | | |
| | | | | | 2,102.70 m ² | | |
| 工作物 | 19,315,000 円 | | | | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|------------------------------|---------------|-------|--------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政 A100 | 商工労働部 | 商工総務課 | 福島県商工労働部大町施設 | 土地 | 0 円 | 福島県商工労働部大町施設として取得。 | 2 企業が入居中。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 18,840,200 円 | | |
| | | | | | 601.87 m ² | | |
| 工作物 | 40,266,100 円 | | | | | | |
| 行政 A101 | 商工労働部 | 商工総務課 | 浄土平レストハウス | 土地 | 0 円 | 休憩所（浄土平レストハウス）として改装した。 | 土地は国有地である。1階は休憩所（売店）として活用しており（スカイライン開通期間（4/8～11/中旬）のみ）。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 315,770,300 円 | | |
| | | | | | 1,663.42 m ² | | |
| 工作物 | 166,633,800 円 | | | | | | |
| 行政 A102 | 商工労働部 | 商工総務課 | くろがね小屋 | 土地 | 0 円 | 昭和 39 年 3 月 31 日宿泊所として財団法人福島県観光開発公社が建設し、昭和 44 年 2 月 10 日県に寄附。 | 土地は国有地である。くろがね小屋は、宿泊所として営業している。併せて安達太良山の避難小屋としての役割も担っている。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 13,399,200 円 | | |
| | | | | | 417.68 m ² | | |
| 工作物 | 614,800 円 | | | | | | |
| 行政 A103 行政 A104 行政 B23 | 商工労働部 | 商工総務課 | 天鏡閣（旧翁島荘を含む） | 土地 | 102,016,100 円 | 明治 41 年 8 月 1 日有栖川宮威仁親王殿下が御別邸として建設。昭和 27 年 12 月 23 日高松宮宣仁親王殿下より県に御下賜された。昭和 54 年 2 月、国の重要文化財に指定（本館、別館、表門）され、これを契機に修復工事を行い、昭和 57 年 10 月 13 日より一般公開している。 | 昭和 54 年 10 月、天鏡閣敷地内に国民宿舎翁島荘を建設、営業していたが、平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止、建物は平成 22 年 3 月に解体・撤去。翁島荘跡地については、自然公園法上、原状回復必要があるため、植栽して、公園として整備した。 |
| 57,662.88 m ² | | | | | | | |
| 建物 | | | | 115,260,400 円 | | | |
| | | | | 1,271.95 m ² | | | |
| 工作物 | 10,936,700 円 | | | | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|---------|-----------------|-------------------------|-------------------------|-------|--------------------------|---------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 行政 A105 | 商工労働部 | 商工総務課 | 産業交流館 | 土地 | 0 円 | 展示・集会施設（見本市会館）として新築 | 2階レストラン、3階の一部を事務室として貸付けを行う。土地については、郡山市から無償借受けしている。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 5,744,947,400 円 | | |
| | | | | | 20,883.24 m ² | | |
| 工作物 | 2,166,586,700 円 | | | | | | |
| 行政 A107 | 商工労働部 | テクノアカデミー郡山（旧郡山高等技術専門学校） | テクノアカデミー郡山（旧郡山高等技術専門学校） | 土地 | 681,039,100 円 | 職業能力開発施設設置のため。 | 職業能力開発施設として保有、使用しているほか、有償貸付け・無償使用許可をしている。 |
| | | | | | 38,407.35 m ² | | |
| | | | | 建物 | 437,895,400 円 | | |
| | | | | | 9,555.63 m ² | | |
| 工作物 | 136,942,200 円 | | | | | | |
| 行政 A108 | 商工労働部 | テクノアカデミー会津（旧会津高等技術専門学校） | テクノアカデミー会津（旧会津高等技術専門学校） | 土地 | 514,342,400 円 | 職業能力開発施設設置のため。 | 職業能力開発施設として保有、使用しているほか、有償貸付け・無償使用許可をしている。 |
| | | | | | 22,480.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 398,116,000 円 | | |
| | | | | | 6,929.93 m ² | | |
| 工作物 | 139,970,300 円 | | | | | | |
| 行政 A109 | 商工労働部 | テクノアカデミー浜（旧浜高等技術専門学校） | テクノアカデミー浜（旧浜高等技術専門学校） | 土地 | 606,103,200 円 | 職業能力開発施設設置のため。 | 職業能力開発施設として保有、使用しているほか、有償貸付け・無償使用許可をしている。 |
| | | | | | 39,985.70 m ² | | |
| | | | | 建物 | 1,205,030,300 円 | | |
| | | | | | 7,961.68 m ² | | |
| 工作物 | 325,131,700 円 | | | | | | |
| 行政 A110 | 商工労働部 | ハイテクプラザ | ハイテクプラザ | 土地 | 0 円 | ハイテクプラザ設置のため。 | ハイテクプラザの庁舎として使用しているほか、有償貸付け・無償使用許可をしている。また、土地については、郡山市から無償借受けしている。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 1,611,188,400 円 | | |
| | | | | | 10,256.80 m ² | | |
| 工作物 | 406,123,400 円 | | | | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|-------------------|---------------|---------|--------------|-------|-----------------------------|---------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 行政 A111 | 商工労働部 | ハイテクプラザ | 福島技術支援センター | 土地 | 153,281,300 円 | ハイテクプラザ福島技術支援センター設置のため取得。地場産業用、繊維・材料・金属材料(工業用)の技術支援を行う。 | ハイテクプラザ福島技術支援センターの庁舎として使用している。 |
| | | | | | 8,059.38 m ² | | |
| | | | | 建物 | 172,640,000 円 | | |
| | | | | | 3,085.65 m ² | | |
| 工作物 | 7,206,300 円 | | | | | | |
| 行政 A112 | 商工労働部 | ハイテクプラザ | 会津若松技術支援センター | 土地 | 232,279,300 円 | ハイテクプラザ会津若松技術支援センター設置のため取得。福島県の食品加工センターとして地場産業の支援を行う。 | ハイテクプラザ会津若松技術支援センターの庁舎として使用している。 |
| | | | | | 11,770.52 m ² | | |
| | | | | 建物 | 1,195,540,600 円 | | |
| | | | | | 4,287.64 m ² | | |
| 工作物 | 500,202,600 円 | | | | | | |
| 行政 A113 | 商工労働部 | ハイテクプラザ | いわき技術支援センター | 土地 | 107,270,900 円 | ハイテクプラザいわき技術支援センター設置のため。 | ハイテクプラザいわき技術支援センターの庁舎として使用している。 |
| | | | | | 10,143.97 m ² | | |
| | | | | 建物 | 115,453,100 円 | | |
| | | | | | 1,556.02 m ² | | |
| 工作物 | 32,541,100 円 | | | | | | |
| 行政 B5 | 農林水産部 | 森林整備課 | 県有林 | 土地 | 120,149,500 円 | 昭和 55 年に県営林事業用地として、教育庁財務課より所管換え。 | 県営林造林地として管理。 |
| | | | | | 1,639,150.61 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| 工作物 | 0 円 | | | | | | |
| 行政 A115 行政 B25 | 農林水産部 | 県中農林事務所 | 総合緑化センター | 土地 | 98,308,100 円 | 総合緑化センター設置のため購入した。 | 総合緑化センター運営のために財産を保有している。 |
| | | | | | 165,600.27 m ² | | |
| | | | | 建物 | 95,406,200 円 | | |
| | | | | | 1,830.83 m ² | | |
| 工作物 | 108,384,900 円 | | | | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|-------------------|--------------|----------|-----------|-------|---------------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 行政 A116 行政 B26 | 農林水産部 | 会津農林事務所 | 昭和の森 | 土地 | 38,558,900 円 | 緑に囲まれた自然環境の中で、県民に健全な保健休養の場を提供し、もって県民生活の福祉の向上に資する。 | 財団法人猪苗代町振興公社が指定管理者として指定され、昭和の森の管理運営を行っている。 |
| | | | | | 556,406.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 23,607,000 円 | | |
| | | | | | 294.16 m ² | | |
| 工作物 | 35,215,200 円 | | | | | | |
| 行政 A118 行政 B28 | 農林水産部 | 農業総合センター | 会津地域研究所 | 土地 | 310,090,900 円 | 会津農業センター庁舎敷地のため購入した。 | 農業総合センター会津地域研究所庁舎及びほ場として使用している。 |
| | | | | | 207,899.66 m ² | | |
| | | | | 建物 | 293,505,500 円 | | |
| | | | | | 6,828.75 m ² | | |
| 工作物 | 75,213,500 円 | | | | | | |
| 行政 B7 | 農林水産部 | 農業総合センター | 果樹研究所 | 土地 | 512,816,400 円 | 農事試験場信達分譲敷地として当時の平野村より寄附受納された。 | 果樹の試験研究用の畑として使用している。 |
| | | | | | 80,542.87 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| 工作物 | 0 円 | | | | | | |
| 行政 B11 | 農林水産部 | 農業総合センター | 農業総合センター | 土地 | 5,973,594,000 円 | 農業総合センター敷地として購入した。 | 農業総合センター敷地として利用している。 |
| | | | | | 525,402.77 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| 工作物 | 0 円 | | | | | | |
| 行政 A15 | 農林水産部 | 水産試験場 | 水産試験場相馬支場 | 土地 | 0 円 | 相馬支場長特別公舎のため購入した。 | 相馬支場長特別公舎として利用。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 489,800 円 | | |
| | | | | | 49.99 m ² | | |
| 工作物 | 7,700 円 | | | | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|--------|------------------|---------------|------------------|-------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 行政 B13 | 農林水産部 | 水産試験場 | 本場 | 土地 | 6,052,000 円 | 無線局敷地として保有。 県漁業協同組合連合会より 寄附受納。 | 無線局敷地（平上山口は 受信所（地目-原野）、小 名浜下神白は進入道路）。 |
| | | | | | 4,711.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| 工作物 | 0 円 | | | | | | |
| 行政 A46 | 土木部 | 県北建設事務所 | あづま総合運 動公園 | 土地 | 7,557,432,000 円 | 昭和 45 年に明治百年事 業として建設。スポーツ、 レクリエーションを主体 として整備してきた都市 公園（広域公園）。 | 公園（都市公園）として 利用。 |
| | | | | | 997,942.82 m ² | | |
| | | | | 建物 | 9,545,573,500 円 | | |
| | | | | | 38,023.83 m ² | | |
| 工作物 | 11,075,256,400 円 | | | | | | |
| 行政 A47 | 土木部 | 県中建設事務所 | 逢瀬公園 | 土地 | 62,037,000 円 | 都市公園（総合公園）と して取得。 | 公園（都市公園）として 利用。 |
| | | | | | 150,183.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| 工作物 | 131,810,800 円 | | | | | | |
| 行政 A48 | 土木部 | 会津若松建設 事務所 | 会津レクリエー ション公園 | 土地 | 1,192,570,900 円 | 都市公園（広域公園）と して取得。 | 公園（都市公園）として 利用。 |
| | | | | | 385,461.57 m ² | | |
| | | | | 建物 | 286,414,700 円 | | |
| | | | | | 1,036.00 m ² | | |
| 工作物 | 1,369,411,400 円 | | | | | | |
| 行政 B14 | 土木部 | 会津若松建設 事務所 | 会津若松建設 事務所 | 土地 | 2,198,700 円 | 庁道敷地として購入し た。 | 道路敷地（公衆用道路） として利用。 |
| | | | | | 319.53 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| 工作物 | 0 円 | | | | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|---------|-----------------|----------|----------|-------|---------------------------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 行政 A11 | 土木部 | 喜多方建設事務所 | 喜多方建設事務所 | 土地 | 0 円 | 車庫（除雪車）として取得。 | 車庫（除雪車）として利用。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 19,103,500 円 | | |
| | | | | | 232.05 m ² | | |
| 工作物 | 437,600 円 | | | | | | |
| 行政 A12 | 土木部 | 南会津建設事務所 | 山口土木事務所 | 土地 | 0 円 | 除雪車輛車庫として取得。 | 除雪車輛車庫として利用。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 24,278,500 円 | | |
| | | | | | 339.95 m ² | | |
| 工作物 | 0 円 | | | | | | |
| 行政 A49 | 土木部 | 相双建設事務所 | 東ヶ丘公園 | 土地 | 4,947,193,007 円 | 都市公園（広域公園）として取得。 | 公園（都市公園）として利用。 |
| | | | | | 543,631.09 m ² | | |
| | | | | 建物 | 55,509,800 円 | | |
| | | | | | 92.50 m ² | | |
| 工作物 | 50,088,300 円 | | | | | | |
| 行政 A50 | 土木部 | いわき建設事務所 | いわき公園 | 土地 | 63,341,700 円 | 都市公園（広域公園）として取得。 | 公園（都市公園）として利用。 |
| | | | | | 683,298.85 m ² | | |
| | | | | 建物 | 326,373,100 円 | | |
| | | | | | 995.56 m ² | | |
| 工作物 | 3,454,305,100 円 | | | | | | |
| 行政 A122 | 教育庁 | 財務課 | 相馬海浜自然の家 | 土地 | 172,929,300 円 | 健全な青少年を育成するために、海浜地域の恵まれた自然環境の中で集団宿泊訓練等を行うことを目的として設置された。 | 相馬海浜自然の家として管理運営している。土地は、運動場として使用している。運動場以外の土地は相馬市より無償で借入れ。 |
| | | | | | 15,849.23 m ² | | |
| | | | | 建物 | 242,952,600 円 | | |
| | | | | | 4,386.31 m ² | | |
| 工作物 | 92,372,300 円 | | | | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|---------|---------------|-----|---------------|-------|--------------------------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 行政 A124 | 教育庁 | 財務課 | 福島県文化財センター白河館 | 土地 | 807,176,900 円 | 福島県文化財センター設置のため、農林総務課から分類・所管換えその他、土地所有者から買い入れ。 | 福島県文化財センター白河館が設置されている。 |
| | | | | | 51,890.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 1,024,538,000 円 | | |
| | | | | | 5,390.59 m ² | | |
| 工作物 | 419,401,900 円 | | | | | | |
| 行政 A126 | 教育庁 | 財務課 | いわき海浜自然の家 | 土地 | 0 円 | 健全な青少年を育成するために、海浜地域の恵まれた自然環境の中で集団宿泊指導等を行うことを目的として設置された。 | いわき海浜自然の家として管理運営している。土地は、いわき市より無償で借入れ。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 1,218,303,800 円 | | |
| | | | | | 6,696.97 m ² | | |
| 工作物 | 850,519,200 円 | | | | | | |
| 行政 A127 | 教育庁 | 財務課 | 郡山自然の家 | 土地 | 0 円 | 健全な少年を育成するために、恵まれた自然環境の中で集団宿泊指導等を行うことを目的として設置された。 | 郡山自然の家として管理運営している。土地は郡山市より無償で借入れ。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 156,071,700 円 | | |
| | | | | | 3,792.12 m ² | | |
| 工作物 | 81,821,600 円 | | | | | | |
| 行政 A128 | 教育庁 | 財務課 | 会津自然の家 | 土地 | 0 円 | 健全な少年を育成するために、恵まれた自然環境の中で集団宿泊指導等を行うことを目的として設置された。 | 会津自然の家として管理運営している。土地は会津坂下町より無償で借入れ。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 328,250,700 円 | | |
| | | | | | 5,864.83 m ² | | |
| 工作物 | 93,315,100 円 | | | | | | |
| 行政 A130 | 教育庁 | 財務課 | 埋蔵文化財調査作業地 | 土地 | 84,566,200 円 | 埋蔵文化財調査作業所移転のため、公有財産グループから所管換え。建物は2階建てプレハブ3棟設置。 | 埋蔵文化財調査作業所が設置されている。 |
| | | | | | 1,442.09 m ² | | |
| | | | | 建物 | 11,008,300 円 | | |
| | | | | | 1,107.45 m ² | | |
| 工作物 | 701,100 円 | | | | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|--------|---------------|--------|---------|-------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 行政 B15 | 教育庁 | 田島高等学校 | 田島高等学校 | 土地 | 270,453,200 円 | 農林科が実習で使用する農地及び植林用地等として取得した。 | 農業実習用地及び植林用地等として利用している。 |
| | | | | | 3,069,352.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| 工作物 | 0 円 | | | | | | |
| 行政 B16 | 教育庁 | 磐城高等学校 | 磐城高等学校 | 土地 | 690,134,400 円 | 敷地内グラウンドが、高等学校設置基準の 30%未満で狭隘 ^{きょうあい} であり、部活動に支障をきたしているため。 | 磐城高等学校第 2 グラウンドとして、ラグビー部・サッカー部・ソフトボール部の練習用地となっている。 |
| | | | | | 18,152.16 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| 工作物 | 745,900 円 | | | | | | |
| 行政 A6 | 警察庁舎 | 会計課 | 機動センター | 土地 | 1,788,893,100 円 | 警察施設（庁舎）敷地用として購入。 | 同敷地内に機動隊、交通機動隊、機動捜査隊、航空隊、鑑識科学センター、装備センターの施設が設置され、警察活動の拠点となっている。 |
| | | | | | 90,650.31 m ² | | |
| | | | | 建物 | 752,532,400 円 | | |
| | | | | | 7,268.35 m ² | | |
| 工作物 | 390,177,800 円 | | | | | | |
| 行政 A7 | 警察庁舎 | 会計課 | 警察学校 | 土地 | 1,047,495,100 円 | 警察施設（警察学校）敷地用として購入。 | 同敷地内に警察学校庁舎、生徒寮等が設置されており、新規採用警察官や専科生の教養を行っている。 |
| | | | | | 34,370.97 m ² | | |
| | | | | 建物 | 255,836,900 円 | | |
| | | | | | 2,770.29 m ² | | |
| 工作物 | 94,007,700 円 | | | | | | |
| 行政 A8 | 警察庁舎 | 会計課 | ヘリテレ固定局 | 土地 | 0 円 | 警察施設（ヘリテレ固定局）設置のため購入。 | 国有地を借用して同施設を設置しているが、同施設はヘリコプターテレビジョンシステムを使用する際に必要となる衛星回線の基地局となっている。 |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 3,017,400 円 | | |
| | | | | | 17.50 m ² | | |
| 工作物 | 122,149,000 円 | | | | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|-------|------|-----|------------------|-------------|-------------------------|------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 行政 B1 | 警察庁舎 | 会計課 | 南会津警察署 移転建設用地 | 土地 | 97,535,300 円 | 南会津警察署移転建設用 地として購入。 | 南会津警察署建設中。土 地の造成等の開始は平成 20年。予算は平成22年。 建物は平成22年11月5 日に竣工予定。 |
| | | | | | 8,411.70 m ² | | |
| | | | | 建物 | 0 円 | | |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | 工作物 | 0 円 | | | |
| 行政 A9 | 警察庁舎 | 会計課 | 本部長宿舎公 館棟 | 土地 | 0 円 | 本部長宿舎公館棟のため 取得。 | 本部長宿舎（県有施設で ある公館部分と国有施設 である宿舎部分が合築し て設置、入居中） |
| | | | | | 0.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 4,974,200 円 | | |
| | | | | | 103.94 m ² | | |
| | | | 工作物 | 8,354,500 円 | | | |

(3) 普通財産・行政財産

各物件の表中の土地、建物等の面積及び価額は平成 22 年 3 月 31 日現在の数値を記載している。

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|---------------------------|-------|---------|-----------------|-----------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 普通 A6 行政 A66 行政 B21 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | 太陽の国管理エネルギーセンター | 土地 | 3,134,897,800 円 | 土地は、総合社会福祉施設「太陽の国」のため、国から買い入れ。建物は、太陽の国エネルギーセンターとして新築（行政 A66）。 | 土地は、総合社会福祉施設「太陽の国」として運営に供されており、民間移譲された 3 施設の土地は無償貸付けされている。建物は、太陽の国エネルギーセンターとして利用。 |
| | | | | | 814,513.95 m ² | | |
| | | | | 建物 | 189,804,100 円 | | |
| | | | | | 3,291.01 m ² | | |
| | | | 工作物 | 362,869,400 円 | | | |
| 普通 A21 行政 A106 | 商工労働部 | 商工総務課 | 福島県産業支援館 | 土地 | 250,097,400 円 | 土地は福島駅西口複合施設の県有施設とするため購入した。福島県産業支援館（福島県中小企業振興館（2F）、福島県観光物産館（1F））、パスポートセンター等。 | 土地は、福島県産業支援館、パスポートセンター等の底地として使用している。また、土地は、共有持分しており、県の持分は 67.2%である。福島県産業支援館（福島県中小企業振興館（2F）、福島県観光物産館（1F））、パスポートセンター等。また、建物、工作物の区分所有しており、県の所有分は、44.4%である。 |
| | | | | | 2,175.29 m ² | | |
| | | | | 建物 | 1,946,247,200 円 | | |
| | | | | | 9,291.18 m ² | | |
| | | | 工作物 | 1,536,637,200 円 | | | |

| No. | 部局 | 管理者 | 財産名 | 面積・価額 | | 当初保有目的 | 現況 |
|-----------------------------|---------------|----------|--------|-------|---------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 普通 A33 行政 A117 行政 B27 | 農林水産部 | 農業総合センター | 農業短期大学 | 土地 | 1,320,073,100 円 | 福島県立修練農場敷地のため購入した。普通財産については、職員公舎に係るものである。 | 福島県農業総合センター農業短期大学校敷地、農場および校舎等として使用している。 |
| | | | | | 518,919.72 m ² | | |
| | | | | 建物 | 1,035,646,000 円 | | |
| | | | | | 20,627.20 m ² | | |
| 工作物 | 378,696,600 円 | | | | | | |
| 普通 A34 行政 B6 | 農林水産部 | 農業総合センター | 浜地域研究所 | 土地 | 53,123,000 円 | 農作物の試験栽培用の田畑として購入した。 | 農場管理員休憩室・更衣室、および物品の保管場所として使用している（普通 A34）。農作物の試験栽培用の田畑として使用している（行政 B6）。 |
| | | | | | 35,592.00 m ² | | |
| | | | | 建物 | 1,111,600 円 | | |
| | | | | | 94.78 m ² | | |
| 工作物 | 0 円 | | | | | | |

以上